

平成27年12月八峰町議会定例会会議録（第1日）

平成27年12月16日（水曜日）

議事日程第1号

平成27年12月16日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第98号 八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第99号 八峰町入湯料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第100号 八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について
- 第7 議案第101号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第102号 能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更について
- 第9 議案第103号 能代市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 第10 議案第104号 平成27年度八峰町一般会計補正予算（第6号）
- 第11 議案第105号 平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第106号 平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第107号 平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第108号 八峰町沢目財産区管理委員の選任について
- 第15 陳情第11号 必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書について
- 第16 発議第9号 必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書
- 第17 陳情第12号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書について

第18 発議第 10号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める意見書

第19 陳情第 13号 学校薬剤師の報酬改善についての陳情書について（教産建委員会付託）

出席議員（12人）

1番 鈴木 一彦	2番 笠原 吉範	3番 水木 壽保
4番 須藤 正人	5番 腰山 良悦	6番 柴田 正高
7番 皆川 鉄也	8番 嶋津 宣美	9番 菊地 薫
10番 山本 優人	11番 門脇 直樹	12番 芦崎 達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤 和夫	副町長	伊藤 進
教育長	千葉 良一	総務課長	田村 正
税務会計課長	金平 公明	企画財政課長	須藤 徳雄
福祉保健課長	大高 伸一	教育次長	金田 千秋
産業振興課長	米森 伴宗	農林振興課長	佐々木 喜兵衛
建設課長	日沼 正明	農業委員会事務局長	米森 博孝
生涯学習課長	工藤 金悦	学校給食センター所長	木村 学
あきた白神体験センター所長	佐藤 博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田 吉孝	書記	吉元 和歌子
--------	-------	----	--------

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。これより平成27年12月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、8番嶋津宣美君、9番菊地 薫君、10番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めていますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。鈴木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（鈴木一彦君） おはようございます。議会運営委員会委員長の鈴木です。

ご報告申し上げます。

当委員会では去る12月3日及び12月10日の2日間、議長同席のもとに全委員出席し議会運営委員会を開催し、11月27日付けで議長から諮問のあった平成27年12月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から18日までの3日間とし、日程等については、皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（芦崎達美君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から18日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から18日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） みなさんおはようございます。本日、平成27年12月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、9月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、平成28年度当初予算編成について申し上げます。

日本経済は、中国経済の先行き懸念による世界同時株安の進行などを背景に、新興国

や資源国への輸出関連に陰りが見えはじめ、個人消費についても消費税率や軽自動車税額の引き上げがまだ影を落とし、景気回復を鈍化させております。また、10月には実質賃金が27か月ぶりに上昇したものの、円安を背景とした輸出関連大企業を中心として底上げされたものであり、中小企業や地方企業従業者の実質賃金には大きな改善はみられておりません。

このような中、国の平成28年度予算編成は「経済財政運営と改革の基本方針2015」に基づく「経済・財政一体改革の集中改革期間」の初年度となり、地方財政については、既存の国庫支出金等を削減して、地方創生関連事業へ重点配分を行うための新型交付金を創設することとしているほか、地方交付税については「頑張る地方自治体を支援する算定」を強化・推進することとしております。

また、消費税引き上げを平成29年4月に控えて実施される国の各種景気浮揚策や、TPP総合対策本部が今後打ち出す農業・農家保護対策事業などにも柔軟に対応していく必要がありますので、本町の平成28年度当初予算編成作業も、これまで同様に国、県の動向を注視し、臨機応変に対応しなければならないものと考えております。

本町の予算編成の基本方針であります。合併後11年目となる平成28年度当初予算は「統合小・中学校改修事業」という大型事業が終了することから平年度ベースの予算となりますが、普通交付税の段階的縮減が始まることから新規事業は極力抑制し、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に集中的に努める一方、国の「地方創生関連事業」や町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「仕事づくり、移住・定住対策、少子化対策」などの事業に重点的に予算配分することとしております。

また、現在策定中の「第2次八峰町総合振興計画」のスタートの年となることから、同構想・計画に基づいた事業を着実に実行し、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための通年予算を編成することとしております。今後発表される地方財政対策などとの整合性を図りながら、2月中旬までに新年度予算の原案を取りまとめたいと考えております。

次に、八峰町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてであります。7月21日に、産業界、教育関係、金融機関、労働界に加え、子育て世代や移住者代表など、委員13名による策定委員会を設置し、人口減少対策などについて多様な視点で協議していただき、その結果を10月28日に素案としてまとめていただきました。その後、議会全員協議会やパブリックコメント手続きを経て11月30日付けで、八峰町ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略として内閣府に提出するとともに、町ホームページで公表しております。

人口ビジョン及び総合戦略の内容についてであります。11月9日開催の議会全員協議会でもご説明しておりますが、目指すべき将来人口を、2040年で5,060人、2060年で3,822人と、国立社会保障・人口問題研究所や日本創生会議の予測より相当数改善された目標数値としており、それを実現するための施策を盛り込んだ総合戦略については、推進期間を本年度から平成31年度までの5か年とし、重要業績評価指標を設けるとともに、重点的に取り組む施策として、「仕事づくりのための産業振興」「移住・定住対策」「少子化対策」「人口減少社会への対応」の4政策分野ごとに、多種多様な施策を展開することとしており、進行管理についても重要業績評価指標の達成状況を踏まえ、施策等の効果を検証するとともに、適宜計画の改訂を行うこととしております。

今後も本計画に基づき、少子化、人口減少に関する諸施策を積極的に展開しまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

次に、能代山本定住自立圏構想についてであります。9月16日、能代市が能代山本定住自立圏構想の「中心市」となることを宣言し、生活圏を共にする山本郡3町との定住自立圏の形成に向けた体制がまた1つ前進することになりましたが、その後も関係職員による協議を重ね、この度、基本目標や連携する政策分野及び内容並びに役割分担等を定めた「定住自立圏の形成に関する協定書」を取りまとめました。この後、本協定書により、中心市である能代市とそれぞれの町が1対1で自立圏協定を締結することになりますが、協定締結前に各議会の議決が必要となりますので、各市町ともに12月定例会に関連議案を提案しております。本町においても今定例会に「能代市との定住自立圏の形成に関する協定について」の議案を提案しておりますので、ご審議のうえ適切なお決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊についてであります。人口減少、高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を本町に招致してその定着を図るとともに、地域の活性化等を促進することを主な目的に、「八峰町地域おこし協力隊員」3名を募集していましたが、この度、「移住コンシェルジュ」として1名を採用することといたしました。隊員として内定した方は千葉県在住の八峰町出身者で、今年度空き家改修事業で整備する予定の住宅に家族で移住し、来年1月中旬から活動を開始する予定となっております。今

後の活躍を大いに期待するところであります。

次に、路線バス関係の補助事業についてであります。秋田県生活バス路線等維持費補助金について運営収支がまとまり補助金額が確定いたしました。岩館線であります。平均乗車密度が2.0人と昨年を0.2人下回り経常損益が増えたことから、補助金額は増額となっております。また、大久保岱線は、経常損益が減少し補助金額も減額となりましたが、平均乗車密度が0.8人と1人を下回ったことから、県補助金の補助率が2分の1から4分の1となり、結果として町の持ち出しが多くなっております。本定例会に関連の補正予算を計上しておりますので、宜しくお願いいたします。

次に、秋の行政協力員会議を11月27日峰栄館で開催し、各自治会から出された道路改良などの要望44件について、それぞれ町の考え方を示し意見交換を行ったところであります。要望に対する意見交換のほか、町からは、町道の冬期間閉鎖箇所やマイナンバーについての説明と町の総合戦略及び人口ビジョンについて説明し、理解を深めていただきました。

次に、10月5日をもって交通死亡事故ゼロ千日を達成し、10月15日に湊能代警察署長より県警本部長顕彰の伝達を受けました。本顕彰を受けるのは、平成24年の2千日達成に続き4回目となっております。これも、交通安全協会や交通指導隊など多くの団体をはじめ、町民の日頃の交通安全活動により達成できたものであります。この顕彰を機に、更に交通死亡事故ゼロを継続するよう取り組んでまいります。

11月21日、文化ホールにおいて第5回八峰町交通安全大会を開催しました。この大会は隔年で実施しているもので、町民や能代警察署、交通安全関係団体などから約100人が出席し、飲酒運転や無謀運転の徹底追放などを掲げた大会宣言を採択し、功労者表彰、児童生徒の交通安全優秀作文発表なども行い、交通安全意識の高揚を図ることができました。アトラクションとして、八森中学校と峰浜中学校の吹奏楽部による合同演奏を行い、1・2年生の演奏とは思えないほどすばらしい演奏を披露していただきました。また、交通安全教育車「まもるくんとあいちゃん号」によるシミュレータ体験も行い、有意義に大会を終了することができました。当日参加いただいた町民の皆様や、ご来賓の議長はじめ議員の皆様には厚くお礼申し上げます。

次に、秋の火災予防運動期間の初日の11月1日に、大沢地区において消防総合訓練を実施しました。住民による火事ぶれと119番通報、バケツリレーによる初期消火活動に続いて、消防団員と八峰消防署員による火災防御訓練を行いました。その後、水消火器に

よる消火訓練とAED（自動体外式除細動器）を使った救命講習も行いました。心配された雨は降らなかったものの、朝早く寒い中、100人を超える方々から参加していただき防火意識を高めていただきました。ご協力くださった大沢自治会の皆様をはじめ消防団、消防署の皆様には心からお礼を申し上げます。これから年末年始に向け、町民と一体となって防火に努めてまいります。

次に、八峰町誕生10周年記念事業の一環として、11月22日、峰浜中学校体育館でABSラジオ公開録音「堀内孝雄歌謡ショー」を開催しました。寒い中、開場前から50人近くの方が入口前に並ぶ盛況ぶりで、ステージが始まる頃には約500人の町民が会場を埋めました。初めに、岩手県宮古市出身のみやさと奏（かな）さんが3曲歌い、その後メインゲストの堀内孝雄さんが登場し全部で9曲熱唱しました。渋くて力強い歌声に魅了され、また軽妙なトークに会場は大いに盛り上がり、大きな拍手に包まれておりました。このショーの様子は、11月29日午後3時30分から30分間の特別番組としてABSラジオで放送されております。

次に、自殺予防対策事業について申し上げます。

11月14日に文化ホールにおいて「八峰町自殺予防フォーラム」を開催しました。フォーラムでは、カヌーの全日本チームやプロバスケットボール秋田ノーザンハピネッツのメディカルトレーナーなど幅広く活躍している、本館出身の松岡優さんから、「ピンチをチャンスに変える」と題し講演をいただきました。東洋医学と西洋医学の違いや、患者さんの様子を見ながら自然治癒力を高めて治療することの大切さを伝えながら、いらした時に有効なツボの紹介など、専門的なことを解りやすく解説していただきました。また、ハピネッツの試合中、選手に心理的なケアをしながらチームの成績向上に努めていることなど大変参考になりました。

講演の後、来年度統合となる八森中学校と峰浜中学校吹奏楽部の合同演奏では、馴染みのある「となりのトトロ」などの演奏がありました。ステージの前で占める総勢27名の演奏は力強いもので、改めて「笑顔がこぼれるやすらぎのまち」づくりが、実を結んでいることを確認しながらフォーラムを終えることができました。

開催にあたっては、陽だまりの会、民生児童委員協議会、ふれあいネット会議、のんき会のご協力をいただきました。この場をお借りして感謝申し上げます。今後とも自殺者ゼロの町を目指し、関係機関や団体等と連携しながら自殺予防対策事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、季節性インフルエンザの予防接種について申し上げます。

昨年度は埴川分院のみの対応でしたが、本年度は、11月から毎週水曜日に、午前中は埴川分院、午後からは本院においてそれぞれ椿坂医師と三木医師のご協力を得て予防接種を実施しております。インフルエンザワクチンは今シーズンからA型2種類、B型2種類の合計4種類となり接種料金が高くなっているため、補助金を400円増額し1400円としたところです。11月中の4回の接種日には計195の方が接種されました。予防対策を十分にしながら健康維持に努めていただきたいと思います。

次に、低所得者向け商品券給付事業について申し上げます。

国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の生活支援型事業は、該当となる世帯に額面1万2,000円の商品券を支給するもので、高齢者世帯など520世帯に配布しております。この商品券はプレミアム付き商品券と同様に来年1月20日まで利用可能でありますので、是非ご活用いただきたいと思います。また、地元消費の拡大及び地域経済の活性化を目的に、20%のプレミアム付き商品券を7月から販売しておりましたが、12月8日をもちまして、用意した5,000円券1万5,300セット、総額で7,650万円は完売となりました。

次に、今期のハタハタ漁について報告します。

ハタハタ漁は、平成7年の解禁以降順調に回復しておりましたが、平成25年以降、資源の減少傾向が顕著になり、今期の秋田県の漁獲対象資源量は2,000t程度と危機的な状態となっております。

この状況を受け、今期の漁獲枠は、昨年の1,680tから半減の800tとする厳しい漁獲制限が設けられました。そのうち、北部総括支所管内に割り当てられた沿岸ハタハタ漁の漁獲枠は、102.7tで昨年の半分以下となっております。

さて、今期のハタハタの初漁は、11月30日と昨年より4日早く、八森漁港、岩館漁港合わせて約3tと水揚げは少なかったものの、12月7日には両漁港で10t、8日には14.1tと、順調に水揚げを伸ばしております。魚体は2歳魚中心の中型ですが、価格は例年より高値で推移しております。

この、町を代表するハタハタをPRするために、12月5日、6日に東京築地本願寺で開催された「第5回秋田・鳥取うまいぞハタハタフェスティバル」に参加しております。2日間で約3万7,000人もの来場者があり、当町で販売したしょっつる汁等の特産品は殆どのが完売となりました。

フェスティバルでハタハタ料理を競う第3回目のHATA-1グランプリには、両県合わせて12店舗がエントリーし、当町からは、全て地元の食材と調味料を使用したしょつつる鍋をエントリーしました。最も美味しかったハタハタ料理に、お客さんが箸を投票する方法でナンバーワンを競いましたが、他を圧倒して見事2回目の優勝を果たしました。しょつつる鍋は、販売開始とともに長蛇の列が出来、結局2日間で770杯完売したところです。延べ11人を繰り出し、調理から販売までご協力いただきました関東ふるさと会の皆様のご支援に感謝申し上げます。

次に、9月22日、23日に東京国際フォーラムで開催された「町イチ村イチ2015」には、全国から323の町村が参加し、特産品販売などにより地域の魅力を発信しております。天候にも恵まれ、2日間の入場者数は5万2,000人を数え、初日は入場制限が掛かるほどの大盛況ぶりでした。八峰町では主にはっぼううまし商品のPRと試食販売を行いました。試食を準備したことと、関東ふるさと会の皆さまの熱心な売り込みにより、八峰町ブースの前には常時人だかりができ、町のPRが十分にできたことはもちろん、商品の殆どを完売することができました。

また、サテライト会場の有楽町駅前広場で行われたステージ発表では、2日間にわたり石川郷土芸能保存会による「駒踊り」と「奴踊り」が披露され、暴れ駒が代名詞の勇壮な駒踊りは、会場を訪れた多くのお客様から拍手喝采を浴びておりました。

次に、10月2日から4日まで3日間、東京都阿佐ヶ谷パール商店街で開催した「秋の首都圏特産品フェア」について報告します。

この事業は、昨年武蔵小山商店街で開催した「八峰白神特産品フェア」の第2弾として行ったもので、今回は町内の農家で生産された農産物や果樹を中心に、約20品目のPRと試食販売を行いました。事前に商店街近辺に折込チラシを2万枚配布した効果もあり、1日当たり約1,000の方が訪れ、商品は毎日あっという間に売り切れ、大好評を得ました。中でも、試食を多く準備した峰浜梨とブドウは大人気で、試食された方が「とても美味しい。秋田県が梨とブドウの産地なのを初めて知った。八峰町のパンフレットが欲しい。」など、来店者との会話をとおして、町を紹介することが出来、効果的なPRができました。梨とブドウの購入者には、生産者のパンフレットと注文用紙を配布しましたが、早速生産者の方に10件ほどの注文があったと報告をいただいております。食べた方の口コミで波及効果が広がることに期待しているところです。

10月10日、11日には、オフセット・クレジット（J-VER）の取引先である足立区

から、区民まつりへの参加のお誘いがあり、梨やしいたけなどの農林産物のほか八峰白神の塩や塩もろみ、しょつつるといった調味料関係の販売並びに町のPR、定住の呼びかけに行っていました。今後も、八峰町の知名度アップと生産者の収益増に繋がる効果が得られるような事業実施に努めてまいります。

次に、10月10日、11日の2日間、町の10周年記念として行われた食の祭典「はっぼうんめものまつり」についてご報告いたします。

今回で9回目迎えましたが、町内から13店舗、町外から22店舗、合計で昨年と同じ35のグルメ店が参加しました。初日は天候にも恵まれ、約1万人の来場者があり、売り切れがでるほど大盛況でしたが、2日目は午後からのどしゃ降り、イベントが中止となりましたが、それでも約9,000人が会場を訪れました。2日間の売り上げは、35のグルメ店とおらほの館を合わせて前年比94.4%の約800万円でしたが、三重県の相可高校と能代松陽高校によるスイーツショーや、能代高校の吹奏楽、郷土芸能などで会場は大いに盛り上がり上がっていました。企画・運営された実行委員をはじめ、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

恒例となりました、ルート101観光連絡協議会による国盗り綱引き合戦は、道の駅わんど大創業祭とはっぼうんめものまつりで行う予定が、共に悪天候により中止になり、10月17日に深浦ちゃんちゃんまつりで決着をつけることになりました。3年連続負け越していることもあり、地元よりも八峰町への応援が多く、結果は3勝1敗で見事勝利を収め、これまでの観光的県境「ハタハタ館」から「お殿水」へ北上することになりました。今後も、ルート101で繋がる3町の絆を深めながら、観光をとおした地域振興に努めてまいります。

次に、農林業関係について申し上げます。

最初に平成27年産米の作柄概況ですが、農林水産省が12月4日に発表した作況指数は、全国が100、東北が103、秋田県は昨年より1ポイント低い103の「やや良」となりました。県北地域も103の「やや良」となり、10a当たり収量は昨年より10kg少ない569kgと確定しました。今年はお穂期となる8月上旬の気温、日照時間が平年を上回って経過し、9月中旬以降も天候に恵まれ登熟が進みましたが、結果的に、1穂当たりモミ数が平年より少なかったことが昨年より収量が減少した要因となっております。

次に、平成28年産米の生産調整についてですが、農林水産省は11月30日、平成28年産米の都道府県別生産数量目標を発表しました。

全国の生産数量目標は、平成27年産米の生産量が平年並みとなったものの、米の需要が毎年8万t減少していることにより、依然として過剰在庫の状況が見込まれていることなどから、昨年より8万t減の743万tとなりました。秋田県は前年より4,448t減少し、41万3,092tの配分となり、昨年に比べ1.1%減少しました。面積換算にすると前年より777ha少ない7万2,093haとなり、前年より転作目標面積が増える結果となりました。今月25日に県から市町村別生産数量目標が示される予定ですが、来年1月中に八峰町農業再生協議会を開催し、配分方針等を協議・決定していただき、農家への配分作業を進めてまいります。

次に、菌床シイタケの生産状況等について申し上げます。

菌床シイタケの栽培は、今年の9月と10月に合わせて2戸の新規生産者が加わり、峰浜培養を含めて12経営体が生産を行っています。

今年の11月末までの販売実績は、販売数量が443t、販売額は4億6,100万円となっております。昨年の同時期と比べて、75t、9,900万円それぞれ上回っており、現在のところ、順調な生産・販売状況となっております。

また、峰浜培養の経営状況についてですが、上半期が終了し各事業の検討を終えておりますが、年度当初の計画を若干上回り、黒字ベースで推移している状況となっております。町では峰浜培養の更なる経営基盤強化のために、今年度当初より計画しておりました出資金の増額について、11月に増資したところであります。峰浜培養では、平成25年1月の工場再開にあたり、平成24年12月に町から運営貸付金8,500万円を借り受けていましたが、12月18日に全額町に返済する計画となっております。

次に、ナラ枯れの発生について申し上げます。

今年の8月中旬、八森御所の台地区で「葉の枯れているナラの木がある」という情報が町に寄せられました。町では山本地域振興局森づくり推進課に依頼し現地を調査したところ、ミズナラの枯損木（こそんぼく）が18本確認されました。しかし、原因は特定できる状況ではありませんでした。その後、ほかの地区も調査したところ、9月上旬には本館地区で12本、9月下旬にはナメトコ地区で1本の枯損木が確認されましたが、それ以降、他の地区での確認はされておられません。いずれもミズナラの枯損木が発見されたことから、県森林整備課及び県林業研究研修センターにおいて枯損原因を調査したところ、枯損木の材片から「カシノナガキクイムシ」が採取されたため、ナラ枯れ被害と判定されました。県からは調査資料と共に、町に報告があったところです。

町では、ナラ枯れ被害の拡大を防止するため、枯損木の所有者に状況を説明し同意を得た上で、県の補助事業を活用し被害木全量の駆除を実施すべく、今議会に関係予算を計上しましたので、宜しくお願いいたします。

次に、今冬の除雪について申し上げます。

今期除雪に向けて、除雪路線の凹凸部やマンホール等の段差のある箇所を確認の上、舗装等の補修を終え、スムーズに除雪ができるように準備を終えました。

また、去る11月10日及び18日に八峰町除雪会議を開催し、10日には協力会社等の除雪担当者、18日には除雪機械運転者の出席のもと、今年度の除雪出動基準や除雪体制、注意事項の確認を行うとともに、積雪前に各社それぞれ担当路線を巡回し、路線状況や障害物を把握することなど、安全な運転、除雪作業に努めるよう指導いたしました。

今冬の除雪路線延長は、歩道も含め141.6km、除雪機械総数33台をもって、午前7時までに完了するよう出動体制を整え、交差点等の相互の連携、スタッドレスタイヤに対応した凍結抑制剤の散布、わだち路面の解消、拡幅除雪や適宜の排雪作業を実施し、住民の安心、安全な生活確保のため、道路交通の維持と安全を図ってまいります。

次に、観海地区簡易水道事業について申し上げます。今年3月に完成した浄水場に引き続き、中浜地区及び茶の沢、御所の台地区の配水管敷設替え工事を行い、老朽管からの切替えを去る11月30日をもって完成しました。これにより観海地区においては新しい配水管への切替えが終了し、来年度浜田地区の配水管切替え工事を施工することにより、全八森地域が新しい配水管となり、これまで以上に、安定した水道水を供給できることとなりますのでご報告申し上げます。

次に、八峰町警察連絡連携制度に関する協定について報告いたします。

この協定は、教育委員会と警察署が、児童生徒の非行及び犯罪被害防止に係る相互の連携について必要な事項を定め、問題の所在を相互に理解し、連携を密にして対応することにより、児童生徒の効果的な指導及び健全育成に資することを目的としたもので、一般的な情報交換による連携はもとより、児童生徒の非行等の事案に係る具体的な情報を相互に提供するとともに、必要に応じて協議を行い、連携して当該事案に係る具体的な対策を講ずるものとするものです。10月1日施行で9月30日に協定を結んだところで

次に、八森中学校と埴川小学校の閉校式について申し上げます。

10月25日に八森中学校、11月8日に埴川小学校でそれぞれ実施しました。八森中学校

では、わたしの主張2015秋田県大会で優良賞を受賞した主張「母校への想い」が、山内宥乃（ゆうの）さんにより発表されました。また、秋田大学混声合唱団による合唱と、学生と生徒による校歌合唱が行われました。塙川小学校では、学校の活動に長年ご協力、ご指導をいただいた方々に感謝状を贈呈し、更には、児童により創立から今までの学校の歩みが歌を交えながら紹介されました。

両校とも趣向を凝らしたプログラムで式典を終えました。式の終了後には、思い出を語る会を実施し、多くの方が参加して思い出を語り合っておりました。式典及び語る会には、議員の皆様からも多数ご出席いただき感謝申し上げます。この後、3月6日には水沢小学校、3月19日には峰浜中学校の閉校式が行われる予定となっています。その際にもご出席くださいますようお願い申し上げます。

次に、小学校及び中学校統合協議会の協議内容について報告いたします。

11月24日に第11回目の会議を開催し、スクールバスの運行等について協議しました。小学校のスクールバスの運行については、通常4kmを基準とし冬季間は2kmを基準とすることにしましたが、「道路が狭隘で歩道の設置がない」、「通学路に民家が少なく防犯上問題がある」、「集落内に通学児童が少なく登校班の編成ができない」などの理由がある場合は、幅をもたせた運行とすることで了承を得ております。中学校のスクールバスの運行については、通常6kmを基準とし、冬季間は3kmを基準とすることにしましたが、現在の八森中学校区は通年運行とし、冬季運行については現行の峰浜中学校の冬季運行を踏襲することで了承を得ました。

校歌については作曲が完成し、実際の曲を試聴していただき、小学校、中学校ともご承認をいただきました。

制服について、前回、女子の夏の制服がまだ決定しておりませんでした。再度アンケート等を実施した結果、ワイシャツとすることを報告し、承認を得ました。

今後は校訓などを提示し統合に向けた準備を進めていきたいと考えております。

次に、第15回秋田県歯科保健大会で町内3子ども園が表彰されたことについて報告いたします。

11月29日、秋田市において開催された秋田県歯科保健大会において、よい歯の幼稚園・保育所の部で八森子ども園が最優秀賞を、塙川子ども園と沢目子ども園が優秀賞を受賞しました。これは保育士の見守りの中で食後の歯磨きの実施、園だよりでの保護者への虫歯予防の啓発、フッ化物洗口への取り組みなどが評価されたものであります。

次に「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！」について申し上げます。

「元気で賑わいのある秋田」の実現を図る目的で、昨年につき「第2回ふるさとあきたラン！」が、9月13日横手市で開催されました。今年は昨年より9チーム多い36チームが参加して行なわれ、当町チームは善戦及ばず36位でした。当町は、陸上競技の選手層が薄く陸上経験のない選手を含めてのチーム構成でしたが、それぞれの選手が最後まであきらめずに町のタスキをつないでゴールしたことに、惜しめない拍手を送りたいと思います。来年度は大館市で開催されることが決定しておりますので、今年の実験と反省を生かしながら準備を進めていきたいと考えております。

次に、町内で開催された主なスポーツイベントについてご報告いたします。

10月12日の体育の日に、八峰町体育協会と八峰町公民館が主催して「第10回八峰町シーサイドロードレース大会」を開催しました。雨模様で天候が少し心配されましたが、昨年より76名多い265名の方が参加して、親子の部、2kmの部、5kmの部に分かれて海岸道路を駆け抜けました。八峰町陸上競技協会によるランニング・ワンポイントレッスンのほか、恒例のお楽しみ大抽選会も行われ、会場は大いに盛り上がっておりました。

11月8日には、第9回八峰町民バレーボール大会を八森中学校体育館で開催しました。さまざまな行事が重なったため、昨年より1チーム少ない6チームの参加となりましたが、試合を重ねるごとに男女ともに好プレーが続出し、体育館は終始大きな歓声に包まれておりました。このようなイベントは、地域のコミュニティを活性化する良い機会となるものですので、今後もできるだけ多くのチームが出場してくれるよう呼びかけてまいります。

次に、ことぶき大学についてご報告いたします。

10月1日、ことぶき大学運動会を田中ミニ公園で開催しました。さわやかな秋晴れのもと、256名のことぶき大学生が、バケツリレーや晩酌リレー、じゃんけん競争などさまざまな種目に挑戦しました。会場は終始笑い声に包まれ、心配された事故もなく、参加した大学生にとっては充実した1日となったようです。

また、10月15日には八森小学校への1日体験入学が、11月7日には埴川小学校への1日体験入学が行われ、それぞれ133名、85名のことぶき大学生が参加しました。ことぶき大学生は、学習発表を行った子どもたちに笑顔と拍手で感謝の気持ちを伝えておりました。

次に、第10回町民文化祭についてご報告いたします。

八峰町誕生10周年を記念して10月31日から11月3日までの4日間、峰栄館とファガスを会場に開催しました。小・中学生、芸術文化協会員、公民館講座受講者、社会福祉施設利用者及び一般町民の方々から、書道、絵画、墨絵、俳句、写真、生け花、手芸など1,700点余りが出品され、会場を訪れた多くの町民の方々から鑑賞していただきました。また、八峰白神ジオパークのワークショップコーナーでは、砂鉄を使った「まっくろくろすけ」づくりなどに子どもたちが夢中になっていました。

11月1日の日曜日には、ファガス文化ホールを会場に、芸能発表会を開催しました。今年、11団体、4個人の出演で、延べ170名余りが出演し、和太鼓演奏を皮切りに、踊り、大正琴、カラオケ、コーラス、バンド演奏など、23演目が披露されました。日頃の学習成果を思う存分発揮していただき、出演者も観客も大いに盛り上がった発表会となりました。

また、芸能発表会の合間に「第2回あきた白神子どもの俳画大会」表彰式を行いました。県内9小学校から430点の応募があり、町長賞、議会議長賞、教育長賞、審査委員長賞など15名の方が入賞され、当日は13名の方からご出席をいただいて表彰式を行うことができました。どの作品も子どもらしい感性にあふれた作品ばかりで、作品がスクリーンで紹介されるたびに、会場からは大きな拍手が送られておりました。なお、展示会場に貼り出した地元小学校の俳画作品にも、多くの町民が見入って、好評を博しておりました。

11月3日の文化の日には、初めての試みとして、本館ソバ打ち、八峰町観光ビデオ鑑賞、和太鼓体験などのワークショップを企画しました。参加者は少なかったものの、今後も体験型の企画を提供してまいりたいと考えております。

次に、学校給食関連について申し上げます。

今年で8回目となる、農林水産省所管の地産地消給食等メニューコンテストに応募した八峰町立学校給食共同調理場の審査結果をご報告いたします。

コンテストの「学校給食・社員食堂部門」には110団体の応募があり、最優秀賞の農林水産大臣賞には残念ながら届かなかったものの、優秀賞の東北農政局長賞を受賞することができました。これも、日頃の学校給食への地場産物の活用にあたり、生産者のご協力と各学校の食育の実践、町の食育推進計画における家庭・学校・地域等の様々な場での食育の推進が評価されたものと思っております。今後とも子どもたちには、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

次に、あきた白神体験センターの利用状況について申し上げます。

11月までの宿泊利用者は4,227人、昨年比で195人の減、日帰りの利用者は2,645人で、487人の減となっています。宿泊利用では、中学生132人の減少が影響しており、日帰り利用の減少要因としては、白神ネイチャー協会主催の植樹祭開会式の利用や昨年度本県で実施された第29回国民文化祭などが上げられます。学校利用では全県各地から、69校延べ4,835人の利用があり、昨年同期比、9校339人の減となっています。利用料収入は1,312万1,000円で、19万7,000円の減となっています。利用者アンケートなどからは、行き届いた清掃や設備、職員の気配りや接客態度などに非常に満足していただいております。運営面で少子化や学校数の減少などの影響はありますが、青少年への豊かな自然体験を提供する場、町民の健康づくりや親睦の場として、今後も質の高いサービスの充実に努めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第98号、八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、地方税法施行規則の一部改正に伴い、町税関係の申告書等の様式に、いわゆる番号法で規定する法人番号を記載する欄を追加するなどの改正をします。

議案第99号、八峰町入湯税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についても、地方税法施行規則の一部改正に伴い、入湯税の申告書の様式に、番号法で規定する法人番号を記載する欄を追加するため改正をします。

議案第100号、八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定については、番号法の規定に基づいて、町が独自に個人番号を利用することができる事務を定めるとともに、特定個人情報を教育委員会に提供できるようにするため条例制定をします。

議案第101号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、番号法の施行に伴い、介護保険料の徴収猶予及び減免の各申請書の記載事項に個人番号を追加するため改正をします。

議案第102号、能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更については、同組合の事務所の位置を所在地の住所表記に合わせるため、組合規約の変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めるものとします。

議案第103号、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の締結については、能代市と定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、議会の議決を求めるものとします。

議案第104号、平成27年度八峰町一般会計補正予算（第6号）は、1億105万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を74億8,401万2,000円とするもので、歳出の主なものは、生活バス路線及びマイタウンバス維持費補助金、高性能林業機械導入補助金、漁業経営体経営安定支援事業補助金、峰浜中学校教材備品購入費、林業施設災害復旧事業費、国庫支出金返納金の追加などです。

議案第105号、平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、2,949万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を12億4,747万2,000円とするもので、歳出の主なものは、認定審査会共同設置費負担金、保険給付費、予備費の追加です。

議案第106号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、55万円を追加して、歳入歳出予算の総額を4億3,648万9,000円とするもので、事務用パソコン、プリンタ購入費と職員時間外手当の追加です。

議案第107号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、530万7,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を3億3,852万8,000円とするもので、歳出の主なものは、事務用パソコン購入費、消費税納付金、産業廃棄物処理施設使用料の追加などです。

議案第108号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、現委員の大高重春氏が平成28年1月29日で任期満了となることから、新たに木藤直氏を委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

以上、12月議会定例会でご審議いただく議案は11議案です。

詳細については、各議案の提案の際に説明させますので、宜しくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

休憩いたします。10時55分より再開いたします。

午前10時50分 休 憩

.....
午前10時55分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4、議案第98号、八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平税務会計課長。

○税務会計課長（金平公明君） それでは議案98号をご説明いたします。

八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年12月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方税法施行規則等の一部を改正する条例の公布により、八峰町税の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

次のページをお開きください。

八峰町税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。第16条と条項が書いてございますが、今日配布しております税務会計課資料でご説明いたします。

1 ページ目をご覧ください。改正のものは、法人が町へ提出する申告書等の欄に法人番号を記載する欄を追加するものでございます。それでは、36条関係については町民法人税の申告書に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございます。第2条15項に規定する法人番号を記載する欄を追加するものでございます。

それから、63条関係では固定資産関係で補正の申出書に法人番号を記載する欄を追加するものでございます。

それから89条に関しては、法人等が所有する軽自動車税等の減免申請書に法人番号を記載する欄を追加するものでございます。

それから139条関係は、特別土地保有税の減免申請書に法人番号を記載する欄を追加するものでございます。

それから、附則の改正で第2条第3号及び第4号を削るものでございます。これは納付書及び納入通知書には法人番号を不用とするものの内容でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第98号について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

日程第5議案第99号、八峰町入湯税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平税務会計課長。

○税務会計課長(金平公明君) それでは議案第99号をご説明いたします。八峰町入湯税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。八峰町入湯税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成27年12月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。地方税法施行規則等の一部を改正する政令の公布により、八峰町入湯税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

次のページでございます。八峰町入湯税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正するものでございます。

内容につきましては、先ほどの資料の7ページをご覧ください。税務会計課の資料でございます。これも申告書等に法人番号の欄を追加するものでございます。10条関係でございます。入湯税の申告書に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載する欄を追加するものでございます。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第99号について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので討論を終わります。
これより議案第99号を採決します。

お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） なしと認めます。したがって議案第99号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第100号、八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 議案第100号、八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定についてご説明いたします。

八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

平成27年12月16日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

次のページをご覧ください。八峰町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例でございますが、内容につきましては、本日配付しております総務課資料に基づいてご説明いたしますので、ご覧になっていただきたいと思います。

まず第1条につきましては、主旨を規定しております。説明欄の所でございますが、番号法で定めている個人番号を利用できる事務以外に、町が独自に利用できる事務を規

定すると共に、町長部局など内部で相互利用できるようにするものでございます。番号法第9条第2項で条例で定めれば、町独自の利用ができるということになっております。ただし社会保障、地方税、防災関係で法律の趣旨に沿った事務に限るというふうなことになっております。

2つ目は、町長部局から教育委員会へ必要な限度で特定個人情報の提供ができるようにするものでございます。番号法第19条第9号で条例で規定すれば提供できることになっているものでございます。

第2条は用語の意義を規定しております。第1号は実施機関、独自利用できる機関として町長、町長部局のことでございますが、と教育委員会とするものでございます。第2号から第6号までの規定は、規定している用語は番号法で規定している用語と同じとするものでございます。

2ページ目をご覧ください。

第3条第1項でございますが、個人番号を独自利用できる事務を別表1に定めてございますが、内容は2つの事務を規定しております。1つ目は、町長部局で福祉医療費の支給に関する事務に利用できるようにするものでございます。それから2つ目は、教育委員会で就学援助費の支給に関する事務に利用できるように規定するものでございまして、秋田県町村電算システム共同事業組合の共同利用事務のメニューに入っているもので、利用できるように今回定めておくものでございます。

次の第2項は、別表2に町長部局が福祉医療費の支給に関する事務に利用できる特定個人情報を、1つ目は地方税関係、2つ目が国民健康保険関係、3つ目が後期高齢者医療保険関係のこの3つの情報に限って利用できるというふうに規定するものです。ただし、情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の情報を受けることができる場合は、そのシステムを利用して情報の提供を受けるとするものでございまして、例えば転入してきた人の特定個人情報は、そのシステムを通して情報の提供を受けようとしなければならないとするものでございます。

第3項につきましては、番号法で規定している個人番号を利用する事務を処理するため、必要な限度で町が保有する特定個人情報を、相互に連携して利用することができるように定めるものでございます。町長部局のある部署で保有している特定個人情報を他の部署で利用できるように規定するものでございます。例えば個人番号がついている住民税の情報を、児童手当の支給事務に利用できるようにすると、そういうふうな規定で

ございます。②の但し書き以降は第2項の但し書きと同じでございますので、説明は省略いたします。

次のページをご覧ください。

第4項でございます。第2項より第3項の規程で、特定個人情報が相互に利用できる場合で、利用する内容と同じ内容の書面の提出が義務付けられている場合は、その書面の提出を省略することができるとするものでございまして、例えば課税証明書や所得証明書などの提出が義務付けられている場合であっても、その書類は省略できるようにするものでございます。

第4条の特定個人情報の提供については、番号法第19条第9号では条例で定めれば、地方公共団体の機関、例えば町長が当該地方公共団体の他の機関、例えば教育委員会に特定個人情報を提供することができることになっております。その内容を別表の第3に規定しているものでございまして、内容は、1つ目が就学援助費の支給事務に利用するため、教育委員会に町長部局から特定個人情報がついている地方税関係に限って、情報を提供できるようにするものでございます。②の但し書きにつきましては第3条の2項3項と同じでございますので、省略いたします。

その他、第5条は必要な事項は町長が別に定めるとするものでございまして、附則です。この条例は平成28年1月1日から施行するもので、ただし第3条第4項の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行するというもので、施行期日は平成28年1月1日とするものでございますけれども、第3条第4項書面の提出を省略できる規定、これにつきましては、番号法の書面の提出を省略できる施行日と合わせるというものでございまして、まだ番号法でも施行日が決まっていないようです。国では平成29年の1月1日を予定しているようではありますが、まだ決定されていないということで国と合わせるものでございます。

4ページ目には、第1表、第2表、第3表、先ほど説明した内容が記載されております。

以上で説明を終わります。宜しくお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第100号について質疑を行います。質疑ありませんか。

6番柴田正高君。

○6番(柴田正高君) この前、全協でも説明を受けたんですけども、このネットワークシステムを構築している自治体等では、こちらから情報を提供したり提供を受けたり

することができるということでありましたけれども、そうすればこのネットワークシステムは、本町はどこどこのどのような自治体とこのシステムを構築しているのか、お知らせください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） ネットワークシステムを構築している自治体というのは、日本全国の自治体でして、それがその情報システムに加入しているということで、全国の自治体がそれを利用しながら情報提供が受けられるということで、そのシステムを利用しますと、誰が、そのいつ、その情報を提供したか受けたかという記録が残るということでございます。

○議長（芦崎達美君） 他に質疑ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 先日商工会で、この個人情報の取扱いで講習を受けてきた来たのですが、講習の先生が言うには、あまり急いでカードの申請をしなくてもいいのではないかというふうな話をしていたわけですが、その中で非常に不可解な点があるわけですが、それを確認したいと思います。

1つは新カード、番号カードを取らないまま3か月を過ぎると新しい番号が付与されるというふうに聞いているわけですが、相当町内には高齢者がいて、必要のない人もいるだろうしその認識もない人もいると、そうなった場合に、現在交付されている紙ベースの仮のカードになるかどうか分かりませんが、その書かれている今の通知の番号が、3か月後には自分の番号ではなくなるというそういうことになるというふうに理解しているんですが、そういうことなんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） 郵送されて返戻されてきた分については、3か月間町で保管します。3か月以内に取りに来なかった場合は、それは廃棄処分となります。取りに来なかった人はどうするかと番号がなくなるじゃないかと、そうしますとその人が申請して再発行することになります。再発行すると新しい番号がその人には着くということになるということです。

○議長（芦崎達美君） 他に質疑、10番山本優人君。

○10番（山本優人君） もう1つはカードを発行しない者、人が、今後会社経営であれ

ば、バイトのおばあさん方の分も番号を付与、書かざるを得なくなるわけですね。ところが、おばあさんがカードを持っていなくて、こちらで確認しようとした場合に、おばあさん自体が番号さえ認識してその会社に通知すればそれでよしとするのかどうかと、そういうことをまず確認したいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長（田村 正君） その高齢者の被扶養者ですか、そのおばあさんの代わりに扶養届を出す会社に勤めている人が、会社はその番号を知らせればそれで済むということでございます。なのでおばあさんが直接お知らせしなくてもいいんです。その勤めている人が、会社に出す書類に記載して出せばいいということで、ただその番号はおばあさんの番号は、企業に勤めている提出する人は他の人に漏らしてはいけないというふうな規定でございますので、おばあさんが直接その会社に届けなくてもいいということです。そういうことでしたでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 宜しいですか。他に質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第100号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案101号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第101号であります。八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する

平成27年12月16日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由であります。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されました。このために条例を改正するものであります。

次のページをお開きください。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例案であります。八峰町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第7条2項第1号中、及び住所及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号に改めるということで、これは介護保険料の徴収猶予に関する提出書類に、個人番号を記するというものであります。

第8条第2項第1号中、及び住所を住所及び個人番号番号に改めるということでこれは保険料の減免に関する申請書に個人番号を加えるというものでございます。

附則であります。この条例は平成28年1月1日から施行する。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） これより議案第101号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第101号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第102号、能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第102号を説明いたします。

議案第102号、能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部変更について。

地方自治法第286条第2項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議の上、能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成27年12月16日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由であります。同組合の事務所の位置を所在の住所表記に合わせるため、組合規約の変更に関して地方自治法290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部を変更する規約案であります。

能代市山本郡養護老人ホーム組合規約の一部を次のように変更する。

4条中、11番地の3を11番地3に改めるということで、番地の後の「の」を削るということとございます。

附則であります。この規約は、平成28年4月1日から施行するというものでございます。

以上であります。

○議長(芦崎達美君) これより議案第102号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第102号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第103号、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長(須藤徳雄君) 議案第103号、能代市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について、ご説明をいたします。

八峰町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定により、別紙のとおり能代市と定住自立圏の形成に関する協定を締結することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

平成27年12月16日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由であります。能代市と定住自立圏の形成に関する協定を締結するためでございます。

では、次の次のページをご覧ください。

定住自立圏の形成に関する協定書、能代市以下甲と八峰町以下乙は定住自立圏の形成に関し次のとおり協定を締結する。

目的でございます。第1条、この条例は中心市宣言を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担して定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、連携及び協力しながら地域の活性化を図るため、定住自立圏を形成することを目的とすとしております。

第2条が基本方針であります。

第3条の所に連携する政策分野及び内容並びに役割分担について定めております。ここに第1号、第2号、第3号がございますが、これは国の定住自立圏構想推進要綱で規定する3項目となっております。

第4条が事務執行にあたっての連携協力及び費用負担について定めております。

第5条が協定の変更でございますが、あらかじめ議会の議決を経るものとしております。

次のページの方には協定の廃止でございますが、第6条、ここもあらかじめ議会の議決が必要となっております。

それでは、次のページをご覧ください。

次のページからは、第3条関係のそれぞれの分野ごとにおきまして、取組みの内容と甲の役割、乙の役割について定めております。1が医療の関係、それから次のページに福祉分野の関係、下の方には教育分野について定めております。そして次の5ページの方には産業振興分野について、6ページの方では結びつきやネットワークの関係の1として公共交通分野、それから道路等の交通インフラの整備分野、それから下の方が地域内外の住民との交流移住促進分野について載せております。

また次のページの方ですが、その他として松枯れ関係のもの、それから圏域マネジメント能力の強化ということで、圏域内市町の職員等の交流についてを載せております。本議案については、同様の物を能代市山本郡の4市町それぞれが議会に提案しており、議会の議決を経た後、能代市と3町がそれぞれ1対1で協定を締結することになっております。

以上、宜しくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより、議案第103号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 8番です。質問します。

ページのふってる協定書の中身の第5条に、協定の変更という部分があるのですが、第3条に関わる、この後ですね、それぞれの具体的な政策分野があるのですが、現に今回の議案の中にもあります、松くい虫にプラスしてナラ枯れ、こういうものも出てくるわけで、ナラ枯れになってくると、今度は能代市も当然里山に関係するわけですので、出てくる。そういう時、7ページの4のその他、松枯れ被害の対策というところ、直すとすれば、これは先ほどの第5条の変更を当然伴うわけで、また開かなきゃだめだということになるのでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えをいたします。

その他として載っておりますので、ナラ枯れをこの事業で行う場合には変更となると思います。いずれこの事業でなくても、様々な補助金等があればそちら使うわけです。松くい虫についてもそのとおりでございます。ただし後で特別交付税で充当したいとなった場合には、このとおりここに載せるということになりますので、その時にはまた議会の議決ということになります。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） 他に質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） この後一般質問でも皆さんから出てくると思うんですが、T P Pの関係でございますけれども、やはり自分だけの自治体でT P Pに対応する部分、大変混乱する部分もあると思います。そういった具合にここの構想の中で他町村との連携がもし必要な部分があるとなれば、そういった部分をここの中に載ってくることもやぶさかではないというようなことで判断して宜しいでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） この内容を協議する際に、まず定住自立圏の中でも絞って載せていこうという話になっております。農林水産業関係については人材の育成というものを載せようとしております。というのもソフトが中心でありまして、それに各町の方では1,500万円という上限がございますので、その中でやれる物はやっていこうという話になっておりますので、敢えて農林水産、特にT P P関係のものについて載せておりません。いずれそういったものの機運が高まってきて、載せなければいけない場合には、当然能代市、その他三種、藤里とも協議しながら、載せる場合もございます。その時にはまた、議会で議決ということになりますので、どうか宜しくお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第103号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第104号、平成27年度八峰町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） それでは議案104号についてご説明申し上げます。

平成27年の一般会計補正予算でございます。議案第104号、平成27年度八峰町一般会計補正予算（第6号）、平成27年度八峰町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出の総額にそれぞれ1億105万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億8,401万2,000円とするものであります。

それから2条につきましては、繰越明許費の追加であります。

3条は地方債の追加及び変更でございます。

平成27年12月16日提出

八峰町長 加藤 和夫

そういうことで、その次の3ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費の補正でありますけれども追加分であります。この後、歳入歳出にも出てまいりますけれども、7月の豪雨災害に遭いました峰浜線の分でございます。

11款災害復旧費、これを7,609万3,000円を追加するものでございます。

それから、その次のページをご覧ください。

第3表の地方債補正の追加の分ではありますが、これも今の峰浜線の分の補正分であります。2,030万円。これは町負担分のうちの9割を町債で賄うというものであります。

それから2番目の変更でありますけれども、過疎対策事業通常分ということで、これは限度額の変更でありますけれども、140万円増えまして1億7,960万円とするものであります。これもこの後の議案に出てまいります、白神森林組合が今回高性能林業機械を導入したということで、その分でございます。

それでは、歳入の方に入りたいと思います。

8ページをご覧ください。

14款2項6目災害復旧費国庫補助金4,206万3,000円の補正であります。これは先ほど言いました林道峰浜線の分でありますけれども、査定額の65%分4,206万3,000円をみましました。なおこれは今回激甚災害にも指定されておりますので、この後90%ぐらいまで補助金がかさ上げされる可能性もあります。

それから、15款2項1目総務費県補助金129万2,000円の補正であります。これは先ほど行政報告にありましたけれども、生活バス路線維持補助金ということで岩館線、それからマイタウンバス費補助金ということで大久保岱線の実績見込みといたしますか、それが確定したということで岩館線につきましては82万円、大久保岱線につきましては47万2,000円であります。

それから農業費の補助金、その次の農林水産業費県補助金49万2,000円の補正であります。中身につきましては経営所得安定対策推進事業費補助金、今回追加割り当てになったということで10万円の補正であります。これはまた後で歳出の方にも出てまいります。

それから青年就農給付費事業補助金、これも実績見込みに伴いまして、そのまま同額

がこのあと歳出の方に出てまいります。

それから新規就農者経営開始支援事業補助金ですが、これも実績見込みが出ましたので、それに伴う減額130万6,000円であります。これも後ほど農業振興費の方に出てまいります。

それから補正財源の一部ですが19款1項1目の繰越金3,551万1,000円ですが、これは前年度繰越金を充てるというものであります。これによりまして留保額が2億9,584万3,000円となります。詳細につきましては全協資料の17ページの方にごさいます。

それでは、その次の21款1目の農業水産業債140万円の補正ですけれども、これを裏側の先ほど地方債の変更の所で申し上げました高性能機械導入費補助金ということで、過疎債を充てるということで、これは白神森林組合の方に行くものであります。

それから、災害復旧事業債2,030万円、これも先ほどの繰越明許費のところでありました、繰越明許費ではなくて、地方債の変更のところでありましたけれども、林業施設災害復旧事業債ということで峰浜線の分でごさいます。

その次、歳出であります。

12ページ、13ページですが、2款1項2目文書広報費30万6,000円の補正であります。11節の需用費ですが、この度八峰町の誕生10周年記念に伴いまして、広報のページが増えたということでその分の30万6,000円であります。

それから、職員手当等ということで時間外手当40万円ではありますが、ふるさと納税や地方創設事業等の事業追加があったということで補正するものであります。

それから、19節の負担金及び補助ですが、821万4,000円でありますけれども、先ほど歳入もありましたけれども、岩館線が492万円、それから大久保岱線が329万4,000円あります。

それから、電子計算費20万円ですけれども、これも実績見込みに伴う職員の時間外手当であります。

それから、自治振興費16万2,000円の補正であります。これは維持費の手数料ですけれども、畑谷自治会入口の看板が経年劣化でだめになったということで、それを建て替えると言いますか、付け替えるものでございます。

それから、交通安全対策費4万8,000円、これも時間外ですけれども実績見込みに伴うもので4万8,000円。

それから、諸費の2万4,000円につきましても同じでごさいます。

それから、2款3項1目戸籍住民基本台帳費104万5,000円の補正であります。これは先ほどいろいろ出てまいりましたけれども、いわゆる番号法、マイナンバーカードの導入に伴う備品購入ということで、本人確認カード裏書きプリンター91万6,000円、それから委託費の12万9,000円、その保守委託料でございます。

それから、一番下の3款1項4目医療給付費64万円の補正でありますけれども、これは実績見込みに伴う福祉医療費分でございます。

それから、その次のページ14ページですが、6款1項2目農業総務費72万4,000円の補正であります。これも時間外40万円、これは業務増によるものであります。

それから、需用費修繕料32万4,000円は、おらほの館の自動ドアの駆動装置が経年劣化でなったということで修繕するものであります。

それから、3目の農業振興費52万7,000円の補正でありますけれども、賃金が12万円これは農政関係、それから整備事業関係の事業が多くなったということでこれもそれに伴う賃金の追加であります。

それから、19節の40万7,000円ですが、これは先ほどの歳入関連で青年就農給付金事業補助金が112万5,000円、これは同額であります、歳入と。

それから、新規就農者経営開始支援事業補助金、これは71万8,000円の減額であります。これは実績見込みに伴うものであります。

それから、その次の農地費7万2,000円ですけれども、1負担金7万2,000円ですが、これは俗に言う開パ、能代地区の県営造成施設等の突発事故復旧支援事業八峰町負担金ということで、当初11万7,000円を予算措置しておりましたけれども、今回事業費が確定したということでその不足分でございます。

それから、7目の水田農業構造改善対策費10万円でありますけれども、これも先ほどの歳入にありました経営所得安定対策推進事業費補助金でこれも歳入と同額でございます。

それから、6款2項2目林業振興費225万円の補正であります。最初の13委託料ですが、行政報告にもありましたナラ枯れ対策防除委託料でございます。76万5,000円。

それから、19節の補助金ですが148万5,000円、これにつきましては先ほど町債のところにもありましたけれども白神森林組合の方に高性能林業機械を導入するという補助金であります。

それから、6款3項2目の水産業振興費126万5,000円でありますけれども、これにつ

きましては126万5,000円の補助金ですが、全協でも詳しく説明いたしましたけれども、漁業経営体経営安定支援事業費ということで今回4名の方から設備機器の導入でしたということで町の3分の1分の負担分でございます。補助分でございます。

それから、7款1項7目の温泉管理費1万3,000円につきましては役務費1万3,000円、これは7月にいろいろ豪雨等あったわけですがけれども、故障警報の通報が多かったということで電話料の追加でございます。

それから、9款1項1目非常備消防費9万6,000円ですが、これは実績見込みに伴う時間外でございます。

それから、災害対策費の職員手当につきましても同額であります。

それから、需用費の40万円ですけれども、これにつきましては岩館地区の避難路の階段手すり等の補修でございます。

それから、役務費の8万6,000円はこれは電話料の分でございます。

それから、4目の防災無線設備費37万4,000円ですけれども、役務費手数料でございます。防災無線移動系再免許申請手数料ということで、これは車載、車に乗せる分に伴うものでございます。

教育委員会費につきましては後ほど教育長の方から説明いたしますので、20ページの方です。

20ページ、21ページ、11款1項2目林業施設災害復旧費7,609万3,000円の補正であります。需用費としては消耗品が82万3,000円、燃料費15万2,000円。

それから役務費51万9,000円。これは手数料でコピー機のカウンター料であります。

それから、委託料137万3,000円測量設計業務委託料でございます。

それから、使用料につきましては50万8,000円、事務機器関係がコピー機の借り上げが20万7,000円。

それから、自動車等ということで現場用の自動車のリース料が30万1,000円であります。

それから、15節の工事請負費、災害復旧工事費、峰浜線の分ですが、7,271万8,000円であります。

それから、13款2項1目国県支出金返納金544万4,000円の補正であります。これは事業確定に伴う過年度分の清算分ということで返納金であります。児童手当負担金分が2万8,000円、それから自立支援給付費負担金分が537万円、それから、障害児通所給付費負担金が4万6,000円あります。

どうか、慎重にご審議の上、ご決定賜りますよう宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） 教育費について説明を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは私の方から教育委員会関係の補正についてお話しします。

16ページであります。10款教育費1項教育総務費、事務局費として83万円を計上させていただきました。10ページになります。この金額は全てですね、今回限りの事業でありますけれども、統合対象校の保護者や学校からの要望もございまして、対象となる子どもたちを体験センターを活用して仲良くさせようということでの計画であります。9万円の職員手当については一般職の時間外手当でありますし、また報償費につきましては、統合校の交流事業報償費ということで各種体験のメニュー等指導の謝礼であります。

次に、使用料及び賃借料につきましては体験センターを利用する、食費、宿泊費、また子どもたちが体験するさまざまな必要なものということで、合わせて83万円の計上でございます。

次、10款教育費3項中学校費の148万2,000円でございます。備品購入費として教材備品であります。これは平成28年4月から中学校の教科書の改訂があります。そのために教材の備品として先生方の使う指導書指導用教材、また教師用の教材等を購入するもので、148万2,000円の計上でございます。統合する前に計上しておかなければならないわけですので、峰浜中学校費の方へ1校分として計上させていただきました。通常であれば2校分でありますけれども、統合するというところで1校分であります。

次に、10款教育費4項社会教育費8万円につきましては、職員手当として時間外勤務手当、各種活動が少し多くなってきたための、見越しての計上でございます。

次、公民館費として3万円につきましては、通信運搬費として郵便代金等の補正でございます。

八森文化交流施設管理費として94万9,000円の計上でございます。需用費として計上させていただきましたものでございまして、光熱費33万円につきましては今年度から峰栄館からファガスの方へ生涯学習課を移動しました。そのために職場が1つ増えたような感じになりますのでその分の光熱費として電気料の増額であります。修繕料として、61万9,000円を計上させていただきましたものにつきましては、ファガスの文化ホールの自動ドアの経年劣化に伴うセンサーの交換やら、ファガスの自動ドアの劣化に伴う部品の交換ということで、合わせて61万9,000円の計上でございます。

次のページになります。10款教育費5項保健体育費学校給食共同調理場運営費であり

ます。マイナスの89万2,000円であります。共同調理場の塗装工事が終わったことに伴いましてのマイナスの補正でございます。89万2,000円であります。

どうぞ宜しくお願いします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第104号について質疑を行います。質疑ありませんか。
7番皆川鉄也君。

○7番(皆川鉄也君) 30ページの給与明細の部分でちょっとお伺いいたします。23ページです。ごめんなさい。給与明細のことでちょっとお伺いをいたします。

今回時間外勤務手当の143万4,000円増額になりまして、時間外3,000万円超えております。通常ですと、大体どの程度時間外勤務手当なっておるのかですね、もしわかったら教えていただきたいと思います。それでそれぞれ担当課でかなり事務量が増えたりなんかして時間外も増えておるのかなというような具合に思うわけで、金額そのものよりもやはり前々から職員の健康問題等が大変憂慮されておるわけでございまして、やはり時間外が多くなるということは、職員に対する負担も合わせて増加するという具合に判断をされますので、そこいら付近の考え方をちょっと教えていただければなという具合に思います。

○議長(芦崎達美君) ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) まず1点目の時間外の例年の状況はと、今ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど正確な数字をお知らせしたいと思います。

それから大分時間外が多くなっているんじゃないかということで、職員の健康面を大変気遣って私どもも気遣っておりますのでお互いにですね、事務分担をしながらなるべく1人の職員に偏らないようにしております。職員が何人かで手伝いながらやっていますので、1人だけの時間外ではないということでご理解をお願いいたします。

○議長(芦崎達美君) 他に質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番(皆川鉄也君) 今、総務課長からご答弁いただきましたけれども、まんべんなく多くの時間を1人の職員に費やすことなく頑張っているということは理解できるわけですが、なかには相対的に金額が膨らんでまいりますと、どうしても受ける側は労働時間が多くて個人の負担が増えているんじゃないかなというような考え方にならざるを得ないという具合に思われますので、やはり時間外もいろいろな工夫をしながら、なるべく職員負担にならないような工夫もこの後考えていく必要があるだろうという具合に思い

ますので、どうか職員の健康管理も含めてそこいら付近十分考慮していただければと思います。

○議長（芦崎達美君） 他に。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 歳出の9ページのところで、林業費の補助金に政令指定病害虫等の防除事業というのがありますが、これは県の補助金になっているんですけども、確かに。国の方の補助金であったと思うんですが、これにかさ上げした形で75%なんですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の質問に対し、答弁を求めます。佐々木農林課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） ただいまの質問にお答えいたします。

政令指定病害防除等というこの名称なんです、これはナラ枯れの方の名称ということで今回使いましたけれども、いずれ国から来る補助であることには間違いございませんけれども、県経由で来るということで県補助金ということで計上してございます。この比率も75%というのは決まっております。

以上です。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。他に質疑ありませんか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） 13ページの19節負担金及び補助金、交付金。町長の行政報告にもありましたが、平均乗車密度が岩館線で2.0、大久保岱線で0.87人、1人乗らないわけです。こういう路線に対して大型バスを走らせて、なお且つ800万円県の補助金を差っ引いても700万円ぐらいのお金が町から出るわけです。極端な話、バスでなく乗用車でもいいわけですよ。町長、無駄だと思いませんか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。議員がおっしゃるとおり、今回は前年よりどちらも0.2人減となりました。特に大久保岱線は1人を下回って0.8人となったことから、県の方の補助金が2分の1から4分の1というふうに減額されております。議員がおっしゃるとおり、大型バスが通っております。我々ももう少し小型化していただけないかというお話はバス会社の方にもしております。ただバス会社の方も新しいバスを購入するのではなくて、系列の会社からいろいろ中古を購入したりということで今やりくりしてるんだという説明がございました。改めてまたそういったことについては要望してまいりたいと考えておりますし、現在のところ一般財源というか、町の持ち出し

が増えているわけですが、今のところ、このうちの8割が特別交付税で入ってくるというものになっております。となれば、平成27年度でいけば138万円ほど、平成26年度では124万5,000円ということで、13万いくらまた増えたわけですが、100数十万円の持ち出しでございますので、今のところはこういったもので頑張っているところでございます。こういった考え方が覆ってくればまた大変なことになりますので、いろいろ国からの情報も得ながらこのバス事業については頑張っているところでございます。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。11番門脇直樹君。

○11番（門脇直樹君） これに関しては、再三一般質問でも取り上げておりますが、そろそろ何かこう見直す、手段を講じる時期だと思うんですよ。例えば直営であれ委託であれね、もうちょっと小さめの車をね、数台町で準備してね、この財源があれば簡単にできると思うんですよ。例えばもうちょっと小型化したものでね、綿密な路線を組んで町内を巡回させるとか、もしくはその車を利用して、今統廃合が進むスクールバスにちょっとプラスして。そうすればもっと充実した送迎サービスができると思うんですよ。小型化したバスなりマイクロバスで、もっと綿密な路線を組んで時間帯を組んでやればそれが住民サービスだし、それをスクールバス等に活用する部分は活用すればそれが送迎サービスになるし。今までこの過去交付していた補助金、もしくはこれから先交付する補助金、こういうお金があったら何でもできると思うんですよ。一向に一般質問で取り上げても何ら手段を講じない何の変化もない、無駄金じゃないですか、町長。

○議長（芦崎達美君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。門脇議員からは再三にわたって同様の一般質問もいただいております。門脇議員が考えていること、誠に理解しております。今回の地方創生の方の総合戦略の中でも、今後新しい交通システムは必要ではないかという考え方が委員の方からも出てまいりました。それから議員がおっしゃるとおり様々なものに使った場合ですけれども、やっぱり八峰町、現在財政力0.16です。1割6分の打者の力しかございません。そういった中では国県の方からいかに財源を確保するのかといったものも重要になってまいります。今のところスクールバスでなくてこの生活バス路線については、この形でしか特別補正の0.8という算定はございません。ということからこの事業を使っているわけです。ただし、今回の定住自立圏構想に公共交通の部分

を載せました。それから総合戦略のところにも載せております。となれば町が行っている単独のバス購入の補助金であったり、それから空白地の有償運送であったり、様々なものに今度は財源が生まれてくるのではないかと考えておりますので、ようやくその条件が固まりつつあるなあということでございますので、大分待ったと思えますけれども、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○議長（芦崎達美君） よろしいですか。これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第104号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は午後1時より宜しくお願いいたします。

午前11時59分 休 憩

.....
午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11、議案第105号、平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。大高福祉保健課長。

○福祉保健課長（大高伸一君） 議案第105号であります。平成27年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）であります。

平成27年度八峰町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,949万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,747万2,000円とするものであります。

平成27年12月16日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

6 ページと 7 ページをお開きください。歳入であります。8 款 1 項繰越金 1 目の繰越金であります。前年度繰越金であります。2,949万2,000円です。

次のページをお開きください。歳出となります。1 款 3 項 2 目認定審査会の負担金であります。19節負担金補助及び交付金27万2,000円の補正であります。認定審査会の共同設置費の負担金となります。

次に 2 款の保険給付費であります。1 項の介護サービス等の諸費 1 目であります。居宅介護サービス給付費1,500万円の補正となります。19節負担金補助及び交付金であります。居宅介護サービス給付費の負担金の補正1,500万円であります。

次に、3 目地域密着型介護サービス給付費です。200万円の補正となっております。これも19節負担金補助及び交付金であります。地域密着型介護サービス給付費の負担金200万円の追加となります。

5 目であります。施設介護サービス給付費2,000万円の減額であります。19節負担金補助及び交付金で2,000万円の減額、施設介護サービス給付費の負担金であります。

9 目であります。居宅介護サービス計画給付費であります。300万円の補正ということで19節負担金補助及び交付金であります。居宅介護サービス計画給付費の負担金300万円の追加ということになります。

2 款であります。保険給付費 5 項の特定入所者介護サービス等費であります。1 目特定入所者介護サービス費820万円の補正ということで負担金補助及び交付金であります。特定入所者介護サービス費負担金の補正ということで820万円であります。

次のページをお開きください。2 款保険給付費であります。5 項のこれは先ほど説明した分であります。8 款予備費であります。1 項予備費といたしまして2,102万円の補正となります。

以上であります。

○議長(芦崎達美君) これより議案第105号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第106号、平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長(日沼正明君) 議案第106号でございます。平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。

平成27年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,648万9,000円とするものでございます。

平成27年12月16日提出

八峰町長 加藤和夫

歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきまして、ご説明申し上げます。

6ページ7ページをお開きください。歳入でございます。5款繰越金1項繰越金1目繰越金、前年度繰越金55万円でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。1款管理費1項総務管理費1目一般管理費でございます。職員手当19万3,000円、これは施設管理の巡回等による職員の時間外手当でございます。18節備品購入費35万7,000円、内訳は事務用パソコン14万1,000円、それから事務用プリンター21万6,000円、共同電算のよるための備品の購入でございます。

以上でございます。宜しく願いいたします。

○議長(芦崎達美君) これより議案第106号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(芦崎達美君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第107号、平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼建設課長。

○建設課長（日沼正明君） 議案第107号でございます。平成27年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成23年度八峰町の公共下水事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ503万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳出予算それぞれ3億3,852万8,000円とするものでございます。

平成27年12月16日提出

八峰町長 加藤和夫

歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

6ページ7ページをお開きください。

歳入でございます。5款繰越金1項繰越金1目繰越金前年度繰越金530万7,000円でございます。

次のページでございます。歳出でございます。1款事業費1項総務費1目一般管理費でございます。備品購入費事務用パソコン1台14万1,000円、これは共同電算によるもののパソコンでございます。負担金及び交付金でございますけれども、県北地区広域汚泥処理施設事業負担金といたしまして環境影響調査費の追加により5万9,000円の追加でございます。公課費消費税納付419万2,000円でございます。平成26年度の消費税が確定されましたので5%から8%の影響を受け、419万2,000円の追加となりました。

次に、1款事業費2項施設管理費2目沢目処理区施設管理費でございます。需用費から公課費まででございますが、これは全て初年度当初に予定しておりました産廃の量、

いわゆる最後の絞りかすでございますけれども、これが約9%ちょっと増量いたしましたのでその分の補正でございます。需用費光熱費ポンプの電気料でございます。30万9,000円。委託料、汚泥運搬業務委託料7万4,000円、産廃廃棄物処理施設使用料52万1,000円、公課費産業廃棄物税1万1,000円の追加でございます。

以上でございます。宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） これより議案第107号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これより議案第107号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。
日程第14、議案第108号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてを議題とします。
当局の説明を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 議案第108号、八峰町沢目財産区管理委員の選任についてをご説明いたします。
八峰町沢目財産区管理委員に次の者を選任したいので、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住 所 八峰町峰浜浜田田中字向田面179番地5

氏 名 木藤 直（昭和26年12月25日生）

提案理由でございますけれども、八峰町沢目財産区管理委員の大高重春氏が、平成28年1月29日で任期満了となることから、新たに八峰町沢目財産区管理委員として選任いたしたく、八峰町沢目財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

木藤氏は、現在田中自治会の会長職務代理を務められておりますけれども、今年の4月23日に参与という形で沢目財産区の委員に就任しております。今回の委員選任に当たっ

ては、田中、高野の両自治会合同の推薦を得て提案をしておりますので宜しくお願い申し上げます。

○議長（芦崎達美君） これより議案第108号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。
お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、議案第108号は原案に同意することに決定しました。

日程第15、陳情第11号、必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など、「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書についてを議題とします。内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますがご異議ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより陳情第11号を採決します。お諮りします。陳情第11号について採択とすることにご異議ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。山本優人君。陳情第11号ですか。

○10番（山本優人君） そうです。討論ないですか。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） この陳情第11号に反対の立場で討論に参加します。

まずここに陳情の内容について、国の負担を増額して自己負担を引き下げる、更には介護報酬を引き上げると、誠に都合のいい内容でございまして、今財源を求め消費

税8%から10%に上げようと、それでもなお且つこの医療費に回すだけの財源がないだろうというふうな状況の中にですね、更にこの陳情項目を全てかなえんとすれば、20%の消費税も視野に入れなければならないというふうな勝手な一方的な理屈というふうに私は思いますので、この陳情に対しては反対をしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 他に討論ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 討論ですので賛成の立場から申し上げます。

この陳情第11号については、毎年医療介護の年金制度について社会保障の充実を求めるという内容で陳情の出るところでこれまでもずっと本会議の中で採択しているわけです。そういう事情からすると、今山本議員がおっしゃるとおり、国の方の財政事情も分かるわけですけれども、今までの経緯もあるわけですので、これは採択すべし、こう思います。

○議長（芦崎達美君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 他に討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより陳情第11号を採決します。この採決は起立で行います。陳情第11号について採択とすることに賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって本案は採択とすることに決定しました。

日程第16、発議第9号、必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、平成27年度12月議会定例会陳情発議目録をご覧ください。

2ページであります。

発議第7号

平成27年12月16日

八峰町議会議長 芦崎達美様

提出者 八峰町議会議員 鈴木一彦

賛成者 同上 嶋津宣美

〃 〃 笠原吉範

〃 〃 腰 山 良 悦
〃 〃 柴 田 正 高

必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など

「社会保障の充実を国に求める」意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提案の理由であります。安全・安心の医療・介護、安心して暮らせる最低保障年金の創設など社会保障の充実について関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

意見書につきましては3ページに載っておるとおりであります。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 意見書についても反対の立場で討論に参加します。

先ほどの陳情の件でも同じなわけですがけれども、町の財政等の監視役でもある議員がですね、国に負担を増額をお願いしていて、なお且つ自己負担を下げるというふうなことは財政的な問題、それに伴って町の財政も大きく変化するわけです。そういうふうなことを考えると意見書を国に出すというのは、町の姿勢からいってもちょっとおかしいのではないかというふうに私は思いますので、意見書の提出については反対いたします。

○議長（芦崎達美君） 他に討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私は賛成の立場で討論に参加をさせていただきたいと思います。

今、大変雇用情勢不安定な中で介護に携わる職員の方々、あるいはこういったところに施設の方に就職される方、大変多くなっておると聞き及んでおります。しかも中には不正規職員というような方々、いわゆるパートとかアルバイト的な方が大変多いというように具合にお伺いをいたしております。この先高齢化社会を迎えるにあたり、どんどん介護の必要性が必要に迫られてくるだろうという具合に考えられます。そういった中で本陳情は誠に的を得る陳情であるわけでございまして、私はこれに賛成をいたします。

○議長（芦崎達美君） 他に討論ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 反対討論を行います。

この陳情書、意見書、非常に多岐にわたっています。医療、介護、そして年金制度、しかも後期高齢者医療までごっちゃになった陳情であります。非常に政治的意図が感じ

られる陳情であると思います。確かにその内容が我々も賛同する部分もあります。しかし、国の実情からいって全てこれがこの陳情者の思うとおりになるものかどうか、もう少し検討が必要ではないかというふうに思います。寄って反対をいたします。

○議長（芦崎達美君） 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 他に討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方は起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（芦崎達美君） 起立多数です。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、陳情第12号、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現の意見書を求める陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって陳情第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論はないようですので討論を終わります。

これより陳情第12号を採決します。お諮りします。陳情第12号について採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は採択とすることに決定いたしました。

日程18、発議第10号、介護従事者の勤務環境、改善及び処遇改善の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。藤田議会事務局長。

○議会事務局長（藤田吉孝君） それでは、陳情発議目録の5ページをご覧ください。

平成27年12月16日

八峰町議会議長 芦 崎 達 美 様

提出者	八峰町議会議員	鈴木 一 彦
賛成者	同 上	嶋 津 宣 美
〃	〃	笠 原 吉 範
〃	〃	腰 山 良 悦
〃	〃	柴 田 正 高

介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善
の実現を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条により提出します。

提案の理由でございます。介護従事者の人材確保・離職防止の実質的な対策、及び安全・安心の介護保障の実現について、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

意見書につきましては6ページのとおりでございます。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 質疑を省略し、これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。関係機関に意見書を送付いたします。

日程第10、陳情第13号、学校薬剤師の報酬改善についての陳情書についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は、会議規則第91条第1項の規定により教育産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情13号は教育産業建設承認委員会に付託することに決定いたしました。本定例会最終日前までに審査を終了されるよう希望いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は明日12月17日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 1時27分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎 達美

同 署名議員 8番 嶋津 宣美

同 署名議員 9番 菊地 薫

同 署名議員 10番 山本 優人

平成27年12月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成27年12月17日（木曜日）

議事日程第2号

平成27年12月17日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
税務会計課長	金平公明	企画財政課長	須藤徳雄
福祉保健課長	大高伸一	教育次長	金田千秋
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	日沼正明	農業委員会事務局長	米森博孝
生涯学習課長	工藤金悦	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田吉孝	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

午前10時00分開議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議会は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、11番門脇直樹君、1番鈴木一彦君、2番笠原吉範君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。6番議員、柴田正高君。

○6番（柴田正高君） おはようございます。いつもどおりトップバッターを務めさせていただきます。

通告にしたがいまして、町長に2点お尋ねいたします。

まずはじめに、生薬栽培についてであります。

今年から農家による生薬の栽培が始まりまして、無事収穫も終わり、農家への支払いも済みました。町の助成もあり、栽培農家はある一部の農家は赤字になった農家もあるようですが、ほとんどの農家が労力に見合う収入を得たようであります。そこで、この生薬栽培の今後の課題等についてお尋ねいたします。

1) として、来年メーカーのカミツレ、また来年から収穫が始まりますキキョウの買入れ数量と価格について、龍角散若しくは生薬協会とも話がついているのでしょうか。今年6戸の農家が29aに作付いたしまして47.8kgの収穫があって、龍角散からキロ3万円で購入されました。龍角散からは、栽培にあたって農家が間に合う単価で改良を行うという事前の話もあったようであります。そして、量についても大体指示があったようであります。そこで、この来年の買入れ価格と買入れ数量というのは非常に重要なわけで、これが決まらないと農家の方たちの栽培意欲にも当然影響してまいります。どの程度の価格でどのぐらいの量を買ってもらえるのかというのは、今後の栽培面積に非常に決める上で農家にとっては大事なもので、この点メーカーとの話し合いはあったのかどうか、お尋ねいたします。

2) として、10a当たり3万円の助成今年行われたわけですがけれども、この3万円の助成というのは農家にとって非常に魅力ある補助でありました。米に換算すれば1反歩当たり3俵分が補助として行われたわけですので。栽培農家キロ当たりの生産費が非

常に農家間でばらつきがありまして、2万円から4万8,000円も生産費がかかった農家もあります。当然、この4万8,000円も生産費がかかった農家にすれば、赤字だったということになります。その上に3万円の助成金が来年以降継続されないとすると、当然農家の栽培意欲に影響があるわけです。ですから、この10a当たり3万円という助成金が今後も継続するのかどうかお尋ねいたします。

3) といたしまして、栽培面積の拡大への取り組みについてであります。

産地化を目指すのであれば、当然面積増というのは何としても必要なわけです。そして、高品質のものを、しかも生薬メーカー若しくは生薬協会の求める量を常に供給できる体制を整えるということが産地化の重要な点であります。こういう体制を整えることができるかどうかというのが、この事業の生死にかかっているんだらうとかように思います。それで、栽培面積拡大の取り組み対策というのがあるのかどうか。

4) としまして、栽培期間の作付調整、品目の調整は必要なのではないかとということでもあります。今、中国からの輸入物が9割近くを占めております。しかし、この価格も年々高騰し、メーカーが求める量もなかなか中国から確保できないという状況になっているようであります。そこで、その点踏まえて、日本各地で生薬栽培と取り組もうという所があちこちに出てきております。秋田県でも美郷町は積極的に取り組んでいる自治体の一つだらうと思います。どうしても最初取り組む産地にすれば、栽培のしやすい比較的小金にもなるというのに当然取り組みやすい品目にどうしても取りかかりやすい、こういうことになるんだらうと思います。朝鮮人参のように収穫まで5年も要するのにはなかなか手を出しづらいということになるんだらうと思います。各地の生薬栽培に取り組む所が、みんなこういう気持ちでカミツレやキキョウなどを作付すると、当然、産地間競争も起こるだらうし、価格の低下に繋がるんだらうとこう思います。そこで、産地間の品目調整、作目調整は当然必要になってくるんじゃないかなと。こういう話合いを持つ機会は、構築しなきゃならないと、こう思います。

5) としまして、栽培面積を増やすためには、機械や資材購入費の支援を行う考えがあるかということです。人力だけではどうしても栽培面積を増やすには限界がございます。収穫するにしてもお茶の摘む機械みたいなのを、大きくなればああいう機械でも導入する。それから、乾燥調整も当然機械化してくる必要もあるんだらうとこう思います。そういう機械や資材費の栽培面積が増えてきた場合、こういう機械の購入費の支援を行う考えがあるかということでもあります。産地化が行われまして、これは私の希望なんで

すが、常にある一定の量をメーカーの方に供給できるようになれば、メーカーの方でも生産施設の設置、または収穫物の選別などを行う施設などをこっちの方で作ってほしいと要望することも可能になってくるんじゃないかと。そうすれば、また新たな雇用も生まれるんじゃないかと。そういうのが行われて初めてこのプロジェクトは成功だと言うえるのではないかなと、かように思います。そして、薬用植物の栽培は時には人の生死をも左右する薬に繋がる重要な仕事であります。医療の一旦を担っているという自覚を常に持って、今後も取り組んでいただきたいと思います。

2点目に、T P P大筋合意の対応についてお尋ねいたします。

このT P Pの問題はこの後もまた質問する議員もおられるようですが、私は私の視点でこれを町の方にお尋ねいたします。

T P Pが発動されると町内の稲単作農家への影響は非常に大きいものがあります。未整備田を有する小規模農家や後継者のいない高齢者は、離農する方が多数出てくるかもしれません。T P Pの発効は、早ければ2年後と言われています。国による稲の作付調整が廃止されるのとちょうど重なってしまいます。大規模農家はこぞって今まで転作した田んぼにも作付をするでしょう。そうすると、稲単作農家、しかも小規模の農家の受ける影響は非常に大きいものがございます。

そこで、1)として、農家の受ける影響額について、試算したのかどうかお尋ねいたします。

2)町独自の支援策を考えておられるのかどうかという点です。当然、国もこのT P Pの問題、農家の影響が大きいということで支援策を講じるようではありますが、国や県の支援策で足りない部分があるとすれば、当然、町独自の政策で補うべきだと思いますが、そういう考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

3)離農者が多数出た場合の対策があるかということでもあります。離農者が多数出た場合、耕作放棄地になったり、また畑作複合経営ということで、畑作に転換される方もおるでしょう。その場合、用排水路の整備が行われなかったということでもあります。畑作の場合は当然水を使わないわけですから、用水の手入れ、排水の手入れは行われなかったのは当然だろうと思います。そうなった場合、大雨が降って用排水路から水が溢れ、住宅に浸水するということが考えられます。現に、昨年、今年と2年続けて中浜の住宅に、去年は床下浸水、今年は7月の雨で床上浸水がありまして、洗濯機と冷蔵庫でしたか、水に浸かって使い物にならなくなったと、こういうことがありました。その原因は、裏の

水路の氾濫で、水路から溢れた水が住宅に浸水したということでもあります。その裏の田んぼは一部畑になって、一部は自己保全、ちゃんと草刈りされて整備はされておるんですが、水路の泥上げや草刈りは全然行われていない状態で、ゆえに大雨が降った場合、住宅浸水したということのようでもあります。こういうことがあちらこちらで起こり得るんじゃないかなと、こういう懸念があります。その場合、町の方でどういう対策を考えておられるのか。

それから4)として、他業種への影響は、農家以外の業種への影響があるのかどうか。あるとすればどのような影響なのかお尋ねいたします。T P Pは今後参加国が拡大する可能性を秘めており、更に市場開放が進む懸念があります。政策大綱は決定されましたけれども、大筋合意からわずかひと月半で十分な影響試算も示されないままにまとめられた内容は、あくまでも当面の処置であり、それに伴う予算も財源の確保も示されていないというのが実情であります。農家の多くは、先行き不安や不信感を抱えております。不安や不信感を払拭するための策はあるのかどうか、合わせてお尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの6番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。それでは、柴田議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、生薬栽培についてお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、生薬栽培は、試験栽培を経て、農家栽培が始まり、今後の拡大に期待しているところであります。現在、当町のカミツレ畑で撮影された龍角散のCMが全国に流されている最中で、その冒頭に秋田県八峰町の文字が流れると共に、国産生薬の栽培がアピールされておりますので、生産者にも良い刺激になっております。

それでは、ご質問の1点目「来年メーカーのカミツレ、キキョウの買入れ数量と価格は」についてであります。

カミツレについては、今年は52.5kg出荷し、「原料代及び奨励金」の名目で1kg3万円で販売しましたが、来年の必要量は30kg程度、価格は来年の作業実績で判断することでまだ未定ですが、今年の半分から3分の2程度を見込んでいます。また、キキョウについては来年秋に初収穫となりますが、メーカーの必要量1万2,000kgに対して、わずか200kg前後の収穫量を見込んでいます。価格はまだ決まっていませんが、メーカーからは、必要経費はもちろんのこと、稲作栽培の収益以上の手取り保証する旨の回答

を得ております。

2点目、「助成10a当たり、3万円は今後も続けるのか」についてです。

今年度カミツレとキキョウの栽培者には、主に国の産地交付金を活用して10a当たり3万円を支援したところです。生薬栽培が経営の一部としてある程度定着するまでの期間は支援が必要であり、今後も続けたいと考えています。

3点目、「栽培面積拡大への取り組み」についてですが、カミツレは必要量が決まっております面積拡大は望めませんが、キキョウはまだまだ面積拡大が可能です。町有農園では種子を確保するための栽培を継続しており、希望農家による栽培が可能となっております。広報1月号で募集を開始して2月中旬頃までに取りまとめ、栽培を拡大していく計画であります。

4点目、「栽培地間の作付品種調整は必要ではないか」についてです。

カミツレもキキョウも起源鑑定付きの種子を町が譲り受け栽培しており、品種は1種類のみです。その種子で育てた苗を農家に提供して栽培していますが、仮に、別の植物の花粉が飛んできて交雑することも考えられますが、農家のほ場で種を採取することはありませんし、キキョウは花のつぼみの段階で摘んでしまうので、その可能性は殆ど無いものと考えております。したがって、作付品種調整は特に必要ないと考えております。

5点目、「栽培面積を増やすためには機械や資材購入費の支援を行う考えは」についてであります。

カミツレは特別な資材も機械も必要ありませんが、キキョウは根を使用する関係で、掘取り機械や根の皮むき機械、乾燥機などの機械が必要となります。これまで国内栽培が無かった関係で専用機械がないため、現在、卸会社などで機械を検討しております。いずれ、機械の導入がなければ本格栽培、面積の拡大は出来ないのので、調達方法も含めて町の支援が必要であれば検討してまいりたいと考えております。

次に、T P P大筋合意の対応についてお答えをいたします。

T P Pの概要について、柴田議員をはじめ皆様方は十分ご承知のことと思いますが、町での影響が最も懸念される米の状況について若干お話をしたいと思っております。これまで国では、W T O協定で約束したミニマム・アクセス米として、主食用米で10万t、加工米や飼料用米等で67万t、合計77万t輸入してきました。更に、今回T P Pの合意では、アメリカとオーストラリアに対して、新たに無関税の特別輸入枠を設け、協定発効時に両国から年間5.6万tを輸入、3年間維持した後に段階的に増加させ、13年目以降は年間

7.84万tを輸入するものです。これらの合意内容は、今後開催される通常国会での承認が前提となりますが、参加している12か国が全て国内手続きを終えるには、2年近くの月日がかかるとも言われております。

さて、1点目の「農家の受ける影響額について試算したか」についてです。

国では合意後、T P P総合対策本部を立ち上げ、合意内容等資料の作成、政策大綱を決定しておりますが、影響額の試算はまだ発表しておりません。また、秋田県でも対策本部会議を開催していますが、「国が影響額を公表していない現時点で、詳細な影響を推し量ることはできない」として、国の公表を踏まえて、県では影響を試算するようであります。町でもまだ影響額は試算しておりませんが、国や県の状況を踏まえ試算していきたいと考えております。

2点目の「町独自の支援策は考えているか」についてです。

国が決定した「T P P関連政策大綱」では、基本方針や攻めの農林水産業へ転換するための政策目標は示されていますが、具体的な事業などはまだありません。また、秋田県では「国の政策を踏まえ、必要に応じて独自の施策を講じていく」というスタンスのようです。T P Pがまだ発効されていない現時点で、具体的な町独自の支援策はまだ考えておりません。しかし、いずれT P Pが発効されれば、価格の安い輸入米が入ることによって消費がだぶつく、米価全体が下がる恐れなど、現在の米をめぐる情勢が更に厳しさを増すことが予想されます。したがって、町としては、これまでも進めてきた複合型生産構造への支援策を主体に継続していくことが必要と考えております。

3点目の「離農者が多数出た場合の対策はあるか」についてです。

農業者が高齢化している、後継者がいない、農業機械の更新が必要、経営規模が小さい等々の理由から、今後離農者が出てくるのは残念ながら現実問題だろうと思います。しかし、T P Pだけが原因で離農者が多数出るということは少し考えにくいことだと考えています。T P Pが発動するまでの期間、発効後の維持期間など、まだまだ数年の準備期間があるので、今から離農者を出さない対策が必要であります。J Aとの話し合い、農業委員会、農業再生協議会等で議論しながら、町として出来ることがあれば支援していきたいと考えております。

4点目の「他業種への影響はあるか」についてであります。

林業関係では、合板や製材などについて、輸入額が多いマレーシアの合板、カナダの製材等に対し、T P P発効時に関税の50%が引き下げられ、更に安い外材が輸入されま

す。このため、林業では原木供給を担う林業生産活動が停滞する事が懸念されています。木材産業では、合板や製材品の価格が低下すると共に、国産製品の需要が減少する事態が懸念されています。漁業関係では、魚の品目別に関税撤廃の期間が設定されていますが、主なものとして、カツオ、ベニザケ、マダラ、ヒラメ、カレイ、タコ類やカキなど T P P 発効時に関税が撤廃されるため影響が懸念されています。また、安い牛肉・豚肉が国外から入ってくることで、水産物の消費量が減少し、価格の低下が懸念されています。

最後に、「農家の不安や不信感を払拭する策はあるか」についてであります。

農家の方々は T P P の発効により、安い外国産米が輸入されることで米が過剰になり、自分の生産した米が売れなくなるのではないかと、価格が安くなるのではないかと懸念があると思います。その不安を払拭するには、J A や主食集荷業者等への確実な販売先の確保をはじめ、農家の皆さんが安心して米作りのできる販売先の確保が重要であると考えております。この先、T P P の発効いかに関わらず、八峰町の米の価格がいくらで、販売先がどこで決まっていれば、農家の不安は一掃され、安心して米作りができるのではないかと考えております。

○議長（芦崎達美君） 6 番議員、再質問はありますか。6 番柴田正高君。

○6 番（柴田正高君） 来年度のカミツレの買入れ数量が 30 k g、今年からの 3 分の 2 程度になると。価格についても半分から 3 分の 2 程度の買入れだと、こういう答弁でありました。まるっきりこれだと、逆戻りするような数量と価格であります。当然、生産する農家にすれば買入れ数量が足りないということは、栽培する面積が縮小するということでもあります。また、価格が今年の 3 万円から半分、ないしは 3 分の 2 程度になるということは、当然生産者に見合わないということで撤退する生産者も出てくるのではないかと。現に今、今年の生産費 2 万円から 4 万 8,000 円もかかった方もおられるということでもあります。そうなった場合、町で生薬の産地化を目指すという目標からかなり後退するということになるんだろうと感じます。町の方では、龍角散以外にもっと買入れ先を開拓するとか、こういうことをなさる気がないんでしょうか。そうでないと、何のために今まで多額の経費を使って栽培農家を確保するというをやってきたのか、意味分からなくなってしまいます。

それから、10 a 当たり 3 万円の助成は今後も続けるということですので、この点については栽培農家も一安心だとうと思っておりますが、この助成というのは、栽培農家が軌道に

のるまで私は行うべきだろうと思います。まず、栽培農家が栽培技術を確立して、それで栽培業者間の生産費のばらつきがなくなるように、当然、技術指導そういうのも必要だろうと思います。そういうことを町の方でしっかり行って、栽培農家が軌道に乗るまでやっぱり責任を負うべきだろうとこ思っております。その点、また町長はどうお考えなのか。それから種子の供給等は今後も町の方で行うようですが、種子の提供、講習会とか研修の開催、それからメーカーとの交渉、こういうのはやっぱり町の方でしっかりサポートするべきだろうと私はこう思います。そうすることによって、農家の栽培者の安心も生まれるし、それから取り組む意欲もまた湧いてくるんだらうと。そして、とにかく龍角散以外の購入先をやっぱり早急に確保する必要があるだろうと思います。

以上の点について、今一度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず、今年より来年はカミツレの収穫実績より下回る目標になるわけでありましてけれども、反面キキョウは大幅な目標アップということでありまして、今取り組んでいる方々は両方ほとんどやっている方々ばかりでございますので、そういったところにシフトをしながらやっていきたいなと思っております。というのは、求める生薬メーカーの方の収量を無視しながら作付するわけにはいきませんので、ある程度それに沿ったような形で、しかし価格は保障していただくというふうなことで進めてまいりたいなと思っております。栽培の技術的なもの、議員がおっしゃったように、多分生産者の中でもそれぞれ作り方にばらつきがあって、かなりコストをかけた所もあれば、コスト少なくなって済んだ所もありますので、そこら辺はお互いに栽培、生産者間の会議がございますので、そういう中でお互いに技術交換をしながら、出来るだけこの低コストで収穫できるような工夫を新年度はしていかなきゃならないのではないかなと。そういうことをクリアしていくと、このばらつきも少なくなって安定した形でのお互いの栽培が出来ていくんじゃないかというふうに思っております。

それから、現在生薬を作った後は全部龍角散だけであります。これは、うちの方は東京生薬協会と協定を結びながらやっているわけで、協会の方には龍角散以外にもそれぞれあるメーカー入っているわけでありましてけれども、協会を通しながら、出来れば他のメーカーでも使える品目を出来るだけ斡旋してもらいたいような形に話し合いはしております。ただ、こちらの今まで試験栽培やっけてきているものと、メーカーの求めるものと一緒に

ならないと出来ないこういう難しさもありますけれども、龍角散プラスそういう希望するものがあれば拡大をしていく方向にはあるということをお願いしておきたいと思いません。

それからおっしゃったように、さっきも答弁しましたけれども、産地交付金はこの後も継続しながら、出来るだけ軌道に乗るまで支援はしていきたいというふうに考えております。

それから、種子の提供も勿論うちの方のほ場でやりながら提供をしていきますけれども、その他生産者の打合せとか、あるいはまたメーカーとの折衝とか、そういうのは今も町の方も入りながらやっていますので、この後も安定するまでは続けなきゃいけないし、これが延びていけば生産者同士で生産法人を作るなりしながら、自らが動ける状況を作っていかなきゃならないわけでありましてけれども、まだ当面はそこまでいっていませんので、町としても出来ることは最大限支援しながら拡大に向けて頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） キキョウはメーカーの方でかなり収量を希望していると。価格もキロ1万2000円ということで、かなり高い価格を示されております。ということは、町の方では、もうキキョウの栽培を主力として産地化を目指すのかどうか、そういう考えなのかどうか今一度お尋ねいたします。

それから一昨年、私ら議員が高知県に視察に行ったとき、高知県の担当の職員の方が生薬の研究機関を設けてから10年ほどなるんですという話で、そうすれば農家の方に栽培の依頼をしないんですかとかお尋ねしたところ、農家が軌道に乗るまで補助金を出せないと、高知県の方では。農家にお願するとなれば、当然農家が栽培して間に合うだけの収量を上げるまで面倒を見なきゃならないと。そういう助成が県の方では出来ないから、今のところ出来ないから、まだ農家の方に栽培はお願いしていない、そういう話でございました。当然、先ほど私も言ったように、この助成金というのは農家がちゃんと栽培技術を確立して、それで田んぼや稲作っているそういうのよりも十分な収入が得られるというところまで、やっぱりしっかり面倒を見るべきだろうと思います。

それから、産地間の品種の調整についてなんです、この点も連絡協議会、仮称なんですけどこういうものを設けて、やっぱりちゃんと情報の交換、そういうのが必要になるんだろうと思う。その点について、またもう一つ今一度お答えください。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

この生薬というのは、生産する側と、それから使う側の需給がマッチしないとなかなかさばいていけない、こういう特殊性がございます。そういう面では、今、龍角散も国産化に切り替えていますけれども、キキョウは先ほど言ったようにかなりの量を使うと。でも今、供給できる方が少ないということなので、当面はこのキキョウを中心にしながら拡大をしていきたいなというふうに思っています。勿論、先ほど申し上げたように、それ以外のメーカーで、それ以外の必要のものあれば、この後更に検討を加えていきたいなと思っております。

それから高知県の事例も出されましたけれども、うちの方はそういう面では早く支援をしながら栽培に取り組んでいるわけですから、それはそれとしていいんじゃないかなと私は思っています。それから国内では今、東京生薬協会と協定を結んでいるのは全国で7か所ぐらいに増えてきました。その場所場所によって多分作る品目は違うだろうと思いますので、全体的な何を作るかまでは把握しておりませんが、ただ県内で協定を結んでいるのは、美郷町であります。美郷町もカンゾウを中心に今までやってきましたけれども、今の龍角散の需要からいってキキョウも必要だということで、来年度から何かそちらの方も取り組むような話もありますけれども、全国の人が協議会的なものをつくるのはなかなか無理があると思っておりますけれども、県内で美郷町とはお互いに連携を取りながら、これから技術的なものも含めながら情報交換をしてまいりたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 国の機関で国立開発研究法人、すごい長い名前なんであれですけども、医薬基盤健康栄養研究所薬用植物資源研究センターというのがありまして、このセンターの事業として、種苗の供給と栽培指導に関する支援を行っている所だそうです。町の方でもやっぱりこういう所があるのであれば、そういう支援の要請も行うべきだろうと思うわけです。そして、ここでは優良な品種を種をやっぱり優良種苗を選別して、増殖法なども検討しているようでありますので、こことコンタクトを取って町としても早く主要品目、メーカーの求めに応じて毎年栽培する品種を変えるんじゃないかと、やっぱり主力品種を品目をある程度確立して、そしてそれに特化するというのがやっぱり必要じゃないかと。それが八峰町はキキョウだというネームバリューも一つの要因

になるんだろうと。それこそ産地化形成のためには、やっぱりそういうのも必要じゃないかなと、このように考えます。今一度その点について答弁をお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今おっしゃった長い名前、略して「基盤研」と言いますが、実は今回八峰町で新しく締結更新しましたが、今回から東京生薬協会と、その基盤研と八峰町と3者の協定なりまして、お互いにいろいろ指導とかもしていただけることになりましたし、それから、その種子そのものは基盤研のこの固有のものでないと拡大していけないということで、私の方種子はそこを基盤にしたものからきているので、正真正銘の血統証付きという言わばそういう種でございますので、それでないとメーカーの方では引き取ってもらえないというふうな状況です。したがって、この後も協定も結んでいますので、種子とかあるいはまたそういう指導とかについては、またいろいろ必要があればお願いをしながらやっていきたいと思っています。

それから、品種を特定しながら八峰町はキキョウだよという、それは確かに必要なことでありますけれども、先ほど言ったように、需給の関係があるものですから、こっちはっきりそれを増やしてどんどん作ったと言っても、引き取る所がないと逆に生産者困るわけでありますので、そういうものとかみ合わせながら、やっぱり拡大をしながら、出来るだけおっしゃたように、特定のものが伸ばせるようなのが理想的ですけれども、そういう相手があることでありますので、そういうものもかみ合わせながら考えていきたいと思っていますので宜しくをお願いします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○6番（柴田正高君） なし。

○議長（芦崎達美君） 2問目について、再質問ありませんか。6番柴田正高君。

TPPの問題について、再質問させていただきます。

農家の受ける影響額については、まだ町の方で行っていないということでもあります。それこそ早ければ、このTPPの発動は2年後に行われるわけです。それから1問目でも言いましたが、稲の作付調整が2年後には廃止されます。その時期とちょうど間の悪いことに重なるんですね。ですから、その時になって農家がどうのこうのというんじゃないで、今から能代市みたいに今から対策本部を設けて、能代市は市長を本部長として対策本部を設けて、影響等について検討しているようであります。町の方でもそ

ういう対策本部とか設ける考えがあるのか。やっぱり、設けて、その時になって慌てるんじゃないくて、もう事前にそういう体制を作っておいて、国の方のものが決まったり何だりした場合、速やかに対応出来るというような体制にしておく必要があるのではないかなど、かように思っております。それから、町独自の支援策、これについては考えておらないということでありましたけれども、畑作に転換する場合、支援はあるわけでありましてけれども、先ほど言ったように、畑作等に転換した場合、用排水路の手入れがなされないということが非常に心配なんです。大雨が降った場合、水路が泥詰まって直ぐ水路側から水が溢れる。それが人家の近くであれば、当然、床下浸水とか床上浸水という災害に即繋がるわけです。今年、埴川が氾濫して避難指示が出た部落もあったようで、多数の議員が一般質問で取り上げておりましたけれども、目名瀉の庁舎の横を流れている小釜沢も氾濫寸前で、部落の役員たちが皆招集かかって警戒に当たったわけですが、幸い雨が小康状態になったので氾濫するということには至らなかったんですが、あれが氾濫していれば、当然この庁舎の方まで水が来たんだろうと思います。この母谷林道沿いに10ha以上の田んぼがあるわけですが、全部去年から稲の作付が行われておりません。ですから、田んぼに水を張るということは全然ないんですね。降った雨が即小釜沢に流れ込んでしまう。それで、そこのこの庁舎から200mぐらい上がった所まではかなり蛇行して川が流れているものですから、かなり土砂が堆積して、かなり川が浅くなっている。この庁舎の辺りはまっすぐに流れているのでいいんですが、この上の方がかなり土砂堆積しておりまして、今年の7月の雨がもう少し1、2時間長く降っていれば、多分この川も氾濫したんだろうと思います。この山間地の耕作放棄が、このT P Pの発動などに伴ってどんどん増えるんじゃないかと、こういう懸念があります。そうすれば、埴川の氾濫みたいな所が至る所に起こってくるんじゃないかなど、こういう心配をしております。それから、今まで先祖が代々守ってきた田んぼを自分の代で放棄するわけにはいかないと。そうして歯をくいしばって頑張ってきた農家たちも、これを一つの契機として、困難だからやめようという人が出て来ないとも言い切れません。そうした場合、山間地の田んぼが幾ら中間管理機構に貸すと言っても、受け手がいるのかどうかということです。皆さんこの庁舎の周り見てもあちこちに大豆栽培されている所が目立ってきました。大豆の栽培は、生産法人アグリの中に委託して栽培してもらっているのですが、このアグリやなんかだと、水路の整備に出て来てください、農道整備行いますからと案内しても、この地域に住んでいない法人ですので、ほとんど出てくること

はない。そうすれば、残った農家の人たちが非常に難儀して水路の整備や農道整備を行っているわけです。それがだんだん少ない人数からまた離農する人が出てきてというと、今まで頑張ってきてこれからもやろうかなという人たちの意欲にも影響がくるわけです。そういうことを町の方では考えておられるのかどうか。当然、この離農者が出た場合の対策ということに繋がると思うので、その点について町の方で考えがあるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） T P P の影響については、まだ発効まで間があるので、国の方でもまだ影響額の試算もしていないという状況であります。ただ、昨日の新聞に出ていましたけれども、国としては今回補正予算を組みながら3,800億円ぐらいの予算を付けて、それ以前の攻めの農業に転換をしていくための様々な施策に予算を配分していきたいという方向が出されています。確かに、うちの方でも先ほど申し上げたようにいろんな影響は想定されるんですけども、まだ国・県も公表していない段階で、私の方にも考え方がそれを受けながら影響額については考えたいと思っていますので、今の段階で対策本部は確かに設置しておりませんが、情報収集やら、国・県の動向については注意深く我々としても見守っている最中でございます。したがって、必要があれば私の方でも別に対策本部立ち上げることはやぶさかではありませんので、状況を見ながら、必要であれば対策本部を立ち上げながらその後の対策について取り組んでまいりたいなというふうに思っています。

それから、柴田議員の方から今の農業のおかれている高齢化の問題、いろんな影響で耕作放棄地が増える問題とか、水路の維持とかいろいろ話ありましたけれども、今、今年の税制改正でも、農地はやっぱり担い手に集積していくという方向になってきています。貸していく場合は、固定資産税についても安くする。逆に、放棄地として貸さない場合は、固定資産税を高くするというような国の方策も今出されてきております。そういう意味では、町内でももっと農地をほしいと思っている人がいるんですけども、逆に貸す人が少ない今の状況でありますので、出来ればそういう担い手に集積をしながら守っていくという方向をこれからは取っていかざるを得ないんじゃないかなと思っております。あと、町の方でも対策本部を設置しないにしても、この後様々な形でいろんな情報が下ろされ、そしてまた影響などについても目に付いてくると思いますので、その際は、町としても必要なものについては支援策を講ずるように手立てをしていきたいと

思っていますので、どうかご理解をしていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。6番柴田正高君。

○6番（柴田正高君） 平成17年に国の方から赤道・青道が各自治体の方に委譲されて、本来であれば赤道・青道については町の方で管理しなきゃならないわけですけども、膨大なメーター数ですので、町の方でも、使用している水利組合やそれから部落で使っている分については従来どおり維持管理をしてくださいと、こういう方針できております。しかし今言ったように、使用しなくなった水路や農道、赤道・青道については、当然住民生活に影響を及ぼすようになれば町の方でやらなきゃないわけです。ですから、その時点では町の方でしっかり管理していただきたいと思います。

それから、時間もかなり迫っていますので、T P Pの関連でもう少し私の方からお話しさせていただきます。

T P Pによって7万8,400 tも米が発動時に入ってくるわけです。これは、発動時にアメリカから5万 t、オーストラリアから6,000 t、そして13年目にアメリカから7万 t、それからオーストラリアから8,400 t、合計7万8,400 tの米が主食米用として入ってきます。そのほかに、米の調整品や加工品は発動時に関税が削減されたり撤廃されます。当然、米の需要が減ることになります。国の方では8万 tを備蓄用として買入れて、非常に出る米を囲ってしまうということのようですが、アメリカとオーストラリアから入ってくる米については主食用米として入ってくるわけです。当然、備蓄米との価格差が生じるんです。備蓄米も主食用米と同じ値段で国の方で買ってくれるなら農家の手取りが減ることはないんですが、3分の2ぐらいの価格で備蓄米は国の方に買い上げられることになります。当然、こういう点からいっても稲単作農家の影響は非常に大きいんですね。ですから、国の対策、それからこぼれた県の対応、そういうのをしっかり見極めた上で、それからこぼれた部分は町の独自の政策でしっかり補うべきだろうと思います。今一度、その覚悟あるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今、柴田議員がおっしゃった今回のT P Pの妥結した内容から見ますと、前のミニマムアクセス米、W T Oの時は義務化された輸入枠でありましたけれども、今回は義務化されておられません。それで、輸入するのは、私も詳しいことまでは分かりません。S B S方式といって、これはあくまでも輸入業者と事業者が取引をして、成立すれば入って

くると、それが成立しないと入ってこない、こういう方式で義務化された枠ではないというのが今回の妥結の内容だようであります。とは言っても、量的には当然いろんな形で入ってくると思いますので、今心配されたいろんな点はあるわけでありましてけれども、もう少しそういった影響する状態を見極めをしながら、先ほど申し上げたとおり必要であれば町の方でもいろいろな手立てを考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） 6番議員の持ち時間が経過しておりますので、これで6番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。再開は11時より再開いたします。

午前10時56分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 議席番号4番の須藤でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

3点質問をさせていただきます。

はじめに、平成28年度の予算編成方針と持続可能なまちづくりをしていくための財政運営についてお伺いをしたいと思います。

昨日、町長から行政報告の中で、平成28年度の予算編成方針が示されました。その中で、来年は移住・定住、仕事、子育て支援、そういうものに手厚くしていきたいというようなお話がありました。そして、新規事業は極力控えたいというような方針も示されておりました。また、効果の上がらない事務事業を廃止するというようなことも話しておりました。私は、効果の上がらない事務事業ではなくて、勿論それも廃止は当然であります。効果の上がらない、町で今までやってきた事業を英断で廃止しすっぱりと切っていく、そういう勇気もまた必要なんではないのかなというふうに思っております。例えば、農林水産処理加工施設、もうだいぶ経過いたしました。当初の目的が少しでも達成されていれば、我々もまた続けてほしいと、もう少し頑張ってもらいたいというような気持ちにもなるわけでありまして、未だにその芽が一つも出ていないということであれば、もう今ここでその事業を切ってしまう。そして、あの施設を別なものに変えて進めていくというようなことも私は必要なんではないのかなというふうに思います。町ではいろ

んな事業をやってきておりますが、検証していなかった事業がたくさんあります。国からデフレによって不景気になった、それを活性化するためにいろんな名目の下に交付金が町に交付されてまいりました。緊急雇用の交付金、また経済浮揚の交付金、そして八峰町の各事業所に補助金としてそれが渡されました。3年経ちました。その雇用が非正規から正社員として雇用されているのか。また、補助金で導入された設備によって、その会社がどういうふう成果を上げて、今営業しているのか、そういうものが一切検証されていない。勿論検証されていないから、我々議会にも報告がない。補助金をやっただけ、後はもう町では知りませんと。そういうような事業をやってきております。昨日の町長の行政報告の中に、八峰町から都会にいろんな特産品や梨、ブドウ、ハタハタ、その都度PRに行っております。何年かやって、その梨やブドウが都会の方から注文がきているのか、ハタハタが都会にそのPRによって多く出ているのか、特産品がリピートされてどんどん注文がきているのか、そういう検証もされておられません。ただ、PRに行った、全部物は売れましたよ、盛況でした、それだけの報告しかないわけでありませう。そうでなくて、その事業をやったら、やはりどういう効果があるのか調査をする、調べる、それが八峰町の補助事業やいろんな事業に対して、私は非常に疑問を持っているわけでありませう。町長が予算編成の中で、手厚くする部分、そして薄くしていく部分、いろいろあるということが昨日示されたわけでありませうが、確かにそういう新しい若者定住のための支援をするその方向というのは間違っていないと思ひます。しかし、住宅を与えるというのではなくて、仕事を何とかしなければならぬ。嫁・婿問題、これもしっかりやはり町で支えてあげないといけぬ。そういうことをして、そして住宅に入る、住む所を町が提供してやる。私はどうも順番が違ふんではないかと。生きるための糧がないと住宅があつても住みませぬ。そういうものをしっかりした上で、住宅を手当してやると、そういう方向に進んでほしいなというふうにするわけでありませう。平成28年度の編成予算、確かに行政は費用対効果では語れぬ部分もたくさんあると思ひます。しかし、少ない予算をいかに効果を上げて八峰町の町民の幸せのために執行していくか、それは一番大事な事でありませう。平成28年度の町長のそういう細かな編成方針についてお伺ひをしたいと思います。

合併して10年経過いたしました。これから5年間、地方交付税をはじめとして合併優遇措置が減額されてまいります。今までいろんな交付金や補助金で、一般財源でやる仕事はその交付金によってやることができました。しかし、国も1,000兆円の借金を抱えて

いて、これからどうなるか分かりません。今年は地方創生事業関連による新型交付金が交付されるという報告がありましたが、それがまたいつまで続くかも分からないわけがあります。幸い八峰町は、公債費比率、将来負担比率も全県の自治体と並んで非常に安定した結果が出ております。財政調整基金も20億円を超えました。合併特例債で積み上げていく町村振興基金も10億円になろうとしております。これもやはり不景気による国のその政策によって交付金がきたそのおかげでもあります。これから地方合併優遇措置が無くなっていくその中で、町長がいう持続可能なまちづくりをするための財政運営、将来展望についてお伺いいたします。

2問目の質問であります。

漁業の中間育成施設について、お伺いをいたします。

漁業者は今大変苦戦をいたしております。八森地区の第一次産業、そして旧八森町を支えてきた漁業、これが今、非常に危機的な状況を迎えていると聞きます。それは、地魚がいなくなった、ここに生まれてここに住む魚が少なくなった、そのためであると思えます。これには、私は中間育成施設を新設して、そしてある程度の大きさにして放流する。今は稚魚を放流しております。それが成魚になるまでどのぐらいの歩合で成魚になっていくのか、確率は非常に少ない、そう思います。中間育成施設を作って、そして例えばヒラメであれば10cmぐらいにしてそして放流する。すると、歩留まりが非常によくなる。これは旧八森町時代に視察に行って漁業者から聞いております。確かに、岩館の漁港の隣に中間育成施設がありました。県から半年借りて、八峰町で中間育成をやりましたが、冬場の寒波で全滅をした経緯があります。それからもうその施設は使われておりません。今、岩館第一自治会からその施設を撤去してほしいというような要望書も出てっていると聞いております。あの場所に新型の中間育成施設を新設して、そしてスーパーファインバブルという極小の空気を送る泡を出すそのシステムを導入し、魚を早く成長させて海に放流するというような事業も検討していただきたい。稚魚の水槽にブクブクがあります。あのブクブクが表面に出て破裂します。そのスーパーファインバブルは表面にその気泡が出ません。中で、その気泡が水の中で気泡がありますから、魚が酸素を多く取れる、そして成長を早くするという、今、画期的なそういうシステムであります。東京から西は一般の民間の事業者が導入して養殖事業が始められております。東北・北海道では山形の民間業者がやっているそうであります。そのスーパーファインバブル、これからの漁業を変えるのではないかとと言われておりますが、それを八峰町では

いち早く検討してみて、勿論、漁業者と話し合いを重ねながら、それを導入して八峰町の漁業を活性化させていく、そういう事業を町として考えていただきたいというふうに思います。加藤町長の考え方をお伺いしたいと思います。

3点目であります。

松波苑、海光苑の津波対策についてお伺いをいたします。

12月の定例議会でこの問題について質問をさせていただきました。北海道南西沖地震のその悲惨な状況、そして岩手県普代村の前の村長の和村村長がやった、反対されても信念でやったその堰堤のおかげで、二千数百人の普代村の村民が全て助かった、その事業を紹介しながら、この海光苑・松波苑の津波対策が出来ないかというような質問をさせていただきました。秋田県では、災害に対して想定外は作らないと話しております。想定外を作らない。海光苑・松波苑は想定内です。想定内が万が一、重大な災害に見舞われた時、それは、人は人災と呼びます。想定していながら、その対策を講じなかった、それは人災であります。県が想定外も作らないと言っているんです。それをその海光苑・松波苑の津波対策、その対策をしなかった。それは人災なんです。災害が起きると。この辺のところを十分検討していただきたい。

この前、防災会議を経て防災計画書が我々にも渡されました。本当に分厚い行政が作る計画書、こんなものかなと。それでも頑張って読ませていただきました。もうちょっとコンパクトに作れないものかというふうに思いました。その防災計画書の中に、松波苑・海光苑の対策については一つも載っておりません。それは、このままで本当にいいのかなと。確かに莫大なお金がかかります。大変な事業であると思います。しかし、もう今から少しずつ計画していかないと、いつどういう災害に見舞われるか分からないわけです。どうかひとつ、この計画は今から少しずつ考えていかなければならない問題であると思います。町長は、避難訓練さえすれば人は助かるというような話を12月の一般質問の中で話しておられました。その避難訓練の、これから海光苑・松波苑でやっていくと。出来るはずがないじゃありませんか。出来ないんですよ、この避難訓練さえも。避難訓練出来ない施設が、実際に事が起きた時どうして避難するんですか。そういう施設なんです。介護度4、介護度5いろんな人がいます。一人で動けません。そういう人がどうして避難するんですか。避難訓練の指導をするということですから、したかも分かりません。もししたら、その状況を教えていただきたいと思います。そして、町長がこの問題についていろんな角度から検討したい、防災会議が始まる前の

去年の12月です。いろんな角度から検討してみたい。防災計画に載っていないということは、検討しなかったということだったと思います。どうして検討しなかったのか、そのことについてもお伺いをしたいと思います。

以上3点、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 格調の高い質問ありがとうございました。

それでは、須藤正人議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、平成28年度の予算編成方針と、合併して10年、今後の持続可能な町を構築していくための考え方についてお答えをいたします。

1点目の、「合併して10年が経過し、合併優遇措置が今までよりどのぐらい減額されるか」についてであります。須藤議員もご承知のとおり、普通交付税については、平成28年度から合併算定替による増加額が、1年目は1割、2年目は3割、3年目は5割、4年目は7割、5年目は9割と段階的に縮減される見込みとなっており、直近の平成27年度の普通交付税交付額を基に算定しますと、算定替増加額は約4億2,300万円となり、平成28年度ではその1割の約4,230万円が減額となる見込みであります。

2点目の、平成28年度の予算編成の重点目標についてであります。本年11月11日付けで平成28年度予算編成方針を全課に通知し、本格的な編成作業をスタートさせましたが、予算編成の基本方針として、一つには、普通交付税の段階的縮減が始まることから、新規事業は極力抑制し、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に集中的に努める一方、国の「地方創生関連事業」や町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「仕事づくり、移住・定住対策、少子化対策」などの事業に重点的に予算配分をする。2つ目に、現在策定中の第2次八峰町総合振興計画のスタートの年となることから、同構想・計画に基づいた事業を着実に実行し、町の将来像「白神の自然と人とで創るやすらぎのまち」実現のための通年予算を編成することの2点を掲げ、これらの基本方針を基にしながら、八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略や秋田県市町村未来づくり協働プログラムなどの各種施策を着実に推進することを重点目標としております。

3点目の、「持続可能な町にしていくための課題と町長の考え方は」についてであります。財政面から見た持続可能な町にしていくための課題は、経常経費の削減と自主財源の確保であります。財政力指数0.16の本町にとって、地方交付税の動向が行財政運

営に大きく影響することはご承知のとおりであり、先ほどご説明したとおり、普通交付税の合併算定替による増額分が段階的に縮減されることに加え、国勢調査人口の減少による減額も予想されることから、今後の行財政運営は厳しい局面が続くものと見込まれております。このことから、住民サービスの縮減や廃止まで踏み込んだ思い切った行財政改革による経常経費の削減と、地域経済の活性化による自主財源の確保が喫緊の課題であると考えております。また、まちづくりの観点からの持続可能な町にしていくための課題ではありますが、人口減少と共に、主要産業である農業、漁業等の担い手が一層高齢化することによる基幹産業の衰退が危惧されており、人口減少を抑制しつつ、高齢化が進む産業における人口構造の若返りを図る施策等が必要となります。このことから、今回策定した「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた施策・事業を着実に実施していくことが大変重要であると考えております。

次に、漁業の中間育成施設についてお答えをいたします。

はじめに、中間育成施設について現況をお知らせします。

この施設は、平成7年度と平成8年度にそれぞれ一棟ずつ、秋田県栽培漁業協会が設置したもので、平成8年度から放流用のヒラメの中間育成を行っております。成長したものを北部、峰浜、能代、浅内、男鹿北浦の海岸に年間12万匹から13万匹放流しており、その成果は顕著に表れてきております。これまでは、放流ヒラメの特徴である暗褐色化した斑紋が入った通称「パンダヒラメ」が天然ものに多く混じって水揚げされておりましたが、養殖技術や中間育成技術が向上したことにより、現在は混入率が2%程度となっております。また、水揚げされるヒラメに放流ヒラメが占める割合は15%から20%と言われておりますが、専門の方が見ても天然物と放流物の区別が出来ないようになってきているとのことで、実際には、放流ヒラメの割合がもっと高くなっている可能性があるとのことです。

それでは1点目の、「毎年稚魚を放流しているが、成魚になる確率は低いと考えられる。中間育成施設を整備し大きくして放流してはどうか」についてお答えをいたします

毎年、秋田県と秋田県漁協で放流している魚種は、ヒラメ、マダイ、アワビ、車エビ、ガザミ、サケの6種類ですが、試験的にトラフグの放流も行っております。一方、町では、魚の生態や水産業に対して関心を高め、将来の漁業及び水産業の担い手育成したいとの思いから、小学生を対象にサケとアユの放流を実施しております。

さて、放流時の稚魚の大きさによって、成魚になる確率が変わるのであるということに

関してですが、放流事業を始めた当初は、稚魚の状態での放流のため、成魚になる確率が非常に低かったようですが、全国的に見ても同じようにあまり成果が出なかったこともあり、健全で効果の見込める種苗放流の試験・研究が行われ、現在は養殖した稚魚を中間育成して放流が主流となっております。試験結果では、放流の適正サイズが80mmとなっており、岩館の中間育成施設では、70mmから104mmと、どちらかというに適正サイズよりも大きなサイズでの放流となっており、それが水揚げの結果として表れているものと考えられます。中間育成施設を整備して使用するということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在も秋田県栽培漁業協会でも5月中旬から7月中旬までの約2か月間使用していること、ヒラメ用の水槽で水深が浅く、他の魚種を中間育成することは不可能とのことなので、整備して使用するのには難しいものと考えます。

2点目の、「スーパーファインバブル（極小気泡装置）での養殖事業が全国に広がっており、この装置を導入した中間育成の検討を」についてお答えをいたします。

議員が申し上げた「スーパーファインバブル」は、通常「ファインバブル」と呼ばれており、テレビで放映され、その効果が注目を浴びているところです。このファインバブルは、泡のサイズが50ナノm以下で、肉眼ではその存在が確認できない大きさです。このファインバブルにより、液体中の溶存酸素が大量に増えて、生き物へ強く好影響を与える、通常は溶けないガス類を良く溶かす、強い静電気を帯びておりマイナスに耐電している、即ち殺菌効果が高いなどの3つの特長があります。泡の効果として、1つには、血流促進効果面から温泉に使用されている。2つ目、試験結果から野菜の育成期間が30%ほど短縮される。3つ目に、窒素ガスを溶解させることにより酸化が抑制され、船から市場まで鮮魚のまま運搬できる。4つ目に、溶存酸素を増やすことで魚介類の成長・殺菌効果が図られることから、養殖に効果的である。また、活魚を市場まで新鮮なまま運搬できるなど画期的な効果があり、現在、医療分野、大学の研究室、農業・漁業分野などで実用化に向けた取り組みがされております。県の水産漁港課によりますと、全国では漁業にこのファインバブルの技術を取り入れている事業所はまだ少なく、国内の水産試験場でも現段階では技術面で難しく、リスクがあり、もう少し検証が必要とのことでした。ただし、県内でもファインバブルについての問い合わせが数件あったとのことなので、実用化も近いのではと感じております。現段階では、県内ではこの技術を漁業に取り入れている機関はないようですが、県や県漁協、漁業者とファインバブル導入について情報交換してまいりたいと考えております。

次に、松波苑、海光苑の津波対策についてお答えいたします。

1点目の松波苑と海光苑の避難訓練の実施状況について、両苑から伺いましたのでお知らせします。

まず、松波苑についてですが、同苑では日中及び夜間における避難訓練実施計画を策定しており、計画では大規模な地震による火災や津波を想定し訓練をすることになっております。この計画に基づいて、7月23日午後7時から訓練を行っており、入居者とショートステイ利用者合わせて83名、海光苑からの協力職員を含め職員63名、地元カッチキ台自治会からの協力者7名、合計153名で実施しております。夜間でもあり、火災を中心にした訓練で、避難誘導の遅れや声かけの大事さなどの反省点や大事な点もいくつか見つかったとのことでありました。また、10月21日午後2時30分に実施した訓練では、松波苑前庭などを避難場所にし、入居者やデイサービス利用者など102名、職員50名、八峰消防署職員3名、地元カッチキ台自治会からの協力者6名、合計161名で実施したとのことでありました。避難した人数の確認に時間を要したなどいくつか課題もあるとのことでした。今年の訓練を活かして、今後は避難場所である沢目保育園まで避難したいということと、屋上が15mあることから、歩ける人は屋上への避難が良いのではということ、訓練をしてみたいとのことでありました。

次に、海光苑についてですが、海光苑でも大規模な地震による火災や津波などの災害を想定した日中と夜間の避難訓練実施計画を策定しており、これに基づいて訓練を実施することにしております。この計画に基づいて、7月27日午後7時から訓練を行っており、特養入居者、ショートステイ利用者、ケアハウス入居者、合わせて73名、松波苑からの協力職員を含め職員71名、八峰消防署職員3名、地域住民協力者3名、合計150名で実施しております。訓練では、「今どのような状況で、何をすべきなのか分かるように情報提供することが大事だ」などの意見があったということです。また、10月8日午後2時から特養入居者やショートステイ利用者など99名を対象に、職員36名、八峰消防署職員3名、合計138名で訓練を実施しております。海光苑では、今年2回の訓練は特に避難誘導を中心に訓練を実施したということでありました。両苑とも、避難場所までの避難訓練は、訓練中の入居者の安全を考慮すると全員一斉の訓練は難しいようで、人数を限定して実施したり、職員を入居者に見立てて訓練するなど、訓練方法を考えてみたいとのことでありました。

2点目の両苑の津波対策の検討結果についてのご質問ですが、昨年12月の須藤議員の

ご質問に対して、津波対策について松波苑・海光苑と話し合いをしていくということと、
いろんな角度から検討してみたいとお答えしております。そこで、今年に入りすぐに話
し合いを申し入れたところであります。松波苑と海光苑との話し合いについては、八森
峰浜ふくし会が経営していることから、個々にではなく一緒に話し合いをした方がよい
ということで、6月2日に海光苑の会議室で理事長と両施設長、町からは担当課長と担
当2人が行って話し合いを持っております。町からは、両施設の津波対策が必要である
ことを説明し、両施設も同様に対策は必要であるとの認識で一致しております。具体的
な対策について話し合いをしましたが、決め手となるような対策の結論は出ませんでした。
話し合いの内容をご紹介しますと、一つは、近くに避難タワーや避難ビルをつくる案
は、寝たきりの人や車イスの人が多くことから、登るのが困難であるという理由で適当
ではないと。2つ目は、近くに高台をつくる案も、これも寝たきりの人や車イスの人が
多くことから、結局は自動車に乗せて避難することになり、特に海光苑では避難先とし
ている本館や白瀑神社の高台への避難とそれほど変わらないのではないかとということ。
3つ目は、海の堤防を高くする案については、既に日本海中部地震以降、秋田県で実施
しており、これ以上の嵩上げはしないことにしており、町単独での嵩上げについては、
以前地域住民との話し合いで高くしないでほしいという意見が多かったことから、地域住
民の理解が必要であることと、事業費が膨大であることなどから難しいと。4つ目は、
施設を高台に移転する案について一番良い対策であるとの認識ですが、両施設とも鉄筋
コンクリート造で、まだまだ耐用年数があり、移転するためには海光苑で14億円から15
億円の経費がかかり、補助金も2億円弱と少なく、今すぐに移転することは無理である
が、対策としては移転するのが一番良い対策であるということと一致しております。5
つ目としては、施設内に避難場所や避難場所に代わる施設を整備できないかという案に
ついてですが、両施設とも鉄筋コンクリート造でかなりの強度があるため、施設に増築
する方法などで更に頑丈な避難部屋ができないか、また、地下に津波用のシェルターを
設置できないか、あるいは、浮揚式のシェルターを整備できないかなどの意見も出て、
これらについては、現在一部の企業で製品開発されたものや開発途上のものなど様々あ
るようですが、特別養護老人ホーム入居者が避難できるようなものなのか、安全性や耐
久性などの性能面や、価格、補助金の活用ができるのかどうかなど、まだ分からない部
分もあることから、今すぐ導入できる対策ではないものの、かなり有力な対策になり得
るのではと考えております。

以上のとおり、決定的な対策がなかなか無いことから、今出来ることからやっけて行くということになり、避難訓練を継続して行い、少しでも早く避難できるようにして行くことになったものであります。避難の方法についても、特に海光苑は自動車避難することになりますが、バスを利用するよりも乗用車を利用した方が効率が良いということで、乗用車で避難することになっているということでありました。これからも両苑と相談しながら、ほかの事例なども参考に対策を検討していきますが、いずれにしても、両苑には対策に要する費用負担が発生することから、町としても支援できる部分は支援してまいりたいと考えております。

次に3点目の、「防災計画に両苑の津波対策が無いのでは」とのご質問についてですが、まず防災計画策定にあたっては、東日本大震災を教訓にして、計画に「第4編 津波災害対策」を新たに設けました。この第4編の1ページ目に、計画の目的と性格を記載しております。内容は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成するもので、「この計画は、防災関係機関がとるべき津波防災対策の基本事項及びこれら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図る。」と規定しております。したがって、この計画は基本的大綱を示したものであり、津波災害に対する具体的な対策は、町の防災計画に基づいて防災関係機関が計画を定めて行うこととなりますので、この計画には松波苑や海光苑、その他の高齢者施設なども含め、具体的な対策は記載していませんのでご理解をしていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 4番議員、再質問はありますか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 予算編成について、お伺いします。

町長もこれから合併優遇措置も無くなる、交付金もどうなるか分からない、そういう状況の中で、八峰町は1割6分打者、企画財政課長が話しておりましたが、1割6分打者、自主財源も少ないその状況の中で、これからの財政運営が非常に厳しいという、そういう気持ちはしっかり持っているということは分かりました。ただ、この予算編成にあたって、さっき私が言った効果の上がらない事業これからどうしていくのか、また今やっている事業に対する検証、そしてその検証を踏まえた反省、そして更に次に進む第一歩を進めていく、そういう予算編成、そして予算執行の中で、その大事な部分を町がどういう考えを持ってこれから予算編成をして進めていくのかということをお聞きしたいわけですが、町長いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに、財政的にこれから先かなり厳しくなっていくだろうという予想には前提に立っております。そのためには、先ほど議員が指摘したように、確かに今やっている事務事業について見直しをしていくということが非常に大事な部分であると思います。そのためには、いろんな事業を一つ一つ精査をしながら、この後これを継続する事業、あるいはまた拡充していくもの、あるいはこれはやめていくものそれぞれ選別をしながら、これからの事務事業を取り組むにあたっての方向性を出していかなきゃならないんじゃないかなという気持ちでは方向性としてはそんなに変わっていないじゃないかなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） これから予算査定にまだまだ入っていくわけではありますが、その中で、今私がさっきも言ったようなことを十分検討していただいて、そして本当に予算が無駄にならないようなそういう事業を慎重に進めていただきたいというふうに思います。ただ、今までやってきたからその流れでずっとやるんでなくて、一つずつ検証する、その検証作業が八峰町では少なかった、やっていなかったというふうに思うんです。だからそれをしっかり進めていただきたい。町長もう一回、その決意をお願いしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） この場で各管理職も全部聞いていることでもありますので、あれですけれども、これまでも全然検討してこなかったわけでもありませんけれども、都度やってはきてあったんですけれども、ご指摘あるようにもう少し詰めて厳しい見方をしながら、編成にあたってのこれからの事業を決めてまいりたいなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○4番（須藤正人君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 2問目の再質問ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 漁業の中間育成施設、私は今あるのを手直しして、そこを整備していくのではなくて、新しい新設をしてほしいと。新しいものを町で作っていただきたい、そういうことを要望しているんです。確かに、県ではその中間育成した魚は放流しています。でも、それでも足りないんですね。足りないんです。やはり、町でこの問題

を真剣になって、漁業者の問題を真剣になって、ただお金を出す、1億円を出した、共済の保険を負担した、この前の設備に関する百二十数万円を補助したと、それだけではなくて、いかに魚を獲れるような状況に漁業者と町がタイアップして、そして進めていくかということをもう少し真剣に取り組んでいただきたい。それを町長にお話ししているわけでありませう。町長いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今、新設という話がありましたので、この質問からは新設と受け止めなかったもので、そういう面ではそういう提案であるという受け止め方をしますけれども、いずれ漁業者の方でも今これから先の漁業のあり方についてそれぞれ真剣な検討を加えて、どういった方向で浜を活性化させていくかというプランを漁業者の中で作り上げていっております。そういう機運とですね、やっぱり今おっしゃったようなことも含めながら、漁業がこれから先、生き抜いていく場合にどういうものが必要なのかについては、このあと漁協、あるいは漁業者の方とも話を真剣にしながら、必要であればやっぱりこういうものについても取り組んでいかなきゃならないというふうに考えています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） すいません。ありません。

○議長（芦崎達美君） 3問目の再質問ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 町長、防災で一番大事な事は何だと思えますか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 住民を守る事だと思えます。人命と財産を守っていく事だと思えます。

○議長（芦崎達美君） ほかに。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 人を死なせない事だと思えます。人命を守る、人を死なせない、その対策をとる、それが自治体の一番の役目だと私は思えます。今、町長が施設に行っているいろんな話合いをした、全てマイナス全部だめな方向だけを選んだようなそういう話合いであったなというふうに思えます。そうではなくて、人を死なせないための対策、どうしたらいいのか。確かにお金はかかります。莫大なお金だと思えます。でも人の命ですよ。それを守るために、人命を守るためにどうしたらいいのかということ、私は本当真剣になって考えていないのではないかなというふうに思うわけです。県では、さっ

き言った想定外をなくすと言った、これは想定内ですよ。万が一の大震災が起こる、日本海で。日本海の津波は速い。その今の施設で、果たして避難訓練だけで人命が助かるのか。誰が考えてもそれは無理なんです。そういうことをもう少し真剣に、人の命を守る、死なせないということをもう少し真剣に考えていただきたい。町長いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今おっしゃったように、人を死なせない、これは人命を守るという基本に立てば、そのとおりでと思います。先ほど申し上げた何点か申し上げましたけれども、やはり議論の中で、この先どうしてそういったものを作り上げていくかという真剣な議論の上にいろんな案が出されてきているわけでありますから、この後もっと詰めなきゃならない部分ありますので、更に施設との話合いとかもこれからまたやっていきたいと思っておりますけれども、ただそうは言っても、当面やるべきものについては避難訓練も必要だわけでありますから、逃げて行くことも非常に大事な要素の一つでありますので、それは手を抜かず、引き続き継続していきたいというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。4番須藤正人君。

○4番（須藤正人君） 避難訓練の大切さは、私も重々承知いたしております。避難訓練をやることによって、常に住民の危機意識が生まれる。そして、災害があった時に慌てずに冷静に判断して避難できるそのためにも、やはり常に避難訓練を行わなければならない。これはもうそのとおりであります。しかし、海光苑・松波苑はそのわけにいかないんです。あのお年寄り、身体の不自由なお年寄りがあるそこに住んでいるんですね。職員も巻き込まれるんです。災害が起きると。そこを私は言っているんですね。ですから、一朝一夕には出来ないというのは分かります。だから、少しずつその対策を考えて手を打っていく、その方向に進んでいかないといつまでもこのまま。何かあった時大変なんです。そこだと思っております。これは本当に町長にとってみれば、お金が莫大にかかる事業でありますから、直ぐ今やれと言っても出来ないのは分かります。でも何かの方法でこれを乗り切ると、その術はやはり探っていく必要があるだろうと。人の命を守るためにそれを考えてください。

○議長（芦崎達美君） 答弁求めますか。

○4番（須藤正人君） お願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

町全体を考えれば、松波苑・海光苑もありますけれども、それ以外の施設も確か同じような施設ある所もあります。そういう面では総合的に考えなきゃならないし、やっぱり今、提言あったいろんなことも含めながら、どれが有効な一番手立てなのか、それぞれの施設とよく話し合いをしながら、最善の方法を目指してこれからも努力を続けてまいりたいというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○4番（須藤正人君） 終わります。

これで4番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。再開は午後1時より行います。

午前 11時52分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番議員、皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） どうもご苦勞様でございます。傍聴者の皆さんには、朝早くから午後まで引き続き傍聴を賜りまして、どうもありがとうございます。議席番号7番の皆川でございます。

先にベテラン議員の方々が私と似たようなご質問をされておりまして、大変質問しづらい部分もありますし、あるいはまた通告をいたした後に町長から行政報告もされたりなどして、大変重複する部分が多くなりますが、通告をいたしておりますのであえて順次ご質問をさせていただきたいと思っております。

それではまず最初に、T P P 環太平洋連携協定関係の部分についてご質問をさせていただきます。

日本がT P P 交渉に参加をして2年余り、参加12か国の閣僚会議において、アメリカアトランタで大筋合意がなされました。安倍晋三首相は、米や小麦、牛肉・豚肉、あるいは乳製品といった主要品目については関税撤廃の例外を確保できたと強調されておりますが、これまで町長も一貫して関税撤廃の立場を貫いてまいりました。この結果をどのように受け止めているのか、まずお伺いをいたします。あわせて、今後町としてこれら対策にどのように対処されようとしているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

次に、モミ殻の処理対策についてお伺いをいたします。

今年もまた昨年に引き続き低米価のまま収穫作業が終了いたしましたところであります。個人的に収量のばらつきがあったとは思いますが、全体としては昨年よりは収量が少なかったようであります。しかし、出穂期にあたる8月の上旬からの気温と日照量が平年を上回って推移し、稲の登熟も進んだことによって作況指数が103を確保したということで、これがせめてもの幸いであったかと思っておるところであります。反面、昨年度まで国や県、あるいは町等の行政からお世話をいただき実施されておりましたモミ殻暗渠対策の事業も昨年度で終了いたしました。ご案内のように、稲作農家にとってモミ殻を処理するという一作業は大変な苦勞を伴う作業であります。この作業が行き詰まると、次の作業に移行することができないわけであります。利用頻度の低いモミ殻処理対策については、稲作の農家の皆さん大変苦慮しているものと思っております。自分で乾燥調整、精米まで手掛けるということになりますと、モミ殻処理は先ほど申し上げましたように大変な手間を要する一行程であります。屋外にストックする方法も考えられるわけですが、排出される量はかなりの量になりますし、ストックする場所も限られた場所で限度があると思っております。焼却処分は、防災無線等で稲藁スモッグによる公害が啓発され、無理に止むなく処理して消防車が駆けつけた例も少なかったのではないだろうかと思われまゝ。県をはじめJA関係等連携しながら、堆肥工場の導入やバイオマス等の導入等が考えられるわけではありますが、町長の考えはいかがでありますでしょうか。

最後に、平成28年度の予算編成に向けた基本的な考え方についてお伺いをいたします。

町村合併10年目を迎え、第2次八峰町発展計画、未来づくり協同プログラム、定住自立圏構想、まち・ひと・しごと地方創生戦略等々、数多くの計画が進行中であります。これら計画を確実に成功するためには多くの予算が求められます。町長が行政報告で言われておりますように、平成28年度の予算編成は、先ほど須藤議員からもありましたけれども、新規事業の極力抑制や効果の薄れた事務事業の廃止・縮小こういったものの簡略化を進めながら、今申し上げたような新規事業に重点的に予算配分をすることという具合に言われております。ほかにも従前から実施をされております地場産業の振興を図るべき施策や雇用の確保、あるいは福祉の充実など、住民ニーズに応えるべき課題が山積をいたしております。例年以上に厳しい歳入が見込まれる昨今でありますので、予算編成には、大変な苦勞が必要になるだろうということが予想されております。予算編成にあたっての町長の基本的な姿勢についてお伺いをするところでもあります。

以上、宜しくお願いをいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆川議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、T P Pの大筋合意に対する考え方についてであります。先ほど柴田議員にT P P問題で、お答えした関係で重複する部分もあると思いますが、宜しくお願いいたします。

平成25年9月議会において、皆川議員の一般質問でT P P問題に対する基本姿勢を問われ、「関税撤廃は反対である」と答弁した記憶があります。このたびT P P閣僚会合において、牛肉・豚肉の関税引き下げや、米ではアメリカとオーストラリアに対する特別輸入枠を設けて大筋合意に至ったことは、他産業との国益を踏まえたギリギリの選択であったとは思いますが、農業サイドからすれば非常に残念な結果と言わざるを得ません。特に、米の輸入増加は、米を基幹とするわが町にとって、農家所得の低下や地域・集落の衰退、更にはこれまで米の生産抑制に努力してきた農家の営農意欲の減退に繋がるのではないかと懸念しているところであります。今後、国では決定された「政策大綱」に示された政策目標を前進させるため、今年度補正予算や平成28年度予算での事業化が見込まれるほか、県においても国の政策を踏まえた施策の展開が見込まれています。町としては、国や県の状況を見極めながら施策を実施することとなりますが、場合によっては、町独自の支援策を実施することも考えております。いずれT P Pが発効されれば、価格の安い輸入米が入ることで米価全体が下がる恐れなど、現在の米をめぐる情勢が更に厳しい状況になることが予想されます。したがって、町としては、これまでも進めてきた複合型生産構造への支援策を主体に、継続実施していくことが必要と考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、モミ殻処理対策についてお答えをいたします。

モミ殻の処理については、議員がおっしゃるとおり、昨年までは暗渠事業の材料として多くの農家のモミ殻が活用されました。しかし、今年度は同事業も無く、その処理に苦慮し、一部には焼却処分した結果、消防署等が駆けつけるなどの事故が町内で数件発生しています。ご存知のように、秋田県ではモミ殻も含め、稲わら焼きは県条例により原則禁止となっており、10月1日から11月10日までの期間は全面的に禁止されております。モミ殻処理について農協などに確認したところ、三種町の細越牧場と連携して、モ

ミ殻を堆肥舎で発酵させ、できた堆肥を土壌改良材として農家へ提供するといった地域内の資源循環に活用しております。また、別の主食集荷業者では、やはり暗渠事業を活用して処理したり、それ以外では自己所有地内にストックしておき、農地に散布し土壌改良材として活用しているようです。秋田県によると、モミ殻の約59%は堆肥や畜舎の敷料、暗渠資材など主に農畜産業向けの用途に活用されていますが、発生時期が一時的に限られ、原材料として年間を通じ安定して供給することが難しい側面などがあることなどから、個々の農家から発生したモミ殻は、自家利用の範囲にとどまっているのが現状のようであります。農業の基本は土づくりが重要であることは十分承知しており、何か支援できることがあればと考えていますが、果してそれが堆肥工場なのかどうか、もう少し現状把握に努め、多くの方々のご意見を伺い検討してまいります。当面、農家の方々からは、モミ殻が一番身近な土壌改良材として活用していただきたいと考えておりますので、皆川議員からもご指導願えれば幸いです。

次に、「平成28年度予算編成にむけた基本的考えは」についてであります。本定例会初日の私の行政報告において、平成28年度当初予算編成についての概要を報告いたしました。また、先ほど須藤議員から同様の質問がありお答えいたしました。改めて当初予算編成に向けた基本的考えをお答えいたします。

国の平成28年度予算編成にあたって、地方財政については、既存の国庫支出金等を削減して、地方創生関連事業へ重点配分を行うための新型交付金を創設することとしているほか、地方交付税については、「頑張る地方自治体を支援する算定」を強化・推進するとしております。また、消費税引き上げを平成29年4月に控えて実施される国の各種景気浮揚策や、T P P 総合対策本部が今後打ち出す農業・農家保護対策事業などの動向や県の施策も見極めながら対応していかねばならないと考えております。

本町の予算編成の基本方針であります。合併後11年目となる平成28年度当初予算は、「統合小・中学校改修事業」という大型事業が終了することから平年度ベースの予算となります。普通交付税の合併算定替による増加額の段階的縮減が始まることから、新規事業は極力抑制し、効果の薄れた事務事業の廃止・縮小に集中的に努める一方、国の「地方創生関連事業」や町の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「仕事づくり、移住・定住対策、少子化対策」などの事業に重点的に予算配分することとしております。また、現在策定中の「第2次八峰町総合振興計画」のスタートの年となることから、同構想計画に基づいた事業を着実に実行してまいりたいと考えております。

○議長（芦崎達美君） 7番議員、再質問はありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 重複する質問で、本当答えづらい部分もあるかと思えますし、また私も大変ベテラン議員方の立派な質問でございましたので、付け加えて質問するのは大変恐縮に存ずる部分もあると思えますが、どうかひとつ宜しくお願いをしたいと思えます。

まず、当町が抱えております土地利用型の農業を考えてみますと、やはりこれまで食糧の安定供給は勿論でありますけれども、国土の保全、あるいは環境浄化といった部分で果たしてきた農家の役割というのは、やはりかなり大きいだろうなという具合に推察をいたしております。TPP問題につきましては、国・県の動向を見定めてやるということは、これ当然でありますけれども、従来から町長から稲作単作化の脱却、あるいは複合経営の確立等々うたっておられますけれども、やはり前から言われておりますように、八峰町の地場産業というのは、農業と漁業だろうと大きく大別するとそうなるんじゃないかなという具合に理解をいたしております。これまで稲作農家でいろいろと苦労しながら自分の土地を守り、あるいは先代から受け継がれた農業技術を生かしながら、少ない面積でもその土地を頑張っておいて米を作ってきたわけでありまして、近年、やはり機械化が進んだり高齢化が進んで、土地集約が大幅に進みました。かつては私どもの集落にも100戸近い農家があったわけでありまして、今現在では30におぼつかないところであります。その30の農家にほとんどの農地が集約されたというような具合に言っても過言ではございません。そして、土地基盤整備の及ばない地域においては、これまた先ほど質問ありましたように、耕作放棄地がどんどん拡大をいたしております。転作されておるところはほとんど未整備地区であるという具合に言っても過言ではないだろうと、私の地区には思われます。たまたま国営開パで農地農政事業やりました。埴川地区の方においては、そういった部分も少ないだろうなという具合には思いますが、先ほど申し上げた土地利用型の稲作単作からの脱却の具体的な方法もそろそろ明示されてもいいのではないかなと。いつまでも稲作からの脱却、複合経営の確立等々言われておるわけでありまして、なかなか形に見えた部分が表れてまいりません。そういった矢先、今、転作問題も2、3年後には大きく転換をされて、今度はこの問題が無くなってまいります。そうしますと、どちらの方向に転ぶかは分かりませんが、耕作放棄地が増えるのやら、あるいはまた今まで転作をしておいた田んぼがもう一度稲作の部分に復元されるのか、まだまだ未確定な部分でありますけれども、こういった部分

について、やはり町の方向付けをしっかりと示してやるというのが、やはり行政の大きな役割ではないのかなという具合に思うんであります。今一度、町長の稲作脱却、あるいは複合経営といったそういった部分をどのように具体的にいくのか、お示しをいただければと答弁方宜しくお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

T P P問題からかなり飛躍をしているようでありましてけれども、いずれ稲作中心の農業から、やっぱり複合的な農業を目指さなきゃいけないというのは、これは誰も理解していることではないかなと思っています。これまで町の方でも農業再生会議の中で話しているのは、まず国の方でもそうなんですけれども、転作でソバ・大豆は転作の作物、有力な作物になっています。プラス、町として新興作物は、はっきりネギとかキャベツであるとか、トマトであるとか決めていきます。したがって、そういう町が示しているそういう方向に沿ってどう取り組んでいくのかというものをやっていただければいいんじゃないかと私は思います。やっぱり、今までの中でどうしても米づくりが一番発達しているのでそれに偏重している、そして、また米であっても今、食糧の主食米用はほとんど年間8万tずつ需要が減っている中でありまして、やっぱり加工米であるとか、飼料米であるとか、そういうものに転換をしていくと、そういう切りこみがやっぱり農家の方で今必要ではないかなと思っています。町の方でも確かに今、方針は出していますけれども、要はやっぱり農家自体としても将来的に自分の経営をどう考えていくかという立場から何に取り組んでいくべきなのかと絞っていかないと、なかなか進まないんじゃないかなと思っています。そういう面で、まずいろいろありますけれども、まず自分が切りこんで、その上に立って町として何が足りない、あるいは何を支援してほしいかというのがあれば、再度またいろんな議論をしながらそういう方向を見いだしていきたいなと思っていますので。今現在示されているもので一生懸命頑張りたいなというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私こちらの方の話を申し上げるのは、いわゆるT P P問題の話と耕作の話と、どうしてもやはり今町長が話をされましたように、消費が8万tほど落ち込んでいる、あるいは先ほど申し上げたミニマムアクセス米も入っている。今度はT P Pで更に米が入ってくる、米が安くて米農家にそれらについていけないというようなこ

とを憂慮するから今、農業経営をどうやって確立していくか町の具体的な対策があればとお尋ねをしているわけであります。どうしてもやはりうちの田んぼというのは、水稻にふさわしい土地形態の土地利用型の農地なわけであります。今これから畑作変更になって、あの田んぼを畑作に適応するために改良するとすれば、これまた大変な事業であります。今の水稻をすぐ次の作物に移行していくということになるのは、大変な苦勞と経費とそういったものがかかるだろうなという具合なことが予想されますので、やはりある程度具体的に、どここの地区であればこういった部分の野菜とか、ビニールハウスとか、そういったものの具体的な案を行政の方で示して、行政主導で農家の皆さんを誘導していくというようなことがそろそろ時期にきているのではないかなど。町長が言うように、農家の自主努力によって自分たちがこの作物でやって、何とか家計を盛り上げていきたいというようなことでは、全体がそうなってくれば大変よろしいわけですが、なかなかそこまでいかないのが今の農家の実態じゃないんだろうかなという具合に考えておりますので、是非そういった部分を行政でやっていただけないかというのが私の望みでありますので、今一度町長の考えをお聞きいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

気持ちは分かるわけでありますけれども、今町がですね、今おっしゃったような、この地域では何をやりなさいという方針を示したことによってものが簡単に進む状況であれば問題はないんですけれども、今の状況としては、生産から販売まである程度組み込まれていますから、大きくいって昨日のテレビにもありましたけれども、84%がもう農協を通して販売されている今の仕組みの中で、やっぱりそういうものを一緒に考えていかないと、町だけが畑作さあやりましようと言っても、果たして今それが実現出来るような状況にあるかということ、なかなか難しいと思います。そういう面では、この後やっぱりJAとかいろんな関係団体とも話をしながら、そういうものをまとめていくことが必要だと思いますので、そういった形での努力をどういような形でやるのか、この後また我々もいろいろ考えてまいりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 近年こういった各町村の取り組みがマスコミ等で取り上げる部分あるわけでありますが、三種町では旧琴丘町さんの方では梅の里づくりやら、ソラマメ、あるいは旧山本町ではジュンサイから畜産からやっているわけで、加えてまた旧八竜さ

んの方ではメロンからアスパラガスそういったものを収益別に、その土地土地の特色を生かしながらそこに見合った農政を展開しておるわけで、私どももやはりいつまでも手を加えないで放っておくというわけではないでしょうが、そういった計画が後回しになりますと、産地化形成が遅れてしまって、競争に打ち勝てないというような結果も心配されるわけでありまして。能代市に至っては、もうメガ団地にあのような大規模なネギの団地が出来ました。旧二ツ井町さんの方でもウドの促成栽培もやっております。やはり八峰町も、八峰町であったらこれだというような何かがあってもそろそろいい時期ではないだろうかという具合に思うんであります。先般、私ちょっと申し上げたんですが、どこの町村もまだかつて昔から伝わっておる伝統的な野菜とかそういったものをやっておるわけで、石川のソバなんていうのは私から言わせると大変ネームバリューもあるわけでありましてから、考えようによっては大変有効な手立ての一つになるんじゃないかなという具合にいつも思っております。特に、先ほど申し上げましたように、開パ地区ということで、パルプをひねれば水は出てくるわけで、うちの水路とは違う形態でもっている特殊な部分でもありますので、畑地化するのはかなり有効な土地柄ではないのかなという具合にも思います。私一人ではなくて、再生産協議会ともあるわけでありましてから、そういった所の意見も借りながら、大きな目標だけでも掲げていただいて先に行かないと、何か置いてきぼりにされてしまうというような気がするんですが、町長そこから付近どうお考えでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いろいろご提言がございましたけれども、今の話をこの後いろんな機会でも私も取り上げながら、方向性出来るものであればやるように頑張りたいと思います。ただ、うちの方も確かに農家数は少ないわけですがけれども菌床シイタケとか、米に次ぐ金額を上げる、そういう経営をやっている所もあります。したがって、それぞれの土地にはそれぞれの特長あるわけでありまして、じゃあ、八峰町が何を旗印、特長にするのかというようなことについては、先ほども申し上げたようにこれからいろいろ研究をしていきたいというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） いずれ先ほど来申し上げておりますように、この後の農業情勢というのは大変厳しい部分だけが出てくるだろうなど。いい面がさっぱり出てきません。

生薬等も先ほど来からこれまた話題になっておりますけれども、新しい導入も結構ですが、やはり大きな部分を占めておる稲作について、今一度町の方からもきめ細かな手を加えていただければありがたいなという具合に思っておるところであります。

これに加えて、この後また新年度予算の部分でもお聞きする場もあると思っておりますけれども、今言ったようなことも念頭に入れながら、新年度予算の作成にも、今まで農業に関する部分の中で継続できるものは是非継続して、農家のために役立てていただきたいなという具合にも思っているところでもあります。T P P 関係につきましては、よその方の道へも逸れてしまいましたけれども、これで終わりたいと思っておりますが、これから先の農業情勢をしっかりと情報を確保しながら、農民の皆さんにもその情報を共有するようなそういった体制を是非整えていただきたいというようなことをお願いを申し上げて、T P P に関する 1 問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（芦崎達美君） 次に、2 問目の再質問はありませんか。7 番皆川鉄也君。

○7 番（皆川鉄也君） それでは、モミ殻対策についてお伺いをいたします。

先ほど町長からお話しをいただきました、これまた。農家の皆さん、先ほど私が申し上げましたように、かなり面積が集約してまいりました。自分の家で乾燥機を持って、コンバインを持って刈り取りして調整してモミ殻を捨てるということになりますと、ストックするということになりますと、やはりそれ相当の場所がないと大変なわけでありまして。いわゆるストックしてもいいんですが、ストックする場所がないがゆえに焼却処分というような、分かっていながらやっているのが実態じゃないかなと思うところなんです。ですので、放置しておきますとやはりなかなか腐らないし、ストックしておいてもそう簡単に無くなるというものでもないし、有効利用をするということにも出来ないわけでありまして。先ほど町長の答弁で、土壌改良ということで散布する方法もあるというようなことですが、いろんな新聞、あるいは書物等を見ますと、モミ殻は病原体の元になるから、あまり生のもののモミ殻処理というのは結構なものじゃないよというようなことが言われております。特に、育苗ハウス周辺にそういったものを散布するとイモチ、あるいはそういった病原体がモミ殻に含まれておる場合もあるので、そういったのはあまりやらない方がいいというような指導もございます。とすれば何がいいかということになりますと、どうしても大量に消費できる、そういった何か行政の手助け出来るような、そういうものがないと、この問題なかなか前に進まないんじゃないかなというような気がいたします。今言ったように、畜産農家がおれば畜産農家にモミ殻

を提供しながら堆肥というようなことも考えられるわけですが、畜産農家もございません。ですので、農協のような大きいカントリーへのモミ殻を処理しているわけでありますから、もし余裕があるとすれば、ストックヤードか何か作って、そこに一時ストックして農協の方をお願いして、それらを運搬しながら農協では堆肥も作っているわけでありますので、そういったのに一般農家の方々のも何らかの形で利用してもらおうとか、そういう手立ても考えられるわけでありますが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 農協を通してはカントリーから、直接細越農場の方に運んでいるようであります。それで堆肥にして供給するという状況ですけれども、それ以外の状況が私の方でもどの程度の量があって、どういうふうな処理をされてというと、もっと詰めたのは実際もっと調査をしないと分からない面もあります。今、おっしゃったようにカントリーとかに場所を設けて、そこに運んで、そこからまた農協と一緒に処理してもらえるのかどうかというのは、これちょっと相手のあることでありますので、ちょっと私の方も状況を聞いて、可能なかどうか、これは後で調査をしてみたいというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） たまたま農家の皆さん、今言ったような耕作放棄地とか何かにモミ殻を自分の土地で見つからないように焼却処分しておるといのが実態ではないだろうかという具合に思っております。あのモミ殻をストックして自分の家で再利用するなり、そういった具合にやっている農家というのは、ほとんどいないのではないだろうかという具合に思います。無理してやると、さっき言ったように、町の方に迷惑をかける、あるいは消防署の方に迷惑をかけるというようなことになっていく現状じゃないだろうかという具合に思っております。今、町長が答弁なされましたように、どの程度の量があるのか、その辺も是非何らかの手段で調査をしていただいて、ある程度の量が見込まれるようであれば、それらの有効な手段を是非講じていただきたいというようなことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） まず、処理の方法については、様々考えられる要素はありますので、その点は私の方でもいろいろ調査をしながら検討してみたいと思います。ただ、さっき皆川議員がおっしゃった一般的にモミ殻を土壌改良にして使っているというようなこ

とをすることによって、場所にもよるとは思いますけれども、その病原体が発生する云々の話は、私はそこまではちょっと分かりませんので、この部分についてはちょっと課長の方から答弁させていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） それでは、佐々木農林課長

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） お答えいたします。

今、皆川議員の方から、モミ殻の病原菌の話とかありましたけれども、確かに心配される面はあるというふうに思いますけれども、それは、例えば次年度以降の育苗に関する事だろうと思います。それは、育苗施設の周辺でのモミ殻を使えば必ず出るというわけではありませんけれども、いろいろモミ殻に付着した菌類、そういうものが必ず病原菌だとか、そういうのがいろいろその年によってはあると思いますので、そういう病原菌がうつる可能性があるのと、そういう心配がされるというふうな状況はいろいろあると思いますので、そのためにもモミ殻を焼いてくん炭作りにして活用するとか、そういうふうな活用方法もあるわけがございますけれども、それも一例ですね。そういう心配もあるということがございます。ですから、出来るだけそういう育苗関係の近くでモミ殻を活用するとかということではなくて、別の方法の土壌改良資材だとか、そういうふうなことで活用する方法を考えていただければというふうに思いますので、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 今回の議題にも提案されました自立圏構想等のあれもあるわけですので、私どもの単独町でそういった対策が無理だとするのであれば、ああいった構想もあるわけでありますから、隣の町村等々ともそういった問題抱えておるんじゃないかなという具合に考えられますので、出来るのであればそこら付近もお含みをいただいて、この後の対策に役立てていただければいいんじゃないかなという具合にも思います。どうか、今おっしゃったようなことも参考にしながら、是非農家の経年負担を少しでも達成していただけるように是非お願いをしておきたいと思いますので、宜しくお願いを申し上げて、答弁は要りません。

これで2問目の質問は終わらせていただきます。

○議長（芦崎達美君） 次に、3問目の質問はありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 3問目の質問につきましても、これまた先ほど立派な質問をされて、私から等々申し上げることはないわけでありまして、やはり地場産業と

して、農業を町長も理解をされておるといふことですので、行政協力員会議、そういった形で他地区からも大変大きな要望があったようでございますけれども、これらも新年度予算に反映をさせていくというのは大変大事でありますけれども、やはり従来からの事業を、農家の皆さんの、あるいはまた地域住民の方々の要望ニーズで今までずっと続けて来られた事業等の新年度予算の編成の際には十分ご意見を頂戴しながら、いい事業であったら継続していく。あるいはまた、これらに付帯したのもも付け加えていくというような形でやっていただければありがたいなというように思います。先ほど並べたたくさんの計画があるわけで、あれら計画を実現するために今までの事業が疎かになっても困ります。住民ニーズの多い事業等についてはこのまま継続をやっていただきたいし、中身も更に充実されることも検討していただろうなという具合に思います。町長の予算編成の方針を見ますと、何か新しい事業に予算が多く振り向けられて、従前の事業が振り返って見られておらないというような気もいたしますので、そこら付近の考え方について、今一度町長の考え方をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、これまでの事務事業については見直しをしていきたいという話をしましたけれども、これは今までやってきたのを全てやめるとかという問題でなくて、先ほどいろいろな形でご指摘もございましたけれども、今までのものの効果とかいろいろ検証しながら、当然継続してやらなきゃならない事業についてはこれは継続していく。議員がおっしゃるように、それをまた強化しなきゃならないものであれば強化をしなきゃならない、こういうメリハリはちゃんとつけながら検討を進めていきたいと思っておりますから、今までやってきたのをすぐやめるとかという問題ではなくて、いろいろ事務事業ごとに我々も査定の中でいろいろ検討をしながら、今言ったようなご意見も参考にして頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） やはり我が町の地場産業をしっかりと押さえた上で、更に新しい事業を付け加えていくというのが順調な手立てだろうなという具合に考えます。やはり地場産業なくして、そういった新しい事業というのはなかなか大変だろうなという具合に思いますから、高齢化の問題、少子高齢化の問題、大変難しい課題を持ちながら、限られた予算で予算を査定するわけでありまして、難儀なことは重々承知をしております。

すけれども、十分そういったところを踏まえながら、課長さん方からも頭をひねっていただいて、町民のために有効な手立てとなるようなそういった予算編成に是非力を入れていただきたいと思いますので、予算編成に対する町長の考え方をもう一度聞かせて、終わりにいたしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

これから地方創生の総合戦略、あるいは未来づくり、新しい事業が確かに始まります。それからまた、総合振興計画も、まだ決定ではありませんけれども計画の途上にあります。そういったものについても、当然かみ合わせていかなきゃならない。特に、総合戦略の場合は5年という期間がございますので、今までにない形で、この5年間でやらなきゃならない仕事もあります。しかし、これからのいろんな町の状況からすると、合併査定も無くなっていく、入る方はかなり厳しくなる、出る方はやっぱりそれ相当いろいろありますので、いろいろ検討は加えなきゃならない課題がいっぱいあると思いますけれども、必要なものについてはやっぱりこれは確保しながら、やるべきもの、あるいはまた見直すもの様々選別をしながら予算編成にあたってまいりたいなと思います。

○議長（芦崎達美君） これで7番議員の一般質問を終了します。

次に、2番議員の一般質問を許します。2番議員、笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 議席番号2番、笠原吉範でございます。傍聴の皆様には寒い中、また長時間にわたりご苦勞様でございます。

通告に従いまして、今日は2点ほど質問をさせていただきます。

最初は、農産物・水産物の加工施設の建設についてであります。

食品加工施設の建設については、昨年6月の定例会の一般質問においても同様の質問をさせていただきました。あれから1年半が経過し、周辺町村の動向も含め、6次化に対する取り組みが各地で見られるようになったことから、再度質問いたします。

新聞報道などで皆様ご承知のとおり、三種町では昨年11月21日にグリーンピアに、29日にはじゅんさいの館に加工施設がオープンしました。既に平成26年3月には、ドラゴンフレッシュセンターの加工施設がオープンしており、八竜、山本、琴丘、3地域にそれぞれ加工施設が整備されました。また、JA主体ではありますが、JAあきた湖東では、八郎潟町に「清流ほたるの郷」を立ち上げ、本年10月から加工食品の製造を行っております。主に、三種町の3施設では惣菜、清流ほたるの郷では漬物が製造されている

ようです。私が提案する加工施設は、缶詰、瓶詰や真空パックなどの設備も備えたものです。惣菜や漬物は既に個人で製造し、直売所で販売をしている方もいますが、缶詰・瓶詰・真空パックの設備は高額であり、個人で整備するには極めて困難であります。これらが整備された共同の加工施設があれば、賞味期限の長い加工食品が製造され、流通が容易になり、販路拡大や特産品開発に繋がるものと考えます。

そこで、1問目は、農業者・漁業者が共同で利用できる加工施設を建設し、6次産業を促進することにより、所得向上や特産品開発に繋がると考えるが、町長の考えをお聞かせください。

続いて2問目は、町内の団体の活動などに対してプレゼンテーションを行い、活動費の支援はできないかということであります。地方創生や人口減少対策などの言葉が一人歩きしていますが、どこの自治体も決定打がないのが現実ではないでしょうか。そこでまずは、町民活動を活性化させ、にぎわい創出や住民交流を支援し、町民生活を豊かにすることが大事だと考えます。町内には若者グループはもとより、ボランティア団体、老人クラブ、芸能愛好団体、自治会など様々な団体があります。これらの団体に対して、プレゼンテーション審査を行い、活動費の支援をしてはいかがでしょうか。能代市と三種町では、既にプレゼンテーション審査による支援をはじめており、その模様を掲載した新聞記事を参考資料として提出したところでもあります。そこで2問目は、にぎわい創出や住民交流など地域に活力をもたらす活動に取り組む団体に対して、プレゼンテーション審査を行い、活動費の支援をすることはできないかお尋ねします。

以上、2点であります。回答宜しく申し上げます。

○議長（芦崎達美君） ただいまの2番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 笠原吉範議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、「農業者・漁業者が共同で利用できる加工施設を建設し、6次産業化を推進することにより所得向上や特産品開発につながると考えるが」についてお答えをいたします。

笠原議員からは、昨年6月議会でも同じような質問をいただいた経過がございますが、地域資源を有効に活用し、農林漁業者がこれまでの原材料供給者としてだけではなく、自ら製品に加工し、流通や販売に取り組み、経営の多角化に進め、所得向上を目指す6次産業化は、2010年の6次産業化法以来、国・県・町とも重要課題として推進しており

ます。そのため、6次産業化を支援する様々な事業があることも昨年申し上げ、町としても出来る限りの支援をしてまいりたいとお答えをいたしました。またその際、誰が、何を、どのようにやりたいのかやる気のある農林漁業者の計画を出してほしいことも付け加えたところでもあります。先週の報道では、三種町において産直へ加工施設を設置した事例が出されております。主体的に6次化に向かう生産者を町で支援したようですが、主体的に取り組む事業者等で目標や計画を立てることを先行していただき、その結果として、具体的にどのようなハードが必要かなどの議論になってくるのではないかと思います。町としても相談に乗りながら事業化に向けた支援を考えてまいりますので、積極的に提案をしていただきたいと思います。

次に、「町内の団体などの活動に対して、プレゼンテーション審査を行い、活動費の支援を」についてであります。本年3月議会定例会において、山本議員から「住民提案型事業の制度を創設し、町民が自ら提案し行動しようとする活動を支援する考えはないか」という今回の笠原議員の質問と類似した質問があり、その際、私は、「活気あふれる地域にするには行政だけではなく、地域住民参画によるまちづくり、いわゆる「住民との協働によるまちづくり」という考え方が大変重要である。行政サービスに対する町民の要望が多様化する中、様々な課題に対応するには、町民、地域づくり団体、NPOなどとの連携が不可欠であり、地域課題の解決や地域活性化に繋がる事業の提案を募集することは、地域づくりの有効な手段の一つであると考えているが、平成15年度に旧八森町で同種の事業である「まちづくりフロンティア21支援事業費補助金」制度を創設し、町民からアイデアを募集し事業実施したところ、期待した成果が得られず、2年で終了したという事案も経験していることから、それらも参考に、住民提案型事業については前向きに検討したい。」と回答しております。笠原議員提案の事業であります。新聞記事にもあるとおり、近隣では、能代市や三種町で事業を展開し、住民と協働によるまちづくり事業として成果をあげているようではありますが、本町では、まずは、町内自治会の自治活動及び地域づくり活動を支援することで地域の活性化を図りたいと考え、平成26年3月に、「八峰町自治会育成支援事業補助金」制度を創設しました。本事業は笠原議員もご承知のとおり、町内の39自治会等に平成26年度から3年間で、総額4,881万円を助成するものであり、財源として過疎対策事業債を充当することとしております。本事業を活用した自治会からは高評価を得ておりますし、地域活性化事業として県内外からも注目されておりますが、町としては、地域活性化の次の取り組みとして、町内の団

体等への支援策を検討中であり、今回策定した「八峰町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、政策分野、4「人口減少社会への対応」の中に、町民や町内の団体等が行う、町民生活を豊かにする取り組みを応援する「まちづくり活動支援事業」を掲載しております。本計画に掲載することで、事業を実施する際の財源の一部に地方創生交付金等の充当が可能となるなど財源確保の見通しもつきましたので、笠原議員や山本議員からの提案も参考に、にぎわい創出や住民交流など、地域に活力をもたらす活動に取り組む団体などを支援する「まちづくり活動支援事業」の創設に向け、制度設計に着手したいと考えております。

○議長（芦崎達美君） 2番議員、再質問はありますか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 再質問をさせていただきます。

食品加工施設の件ですが、昨年6月の町長の答弁では、「雇用創出活動支援事業を設け、6次産業化を目指す取り組みを支援する体制は出来ている」という答弁を昨年6月にいただいております。私は出来ていないというふうに思っております。それは皆さん私が説明するまでもなく、6次化というのは自分が生産した食材を加工し販売するのが6次化でございます。一農家が自分の生産した作物を農家・漁業者が加工施設を持つとなると、これはそれ相当の保健所の許可を取った厨房を用意するというと、それ相当の資金が必要となります。まして、この創出支援事業では誰かを雇用しなきゃいけないわけです。これからT P Pなど米価の下落、これから先行き不安な農家が、果たして蓄えを投げ出し、借入金をして向かえるでしょうか。そこで、私は共同の加工場が必要なのではないかと思うわけです。共同の加工場があれば、まずは試作をすることが出来ます。自分の採った作物、獲った魚でどういうものが出来るのか、まずはその加工場に持ち込んで試作をすることが出来ます。そして、直売所並びに町で行っております首都圏におけるP R事業など、それがどのような消費者にとって評価を得るのかというそういう活動も出来るわけです。そこでこれがいけるとなったら、今度は自分の家に加工場を持つんじゃないか。東京にいる息子に帰って来いと言えるんじゃないか、誰か使おうじゃないかと、そういうふうになってくるわけですし、端から借金を抱えて、意欲があればバックアップするから借金抱えてやれというのは、私はちょっと無理があるのではないかと思いますけど、その辺町長いかに考えますか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今の町の創出事業からいくと、確かに雇用が加えられていますので、そういうハードルがあると思います。そういう面では、今おっしゃったように、そういうものを個々でやる場合の支援が是非必要だということになれば、それに見合うものもまた新たに創設しなきゃならないと思います。ただ、主体となる、例えば個人でやるのか、あるいは三種町のように産直が、自分方産直として加工施設を作りながらやっていきたいというので、それに一緒に加工施設を作ってくださいというのであれば、そういうふうな形で考えていかなければならないと思います。だから、主体をどういうふうな角度で、例えばの話で、笠原さんの方で果樹組合で今やろうとしているから、そういうものでそういうものを支援してほしいとか具体的な対応があれば、それに向けた我々としても町だけでなくいろんな県とかの支援制度もありますので、そういうものを繋ぎながら一緒に実現出来るように頑張っていきたいと思っています。だから、ただ単に今、加工する場所をどんとどこかに作ってくださいと言って、町がどんとハードだけ先に作って、はいそれでいいのかどうか、もう少しどこが主体となって、何を作って、どうするのかということがやっぱり先にきて、その後このハードが付いてくる状態でないといけないんじゃないかなと考えていますので、主体になるところが個人なのか、やっぱり団体、あるいは産直みたいなのか、そういうものを考えながら、それに対応した我々としての支援の在り方を考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。2番笠原吉範君。

○2番（笠原吉範君） 創生総合戦略の中にも6次産業化というものがうたわれておるわけです。米依存農業からの脱却の中に、付加価値の高い作物等の生産、あるいは6次産業化などを促進するということであっております。先ほど来、須藤議員なんかの質問にも総合戦略を達成するために出来るだけ予算を使いたいという話がありましたので、是非私の提案したこの加工場建設というのも視野に入れて検討していただきたいと思いますが、今一度お願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今、議員おっしゃったものも含めながらいろんなニーズがあると思いますので、それをよく見極めながら、どういう形の支援を町として考えればいいのか、もう少し検討させていただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○2番（笠原吉範君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 2問目の再質問はありませんか。2番笠原吉範君。

2問目について再質問をさせていただきます。

先ほど来、町長の答弁にもありましたけれども、にぎわいづくりに関するまちづくり支援、活動支援事業というのもこの総合戦略に書かれてあるとおりであります。私は、いろんな団体ににぎわいを創出するような活動に支援をしてはいいと思うんですが、あくまでも私はプレゼンテーション方式で支援をしたらどうかということをご提案したいと思っております。プレゼンテーションを行うということは、その団体でプレゼンテーションを行ったから全て通るわけじゃなくて審査ですので、審査が通らないと支援を受けられないということになります。そうすると、その団体で支援を受けるためにはどういう活動をしたらいいのかということで協議をしたり、その団体の士気が高まると私は思っております。そしてまた、例えば高齢者の団体であれば、その支援をしていただいた活動をすることによって、将来の介護だとか、そういったものの防止にも繋がるのではないかなと。ただ単に書類だけで支援をするのではなくて、プレゼンテーションによる審査による支援の方が、私ははるかに活性化という意味では効果があるのではないかと思います。その辺は町長どう考えるでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほどこれから取り組んでいくという方向についてはお話ししましたけれども、今方法論として笠原議員から提案を受けましたので、これはいろんなやり方あると思いますので、有効なものをいろいろ考えながらご意見も伺いながら決めていきたいと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○2番（笠原吉範君） ありません。

○議長（芦崎達美君） これで2番議員の一般質問を終了します。

休憩します。再開は2時10分より再開します。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時10分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩に引き続き、一般質問を行います。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 本日の5番手、最後になりますけれども、議席番号8番の嶋津です。傍聴の皆様には、いつも町政に関心を寄せていただきましてありがとうございます。皆さん大変お疲れのところではありますけれども、今までの先輩方の質問が格調高かったので、5番手はいささか格調を落としながら、道路の話、あるいは遊休施設とか、山の話の申し上げたいと思いますので、最後まで宜しくお付き合い願いたいと思います。

それでは質問に入ります。

1問目であります。9月に引き続き、道路関係を質問します。

道路は皆さんご存知のとおり、生活に欠かせない大事なものでございますが、何より安全でなくてはなりません。そんな中、地域の方々から寄せられた安全な道路の確保についての声を何点か申し上げます。

最初は、町道についてであります。新しい橋の完成を心待ちにしていた埜地区、それから大信田地区の皆さんですが、架け替えたばかりの仲村橋を走って車を橋の上で交差できないような、狭いということで、大変がっかりしております。せっかくつくるわけですから、橋で車が交差出来るように出来なかったのか、いろいろとつくるにあたっての事情があると思いますが、もう出来たわけですので、今から付け足すことも出来るものではないでしょうか、何らかの安全対策が必要と思われませんが、町はこれにどう対応されますか。

それからの関連ですけれども、今工事中の埜地区の橋についてですけれども、これもやっぱり橋の前の道路と同じ、現道といいますか、そういう規模なのか、その辺もお聞きしたいと思います。

次に、同じ道路ですが、今度国道の方の101号線について質問いたします。

県の管理ですので町の権限ではないわけですがけれども、先日地元のお母さん方から、どうして沼田だけが50キロ規制なのかということと言われてまして、ちょっと走ってみました。お手元に配付の資料、手書きのあるんですけれども、この略図の中に何かわけの分からない記号書いていますが、まず道路の上に数字が打ってあります。これは50キロ制限だよとか40キロだよとかということを表しています。主な集落とか、地区名書いています。道路の所に上と下に線書いている所は、これは歩道があるよという意味ですので。それから斜線やっている所は、これはバイパス的な活用されていると、こんな感じで見てください。それを見ながらお話しします。この中で、唯一集落内の国道、集落内を国

道が走るの皆さん分かりますとおり沼田だけです。元々ある集落を後で道路が走ったと、これは沼田だけです。過去には死亡事故もありましたし、そして最近でも縁石に乗り上げる車、歩道を走る車などもありまして、事故が絶えない所であります。そういうことで、近所のお母さんの話でしたけれども、能代市から県境まで走ってみました。そのところですね、落合の略図見てもらえば分かるんですけども、落合のスーパー越えると間もなくアリナスの方へ行く道路、十字路この辺ちょっと過ぎるまでは40キロ規制です。あそこは後で出来た家もあるわけですけども、それからまもなく須田に入ると、須田の方は新しく出来たバイパスが制限がないわけですが走っています。それを過ぎると、また40キロの規制がかかって、天神の手前カーブあるので40キロ、カーブ過ぎて竹生の橋を越えた辺りから、今度はずっとポンポコ山、それから沼田、ゴルフ場の倉庫といえますかそこまでが50キロ、こういう中で、元々の集落内を沼田については猛スピードで走っていくと。横断歩道も2箇所あるわけですけども、ラインを引いた以降もお母さん方がついて、おばあさん方がついて孫を送ってくると、こういう風景が絶えません。それからバイパスが整備されるまでは、地区の落合とか、須田、これは今もって40キロ、集落内は40キロです。沼田だけが50キロ、ということで、速度制限の規制は確かに町の権限ではないでしょうけれども、町民の安全のために40キロ規制を公安委員会なりに働きかけてもらうことはできないものではないかというのが、まず1つ目です。

それから、同じ略図の方を見ていくと、もうちょっと進んでいくと、高野々カッチキ台はゴルフ場の倉庫辺りから40キロ制限なんですけれども、カッチキ台については前に笠原議員も質問のとおり、浜側に行く道路の取付、それから集落に行く道路の取付道路の工事をかなりお金をかけてやっていますし、現在もカッチキ台については学校の所のカーブの改修とか、それから歩道の拡幅といいますか、道路の拡幅をやっています。ただ、あそこの場合、坂上がって、八森地区から来ると坂を上がっていくと、直ぐに右手が子ども園、左にはグラウンドから出てくる道路、そして道路横断している陸橋の橋脚があったり、左手の方には小学校が続くということで、ドライバーにとっては障害物の多い危険がいっぱいの道路であります。ということで、この資料見る限りでも、町内の中にも学校・子ども園あるわけです。八森地区の方は椿台の所にある中学校とか、それから、ずっとバイパスになっていまして、新しい統合の子ども園これもバイパス沿い、それから統合の小学校もバイパス沿いということで、ほとんどの文教施設についてはバイパスになっているわけです。ということで、園児や児童の危険回避という点では国道

に直接面するよりは、安全な場所に移した方が一番いいのかなと思うんですけども、現時点では移設は大変お金もかかる無理な話でありまして、逆に子ども園や小学校から国道を離れた方が一番いいのかなとこんな感じで思いました。ということで、町長はどうでしょうか、このカッチキ台を回避して目名湯から行った道路の田んぼの辺りからバイパスを引っ張って行って高野々のつけ根辺りまで持っていく、こういうお考えは国道ですけれども、町長いかがなものでしょうか。

第2点目です。遊休施設の管理ということで、ちょっとご質問いたします。

これも大して大きな質問ではないと思うんですけども、町には遊休施設がたくさんあります。中には、そうした施設が貸付されたところ聞いたんですけども、夏になっても秋になっても一向に使っているふうもないし、草刈りもされていない、こういうふうな状況でした。これ施設の、特に旧岩子子ども園ですか、それから田中の温室、これらの施設の現在、使用状況といたしますか、そして貸付条件はどうなっているのかお知らせください。

2点目ですけれども、こうした施設の中には施設の周りの雑草の草刈りすらしていない所があります。私がちょっと気の毒で、ちょっとちょっかい出したところあったんですが、隣の施設の方でそれを草刈りしてくれたという話も聞きました。貸付条件では、こういう周辺環境整備といたしますか、こういうのはどう決められているのでしょうか。幾ら貸したとはいっても町の大事な施設であります。町は施設の適正管理を指導すると共に、借り手に貸付条件の順守を徹底されていると思いますが、町長いかがでしょうか。

3問目ですけれども、林業の諸問題についてお伺いいたします。

最初に、ナラ枯れがついに町にも及んだということから、町の対策についてお聞きします。「広葉樹のナラなどが枯れるナラ枯れが北上することが心配されるが」と、こう書いたんですけども、全協の中ではもう町内にナラ枯れの被害木が発見されたということでしたけれども、大変残念なことです。今年から私方も町の山で雑木の育林を始めたばかりですけれども大変がっかりしているところでもあります。海岸部の松くい虫に続いてのナラ枯れの発生は、町にとって経費の面、あるいはそれにかかる労力の面、そして森林資源の面でも大きな損失であります。活用しないからといって放置するわけにもいかないと思いますが、町は今後どんな対策を講じるのか、町長のお考えをお伺いします。

林業の第2点目ですが、マツもだめだと、雑木もだめという林業ですけれども、先日

県の会議の中で、スギの経営上の主旨をたまたま話題として聞く機会がありました。1haの山にスギを植えて、伐木80年間にかかる費用が約210万円お金がかかるそうです。80年経過した木を切ったと。収益はどのぐらいかといったら、130万円だそうです。これは県の森林監が講演の中で話をしておりました。これではとても間に合う話ではありません。また、先日テレビで親父さんが山の木をスギを売った。年も年なので、息子に代替わりしようかなと考えながら、テレビ見ながら、息子に「植林したらどうか」とこう聞いたら、息子は「ああ、植林さねよ」と、こういうふうな話で、多分あそこの町も山側の耕作放棄地ではないんですけれども裸山になるのかなと、こういうふう感じたところです。あわせて、近い将来私どもの町でもあちこちにそんな山が出てくるのではないかと心配しているところです。これまで山の木を切れば、再植林、再造林といいますが、またスギ山になっていくのが普通でしたけれども、これからはそれが大変難しくなることが予想されます。町はこの再造林をこれからどう進めるつもりか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。終わります。

○議長（芦崎達美君） ただいまの8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 嶋津議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、安全な道路の確保についてお答えをいたします。

まず、橋梁についてであります。

現在、町の管理下にある橋梁は全部で75基あり、その内、橋の長さが15m以上の橋が25基、15m未満の橋が50基となっております。また、供用から50年を経過している橋が16基、20年以上経過している橋が22基など、老朽化への対応が必要となっております。町では国の補助事業により、長さ15m以上の橋については、橋の劣化、損傷による調査評価に基づき優先順位を決定の上、長寿命化を図るため、計画的に修繕を施工することとし、また、15m未満の橋については、対処療法方式とし、その都度、損傷、劣化の度合いにより修繕し、長寿命化を図ることとしております。長寿命化修繕の方法については、国・県からの助言、指導もあり、現状を維持しながら鉄筋やコンクリートの増設補充により強度の確保を図ることを第一としておるところであります。ご指摘の仲村橋に関しましては、昭和40年に供用が開始されたもので、50年を経過しており、長寿命化修繕として施工したものでありますが、本橋梁の調査の結果、橋台は強度が保たれており修繕の必要はなかったものの、床板については補強などによる修繕では強度の確保に至

らないことから、現状幅員による床板の架け替えをせざるをえなかったものであります。また、塙橋につきましても、仲村橋と全く同様な状況であったことから、現状幅員による架け替え修繕としております。本事業は長寿命化を図る修繕工事でありますので、緊急車両が通れないことや、交通量の増加などにより橋前後の道路拡幅の計画等があり、橋も修繕と拡幅改修を行わなければならないなど、特別な場合を除き、現状規模のまま一つでも多くの橋の修繕を実施したいと考えており、地元住民の方をはじめとし、長寿命化修繕工事にご理解いただきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

次に、速度規制についてであります。ご質問の箇所は平成11年4月から最高速度が50kmになったということで、それ以前は40kmであったそうであります。警察に伺ったところ、道路の改良状況や交通量などから県の公安委員会が決定したものだということがあります。今まで40kmに下げしてほしいという要望もなかったようですし、要望があったとしても公安委員会で調査してから判断するようであります。町にも自治会などからの要望もありませんでしたので、自治会等の考え方も確認した上で、必要があれば警察を通して公安委員会に伝えたいと思っております。

次に、バイパス道路についてであります。カッチキ台地区の県施工による国道101号線の改良工事は、交差点の改良を平成25年度に完了し、今年度には通学路の安全確保として歩道拡幅工事を完了させております。当初は引き続き視距確保のため、水沢小学校前のカーブ線形改良を行う予定でしたが、水沢小学校の改修工事と現場が重なることから、児童の安全を最優先とし、改良工事は平成28年度に施工いただくこととしております。この工事が完了することにより、従来以上の安全な交通が確保されることと思っております。しかしながら、この地区は小学校や保育園があり、また民家も密集しており、能代方面への幹線道路として交通量も多いことから、バイパスの開設も交通安全を推進させる一方法と考えますが、最良なルートを選定についての住民合意や事業規模に伴う予算確保、国・県の支援などクリアしなければならない課題が多いので、十分な検討を要するものと思われま。

次に、遊休施設の貸付後の管理についてであります。

1点目の「旧岩子保育所とガラス温室の利用状況等」についてであります。旧岩子保育所は平成25年6月から「株式会社ニュートラスト」に有償で貸し出しております。その後、同社では同年8月に新会社である「株式会社ニュートラスト白神」を設立したことで、町の産業振興促進条例の指定事業者に申請し認定されたことから、平成26年1月

から無料で貸出しし、事務所として使用しています。常駐する人がいないことで警備会社に参加していますが、建物等の適正管理が貸付条件です。また、ガラス温室の使用については、施設使用申込書を提出してもらい、許可書を交付して1年ごとに貸出ししています。施設使用料は無料ですが、電気代と水道代は実費負担です。毎月、電気・水道代の負担金請求書を送付していますが、これまで未納はありません。昨年度は、八森籠田のガラス温室1棟でレタスの栽培を、外林のガラス温室1棟でミニトマトを栽培し有効活用されていました。今年度は、籠田と田中のガラス温室それぞれ1棟を貸し出したものの、籠田は数か月間使用されたものの、田中の温室は一度も使用されておりません。町では施設の使用について何度も会社に連絡していますが、作業員の手配がつかない、もう少し待つてほしいとの連絡でしたが、文書で回答するよう伝えている状況です。

2点目の「施設周辺の草刈など適正管理の遵守」についてであります。

旧岩子保育所周辺の草刈がされていないと岩子自治会から何度かお叱りの連絡があり、その都度会社に連絡して嚴重注意してきた経緯があります。ガラス温室周辺の草刈等についても同じであります。施設周辺の草刈等の環境整備についても施設管理の条件に含まれるものであり、ほかの施設利用者についても管理の徹底に努めてまいります。

次に、林業の諸課題についてであります。

1点目の、ナラ枯れ対策につきましては、行政報告でも申し上げましたように、御所の台地区、本館地区、ナメトコ地区で31本のナラ枯れが確認され、今年度、県の補助事業を活用して被害木全量の駆除を実施いたします。県内で発生が確認されている他自治体の状況を見ますと、松くい虫被害と同様に、発生原因である「カシノナガキクイムシ」は被害木から健全な木へ移り、被害が拡大している状況になっていることから、住民へ情報提供を行いながら、被害の監視を行っていくと共に、新たな被害発生が確認された場合は、迅速な駆除を実施してまいりたいと考えております。また、ナラ枯れ被害は高齢となった樹木が被害を受けやすいとされていることから、被害発生を防ぐ対策として、国や県の補助事業を活用した広葉樹林の間伐等を計画し、森林の若返りと病害虫に強い森林づくりを進めていきたいと考えております。

2点目の、伐採後の再植林を町はどう進めるかについてであります。町有林では平成25年度から広葉樹の植林を行ってきております。これまで植栽した樹種は、キハダ、クヌギ、ホオノキ、コナラの4樹種です。樹種の選択にあたっては、町が進めている生薬事業や菌床シイタケ事業など、将来活用できる樹種ということでこの4種を選択した

ところであります。町有林における再植林については、今後も町が取り組んでいる事業にマッチした樹種の選択を図り、森林経営計画制度と補助事業を最大限に活用しながら、植林、下刈り、除伐、間伐などを進めていきたいと考えております。また、一般の森林所有者については、所有者の意向による樹種の選択もあると思いますが、森林所有者から相談があった場合は、町が取り組んでいる事業の情報提供を適切に行い、再植林を有効に行ってもらえるようにしたいと考えております。

○議長（芦崎達美君） 8番議員、再質問はありますか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 1番の道路関係ですけれども、これは地区の自治会から出たわけではなくて、近所のおばさん方、お母さん方の声ですので、この後自治会の方でそういう雰囲気があれば自治会の方に話したいなと思っています。

国道の方の関係ですけれども、これは昨年も工事費をかけて交差点改修とかやったわけですけれども、町長お話しされましたけれども、条件的に坂が上がったら直ぐ左右に子ども園、小学校ということで危険な箇所には間違いのないわけですね。出来たら、町の方からもバイパス、難しいでしょうけれどもバイパスを呼び掛けてもらえればと思います、これは回答要りません。1番の方、終わります。

○議長（芦崎達美君） 2問目の再質問はありますか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 遊休施設、貸付後の管理ということでありましたけれども、ほとんど無料で貸付されていると。ところが、貸付されたんだけど活用していないと。これはちょっと、誰も利用されていないものを借りて、使っていないようならまだいいんだけど、今まで利用してあった人が一旦そこから出るわけですね。ところが、それをまた新しい人が利用するはずのものが利用しないと。そうすると、前に利用してあった人は大変心情的に迷惑な話だと思うんです。それから、無料でやること自体が何かそのここでいうと、草刈りのあれもしない、なんぼやってもただだという意識働いて、せっかく地区の方であれば地区の人方それを使って地元の雇用とか、それに役立てることができる、そういう企業が来るかもしれないのに大変もったいない話なわけで、是非この後やるにしても地域に関わりのあるようなそういう利用団体、利用企業に、どうせ無料で貸すのであれば、そういうふうにするんですけれども、町長その点はどうでしょうか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

当初の計画であれば、きちんと使うという条件の下に貸付けをしておりましたけれど

も、これらの状況からいくとちょっと遊休の状態になっていますので、今会社の方にもお話しをしながら、是非きちっと計画に基づいた活用について求めているところであり、それから勿論管理についても、当然条件の中に入っているわけでありますので、この点についても合わせて今、会社側の方に申し上げております。いずれ、会社の方でも今、空白になっていることについては非常に気にして、申し訳ありませんでしたということで、これからの活用について今計画を練っているのもうちょっと時間を貸してほしいというような話をされておりますので、いずれこの後の活用がしっかりされないのであれば、それなりの対応をしていかなきゃならないと思います。そういう意味で、今十分話し合いをしながら一つの方向性を見出すようにやっていきたいと思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） この遊休施設ですけれども、どこの業者さんでも最初借りる時はいい話すると思うんです。でも、実際使われていないと、町の施設が無駄になるというか、業者さんもそれなりの負担はあるわけでしょうけれども、やっぱり町の大事な施設を借りるわけだから、そういう貸付条件を守るそういう業者でないと半年ぐらい見たら分かるわけでしょうから、そういう厳しさが町の方にはほしいなあと思います。

それからさっき話のとおり、どこの業者でもいいというわけじゃなくて、やっぱり地区、例えば岩子の保育所であれば、やっぱり元々は地区の幼児方通っていたわけで、かなり愛着のある所だわけです。そこをよその業者さんが使うんでなくて、地元の人方も使えるような、そういう利用に通した方が私はいいと思うんですけれども、その点についてこの後、その業者さんどうなるか分かりませんが、町長は今度そういう方針を取られますか、どうですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

最初ですね、これを貸付けする時はそういう話もございませんでしたので、まず計画に沿って頑張っていただければ、いよいよ公用とか様々な面に波及するのではないかと考えましたけれども、いずれ会社の方とも問題を整理をしながら、もしあと活用しないとなれば当然ですね、今おっしゃったように地元の人方で活用出来る人あれば、そういう活用の仕方を考えていかなきゃならないというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。

○8番（嶋津宣美君） ありません。

○議長（芦崎達美君） 3問目の再質問はありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 林業のことについて、もうちょっと再質問いたします。

まず、ナラ枯れですけれども残念なわけで、町に豊富にあるこの雑木林ですね、これをうまく使ったら、町長が代表している峰浜培養のオガ粉の材料になったりとか、いろんなこれから町の雇用、あるいはそういう面で活用出来るのかなと思っている矢先のことなんですけれども、あるキノコ会社のあれを見ていましたら、ナラ枯れ被害木も薬剤散布の駆除だけでなく、シイタケ菌に何か弱いとかってあれあってですね、そのキノコ業者さんの方ではキノコ栽培に被害木を使ったらどうかと、こういうふうなシイタケ業者さんがおりました。それから、よその方のナラ枯れの被害木のどう使われているかというのを見ましたら、ある中には、被害木はもうそこから動かしてはいけないと。だから、ビニールかけて駆除するしかない、こんなふうな所もあるんですけども、ちょっと目についたのが2つありました。1つは、チップにして、中に入っている幼虫も全部殺してしまって、そのチップを資源として使うという所と、もう一つは、被害木を薪状にして30cmぐらいの幅に切って、それを実際割って、割っていくと中に幼虫といますか、その跡残っているわけです。そこから幼虫を取り出して、その残ったやつは乾かして薪として売っている。こういう所ありましたので、これから多分どんどん増えるこの被害木かと思うんです。松くい虫見ても、あつという間に海岸線の松がなくなるぐらいの馬力ありましたので、ナラ枯れももしかしたらミズナラだけでなく、いろんなコナラとかいろんな部分に波及するのかなと思います。町長お聞きしますけれども、培養の方でこの機会に、例えばチップとといいますか、オガ粉にして、キノコに使う材料です。これから出てくる被害木、森林組合とかどこかにお願いして、オガ粉にしたりなんかして活用する、そういうあれはございませんか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

今、峰浜培養では他から原材料を買ってきているわけでありましてけれども、地元でこのナラ等の材が活用できるというような状況になると理想的だとは思っています。したがって、この後植林していく場合は、そういうものを意識しながら地元の資源を使って、こういう原材料にしていくという、そういう循環型のやり方を我々も取り組んでまいりたいなと思っています。当然、今、未来づくりプロジェクトの中でもそういった今の町全体にある資源量とか、まだはっきり把握しておりませんので、どの程度の資源量があ

るのか、それによって今おっしゃったように、チップを導入しながら地元へ供給出来る状況までいけるのかどうか、そこら辺はこの後検討してみたいと思っています。ただ、今、開いて虫を取ってそれを薪にして売るという話だけれども、手間からいって、薪にするまで手間の方が多くかかるんじゃないかとちょっと懸念はしていますけれども、いずれ前段のある今のナラを使って、地元でそれが資源として生かされれば最高のことだと思いますので、森林の整備と合わせながら、そういう循環型のものをこの後考えていきたいなど、それは思っています。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） このナラ枯れ、町の山だけでなく個人の家、多分今回発見されたのは個人の家かと思うんですが、雑木のある山はナラある山はたいがい個人の家かなと思うんですが、この民有林の方の所有者の方々には、このナラ枯れの駆除について、例えば古いやつといますか、年数の経たやつを伐採しなさいとかというそういう指導は町ではされるんですか。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

実際、今回は町有林が1か所、それから民有林が2か所ということになります。町有林の1か所はナメトコの展示林にもなっているんですけども、実はかなりの年数経って、やっぱり高齢木があります。そこで、町の方では地元の人方にこういう今の状況を放置していると虫が今発生をしながら、高齢化した木が先にやられますよと。したがって、間伐をしながら更新をするようにやっていきたいということで、地域の方に町の方で逆に提案した経過がございます。ところが、地域の方からそういうミズナラ等切ることで資源に影響を及ぼすのではないかと懸念がされて、取り止めてほしいという話が強力に出まして、その話については断念をいたしました。しかし、今その時点ではまだこのナラ枯れが現実発生していない段階の話でありましたけれども、今度は実際この懸念された場所で発生しましたので、この後拡がる可能性は十分あります。そうなりますと、もう拡がってからは手の付けようがございませんので、再度我々もそこら辺を考えながら、もう一度地域にも話をするし、あるいはまた町全体としても今のナラ枯れの状況について周知をしながら、必要な分についてはやっぱり駆除をして伐採をしていくということをしていかなきゃならないというふうに、今の時点では考えております。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） 皆さん分かりますとおり、ナラ枯れのあれは、ナラ菌、何といいますか、さっき話したカシナガというその虫のあれなんですけれども、元々の原因なのは多分所有者の人方が手入れをしなかったと。世の中変わってきたというか活用しなくなった関係で、木の更新をしないからこういうことだろうというわけなんですけれども、是非今回のナラ枯れを契機に町民の方々にも、民有林については是非活用するようにと、そういうことを一つPRしてもらって、例えば虫付いたから直ぐ駆除してビニールでももう使われなくするんでなくて、例えば薪として、町もペレットに代わって前に質問したわけなんですけれども、ストーブの助成とかそういうのを活用してもらえればありがたいものだと思います。

それはさておき、スギの方ですけれども、さっき町長、町の町有林についてお話されました。でも、民有林については80年かけて売ったら、赤字だったというのは、これは実態そういうことだわけで、誰もがそういう210万円かけたら130万円しか収入あると思わなかったわけなんですけれども、そうになっていくと再生林はなかなか難しいのかなと。それを裸山だけの白神山地のふもとですね、山の造林をままで枯れてしまって、スギも何かぼつぼつと虫くい状態になる。大変世界遺産に恥ずかしいような思いをするわけなんですけれども、是非一般の所有者の方々にも再生林をしてもらう手立てを、町からは何か1つ2つアイデアを出してもらえればと思うわけなんですけれども、町長から何か妙案はありませんでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

妙案があれば幸いだわけでありましてけれども、いずれ今議員がおっしゃったように、80年になってもああいう状況、昔は50年経つと伐採をして売るにいいということで非常に造林も熱心にやったんですけれども、もうやっても採算が合わないものについては、なかなか取り組んでもらえないという今のもどかしい現状があると思います。ただ、状況に応じて、切った後にもう1回再生林をするということであれば、いろいろ支援する制度がございますので、それに乗かってやり、更にいろいろ手入れについても支援がございますのでやっていきたいなと思っています。ただ、やっぱり一般造林者はその意向も大事にしなきゃいけないのでスギをつけたいのか、あるいはまた町と同じような形でやっていきたいという考えとかいろいろ相談に乗りながら、民有林の場合はやっていき

たいと思っています。町の場合はさっき申し上げたように、今は公有地を中心にしながらやっています。それは勿論間伐中心でありますのでそうなりますけれども、町でもまだまだ今売るような状況にないわけでありますので、当面、まず呼びかけはしていくんですけれどもなかなか思うように進まないというジレンマにあるということだけのご理解していただきたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ほかに質問ありませんか。8番嶋津宣美君。

○8番（嶋津宣美君） マツ、そしてナラ、ところが肝心のスギもこのとおり安いということで、世界遺産の麓の町が山が廃っていくような感じだわけですけれども、町の方から積極的にその再造林を呼び掛けてもらいながら、いろんな手当をしてもらえればありがたいなと思います。ナラ枯れについてもいろんな所で利用するようにと、そういうことも機会を捉えて町民の方々に出してもらえればと思います。

以上で終わります。

○議長（芦崎達美君） 答弁よろしいですか。

○8番（嶋津宣美君） はい。

○議長（芦崎達美君） これで8番議員の一般質問を終了します。

これで本日の日程は全て終了しました。本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は、明日12月18日午前10時より開会し、引き続き一般質問などを行います。

これにて散会します。ご苦労様でした。

午後 2時50分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦崎達美

同署名議員 11番 門脇直樹

同署名議員 1番 鈴木一彦

同署名議員 2番 笠原吉範

平成27年12月八峰町議会定例会会議録（第3日）

平成27年12月18日（金曜日）

議事日程第3号

平成27年12月18日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 陳情第13号 学校薬剤師の報酬改善についての陳情書について
- 第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 鈴木一彦	2番 笠原吉範	3番 水木壽保
4番 須藤正人	5番 腰山良悦	6番 柴田正高
7番 皆川鉄也	8番 嶋津宣美	9番 菊地薫
10番 山本優人	11番 門脇直樹	12番 芦崎達美

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	加藤和夫	副町長	伊藤進
教育長	千葉良一	総務課長	田村正
税務会計課長	金平公明	企画財政課長	須藤徳雄
福祉保健課長	大高伸一	教育次長	金田千秋
産業振興課長	米森伴宗	農林振興課長	佐々木喜兵衛
建設課長	日沼正明	農業委員会事務局長	米森博孝
生涯学習課長	工藤金悦	学校給食センター所長	木村学
あきた白神体験センター所長	佐藤博孝		

議会事務局職員出席者

議会事務局長	藤田吉孝	書記	吉元和歌子
--------	------	----	-------

午前10時00分 開 議

○議長（芦崎達美君） おはようございます。傍聴者の皆さん、今日は寒いところ、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、ただいまより会議を開きます。ただいまの出席議員数は12名です。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番水木壽保君、4番須藤正人君、5番腰山良悦君の3名を指名します。

一般質問に入る前に、農林振興課長より発言を求められていますので、発言を許します。佐々木農林振興課長。

○農林振興課長（佐々木喜兵衛君） 発言の訂正をお願いしたいと思います。

一昨日の議案第104号、平成27年度八峰町一般会計補正予算の中で、嶋津議員からご質問がありました、歳入のナラ枯れ補助金57万3,000円について、私が、75%が国庫補助金と回答いたしましたけれども、正しくは国庫補助金が50%、県補助金が25%に訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。10番議員山本優人君。

○10番（山本優人君） 皆さん、おはようございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

はじめに、物産販売会社の設立についてであります。

1年で100人もの減少する八峰町。その減少対策には、都市にない地域資源たる農産物、海産物などの活用が不可欠であり、農産物海産物を販売、加工食品を中心に、地域経済を活性化させる有力な産業として位置付け、町内の企業や事業者の物産販売の強化が必要であり、そのためにやるべきことは農業、漁業、ものづくりなど、生活に必要な生産活動が存在し、町民の生活に必要な所得が確保されるために目指すべきことは、地元で生産した商品、サービスを地元で消費すること、地元企業が地元出身者を雇用すること、地域で形成された資金を地域の事業融資・投資することなど、地元の中で経済をまわす

ことが基本と考えます。

しかし、現在の産業課題は、業者間の競争、商品の魅力、流通、消費者志向など、年々厳しい状況に置かれている現実があります。まず、同業者間での競争については、多くの農産物や加工食品の市場が飽和状態にあり、一部の差別化された商品を除き、価格競争に陥っている現状がある上、T P Pにより外国産の農産物や加工食品が、国内市場に今まで以上に流入してくると、低価格での販売は限界に達するという事です。

商品の魅力については、農産物や加工食品を生産製造しても、その魅力が消費者に十分に伝えられない、農水産加工品業者からすると、一度食べてもらえれば良さが分かってもられるのにと嘆いている生産者は多いです。しかし、それが市場の現実であり、一度も食べてもらわなくても商品を手にとってもらうための魅力づくりが、農産物や加工食品には今まで以上に必要になってきます。

流通の課題については、特に農産物の販売の場合、農協の無条件委託販売では自分の農産物の評価が分からず、生産意欲向上の意識が低下しております。水産物の場合、漁協が自主販売を自由に出来ないルールを設定し、自由販売や有利販売を阻害している。このような既存の組織流通網と棲み分けを行い、十分付加価値のある農水産物を取り扱い、中小企業や個人事業者の物産を販売したり、流通網の中に入っても交渉力を持てる魅力のある加工商品づくりの提案など流通対策が必要と思いませんか。

消費者の志向変化の課題については、消費者は安全・安心で高品質、その上安価なものを求め、一方では中国野菜や餃子問題など食の安全性を脅かす社会問題が多く発生したことをきっかけに、消費者は自らの食の安全を守る意味でも、品質相応の適正な価格対価を生産者に支払うべきという風潮が少しずつ出てきています。

このような消費者市場に、当町の農産物水産物加工品などを物産販売することが地域経済の活性化に繋がると考えます。八峰ブランドとして、個性的で魅力のある商品サービスを実際開発し、その売買ビジネスを通じて情報を消費者に伝えることが肝要です。そのためには町の農産物、海産物、酒、工芸品など地域資源を商品化し、流通販売するのが最も近道でその機能が必要です。そのためには事業会社の設立発起に向けた設立運営は町の役割であると思うのですが、町長の考えはいかがでしょうか。

産業面で都会と比べて地方の優位性は農業や林業、水産業といった地域資源に根差した産業であるし、逆に地方における最も弱い部門は販売卸売業であって、町内で資金循環させる意味からも、地域特化型の物産販売に存在価値が出てくるのであります。

そこで、町内企業が個々に行っているセールス活動を一元化し、町内事業者が物産販売を個々に負担している販売費用や人件費並びに流通経費を軽減し、新たな流通で販売活動を目指すために、町内の法人や個人事業者金融機関、町などが出資する八峰物産販売株式会社の設立を提案するものです。町長の見解を求めます。

次に、休園廃校などの施設の活用についてであります。八森観海岩館子ども園が統合され休園、岩館小学校は廃校となっていますが、施設管理は未だ教育委員会所管の行政財産のまま、有効活用出来てない状況となっています。

地方行政の組織及び運営に関する法律の23条で、教育財産の管理は教育委員会の権限とされており、今後公共施設管理を進めて行くにあたって、教育財産が町長の管理外になっている状況は、統廃合再編成活用を進めて行く中で大きな障害となる可能性があります。廃校施設などを教育財産のままにしておくと、最適用途に有効活用されなかったり、利用実態と管理に違いが生じます。一方で、当初の用途が廃止されていても、施設の利活用や交付金関係が決まるまでは総務課としても預かる筋にはなく、そのために教育財産のままにされているという面もあります。

以上のことを踏まえ現行制度を整理し、所管の縦割りによる行政ロスを解消することが必要だという考えで質問いたします。

用途廃止された公共施設に関して、処分方法が決まっていなくても総務課が現状のまままで教育委員会から預かって管理し、その上で活用や処分に関して、一元的に考える体制を作るべきではないですか。

教育委員会は、児童生徒の教育環境・社会教育環境に傾注するべきで、廃園廃校施設などの維持管理業務から所管を変更すべきと考えます。そして最終的には、町の保有する全公共施設の整備や規格に関して、町長部局で一元管理する指揮体制が必要ではないですか。学校などの施設に土地などを保有するコストとしては、実際に支出を伴うものだけではなく、適切な利用をすれば得られたはずの収入も損失で、具体的には町の事業として利用するのであれば、その事業をこうなったことによって向上する町民の生活や売却であれば、売却益や固定資産税、貸付であれば貸付料収入となります。当町のように、閉校されたまま長期間未利用となっていることは、この得られたはずの収入を失っていることに他ならず、固有財産の有効活用の点で問題あると思いませんか。

閉校施設の利用について町に明確な方針もなく、活用方法の検討に期限も設けておらず、本格利用の決定に時間がかかるのは当然だと思います。したがって固有財産の有効

活用を検討する場合に未利用期間が長くなることにより、損失が増加していくことを認識し、検討を行う期間を設け、迅速に本格利用できるようにするべきなのです。行政財産としての用途がなくなった土地については用途廃止手続きを行う必要があるが、例えばグラウンドなどの土地については今後も行政用途に供する予定がないと考えるにも関わらず、財産分類も変更せずに行政財産のまま長期にわたって所管している。行政用途に供する予定がないものは、全て普通財産への用途変更廃止手続きをするべきと考えます。

そして施設の有効活用のため活用案を公募する考えはないか、町長の見解を求めます。以上2点、宜しくお願いいたします。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ただいまの10番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） おはようございます。それでは、山本優人議員の質問にお答えをいたします。

初めに「物産販売会社の設立について」であります。

人口減少対策には、地域経済の発展と雇用の場確保が必要不可欠であり、地域資源である農林水産物を有効に活用して加工し、流通や販売に取り組む6次産業化は、農林水産業者、加工業者、販売者の所得を向上させ、地場産業の振興に繋がることは、議員のご指摘のとおりであります。

さて、1点目の「地域で形成された資金を地域の事業に融資・投資することについて」お答えをいたします。

地域の企業や事業主、農林水産業者は、当然ながら自らの経営方針で生産から流通販売まで、それぞれ独自に取り組んでいることは事実であります。その中では、産直の様に地場産物が地元で消費される形態もありますが、地元で漁獲された魚が町外に流れている事例や、逆に町外で生産された野菜が町内で販売されているところもあります。議員が考えているように、まず地元で生産された物がしっかり地元で消費され、その資金が、更に再生産に繋がる仕組みづくりをするべきではないかとの主張は一理ありますが、開かれた流通形態が定着している現在では、なかなか難しいのではないかと考えております。

2点目の「農漁協等の組織流通網と棲み分けを行い、付加価値のある農水産物など小規模事業者の物産を販売したり、流通網の中に入っても交渉力を持てる魅力のある加工

商品づくりを行ったりするなどの対策について」ですが、町の農林水産物や加工品の中には、良品で他と区別される付加価値がありながら数が少ない、売り先がわからないなどの理由で、一般品と同様の価格で販売されている例も少なくありませんが、農協・漁協とは違うルートで流通販売を確立するとすれば、どうしても加工・流通部門のノウハウやマーケティング力が必要となります。またこの事業推進を十分理解して、一緒に取り組む体制をどう確立するかが大切な点であります。

これまで町では、地域資源を生かしたオリジナル性の高いブランド加工品の開発と流通・販売の体制整備を含めた取り組みとして「はっぼううましブランド推進協議会」を立ち上げ、取り組んだ事例がございますが、この事業では専門家の指導をいただきながら取り組んで来た経過があります。

このようなことから、この事業に取り組むには事業者間の意思統一が極めて重要であるとともに、ノウハウのある専門家の指導等をいただきながら進める必要があると考えます。

3点目の「町の農産物・海産物・酒・工芸品等々、地域資源を商品化し流通販売するのが最も近道で、その機能が必要です。その事業会社設立・発起に向けた、設立の運営は町の役割と考えるが」についてお答えします。

ご提言の販売する母体となる会社設立から運営まで、町が進めるべきではないかのご意見ではございますが、他町では物産公社を立ち上げているところもありますが、大方、経営的には苦戦していると伺っております。経営体を取りまとめる会社であれば、この厳しい流通業界に入っていくには、母体となる組織を固めた上に立って、経営的に成り立つシステムを構築しなければならないと思いますので、それにふさわしいノウハウある指導者のアドバイスが必要ではないかと思っております。

いずれにしましても、このような会社を立ち上げたいという要望があった場合は、町としても相談に乗りたいと思っておりますが、町だけでの対応が難しい場合は、様々な知見を持つ関係機関の力も借りてまいりたいと考えております。

2問目については教育長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（芦崎達美君） 次に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 皆様おはようございます。山本優人議員の休園・廃校等の施設の活用についてのご質問にお答えします。

現在管理しているのが教育委員会でありますので、私の方からまず答弁させていただ

きます。

「維持管理だけなら教育委員会から所管変更すべきではないか」についてであります、修繕に関わる交付金の関係等、解決すべき点が残っております。旧子ども園は現在も教育委員会所管の行政財産となっております。今後、施設利用の方向が固まれば所管替えを順次行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。

また「既に休園、廃校とする施設の有効活用するため活用利用案の公募の考えは」についてであります、現在八森地区の旧子ども園については、旧八森・岩館子ども園の使用した物品すべてを旧観海こども園に集めて整理を終えたあと、八森、沢目、埴川子ども園での使用が可能な物品について確認を行いました。次に、役場各課で必要な物品の確認も先日行ったところであります。今後は、残った物品について町民の方々に格安での販売、物によっては無料での譲渡も考えており、広報お知らせ版等で呼びかけることにしております。

これらの物品の処理が終えた後に、9月定例議会で腰山議員の一般質問にも答弁いたしました、旧子ども園三園の活用について利用したい方がいるかどうか募集をしてみたいと考えております。その結果を見て今後の方針を決めてまいりたいと思っておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。

来年4月開校となる八森中学校、埴川小学校についてであります、この件につきましても過去の議会でご質問をいただいております。遊休施設再利用計画庁内会議において話し合いをしているところですが、八森中学校は、町の社会福祉協議会から1階部分について使用したいとの要望がありますので、その方向で進めてまいりたいと思っておりますが、2階部分についての活用や管理上の問題等もあり、もう少し検討していかなければならないものと考えております。埴川小学校については、地域の方々のご意見、ご要望等を集め、有識者会議等でその利用について協議してまいりたいと考えておりますので、子ども園同様、ご理解下さるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（芦崎達美君） 10番議員、再質問はありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 1問目であります、先日の須藤議員の意見にもありましたけれども、いろいろ来年度予算編成の方針の中で、多額の予算を掛ける前に、やっぱり最初には仕事づくりが大切だろうというふうな意見もあったわけですが、全く同感でそう

思うわけですが、やっぱり町内ですね、農林漁業もしくは個人事業者の経営が安定させることが、まず少子化現象の一番の出発だろうと私は思うわけです。その町内の事業者が安定させることによって後継者がスムーズに引き継げることができる、そうすることによってですね、安定した引き継ぎを行われた後に子どもが生まれる、子どもが生まれる前に結婚が必要ですけども、そういう経緯で人口の維持というか、そういうふうなスムーズな承継がなされるものだと思うわけです。そのためには、既存の農業者であり漁業者であり、個人事業者でありが生産している者をより多く売る、もしくは付加価値をつけて高く売る、というふうな努力が必要なわけですけども、やっぱりその辺は個人事業を中小企業という小さい資金の中では、そういう都会に行って物産販売を行うような余裕がないのが現実です。そのためにはやはりそれをこうまとめてですね、うちの町にはこういうふうないいものがあります、というふうなセールスをする人間が必要であります。そのセールスの人を雇うためにはまず組織が必要なわけで、そのために物産販売会社というものを想定しているわけですが、それについて考え方を今一度町長の方から理解してもらえるのかどうかということを知りたいと思いますが、宜しくお願いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

いろいろ人口減少対策にもいろんな方法があるわけですけども、今、議員がおっしゃったように、農林水産業者やあるいはまた中小企業などを含めて、それらの方々の経営が安定していることによっていろいろ波及効果があるんじゃないかと。こういう考え方については私も否定するものではございません。ただこれをどういうふうな形に持っていくのかということになりますと、方法論はいろいろあると思いますけれども、議員が提案しているように、町が丸抱えで全部やっていくのが必要だというふうな捉え方が果たしていいのかどうか、という問題があろうかと思えます。やはり個々の経営体であれば、その形態をいかに伸ばしていくかという努力もまた必要なわけですから、その業者間での話し合う場、例えば商工会を中心にそういうものを話していくとかそういう母体をですね、提案をしながらつくり上げていくことが非常に大事ではないかなというふうに考えています。その中で町としても黙っているわけにはいきませんので、それは一緒になって考え、更に支援できるものはしていきますけれども、しっかり自分方自体の経営主体をしっかりした中で、そういうものを拡大させていくという考え方が根底に必

要ではないかなと思っています。町の方でも不十分さいろいろあると指摘もされているんですけども、都市部に対するいろいろの特産品のPRとか呼びかけながら、一緒に行きませんかということもやっていますけれども、それさえもまだ一緒に行ってもらえない状況も確かにあるのはあります。したがって町としても出来ることはやりますけれども、先ほど申し上げたように全てが全部おぜん立てをして、町が運用してはいどうぞというようなことが、果たしてそういう方法がいいのかどうかという、これが少し議論のあるところではないかと思います。

○議長（芦崎達美君） 他に質問ありませんか。10番山本優人くん。

○10番（山本優人君） 町長、ちょっと勘違いしていると思うのですが、最後の質問の中で、私は町に全部やれということは言ってなくてですね、いろんな町内の事業者や金融機関、秋田銀行さん傍聴に見えられていますけれども、町内の事業者等からの出資を求めながら、要は第3セクター的な考えであります、そういうふうなものを設立してですね、その販売活動にあたらどうかということでもあります。

そういうふうなことでまた若干話を戻しますが、やっぱり販売先を確固たる販売先を見つけることによってですね、生産の拡大や商品開発というふうな6次化に向けた着手ができるわけで、なかなかそこまで行くために、町長は個人の努力が足りないんだ、その理由はイベントと一緒にいきませんかというふうなことで誘ったけれども、先日のどこかのイベントには業者が1人も行かないと、役場職員だけというふうな状況が続いたようでもありますけれども、現実には出すだけそのイベントに出すだけの人的余裕と金がないということが現実であります。

ですからその部分を何とかするためには、やはりそういう物販販売会社の存在というものは必要なんだろうと私は思うわけです。まあ仮に町の事業として、いろんな今年もイベントに職員が出掛けて行って、販売をして商品アピールしたのは努力は認めるわけですが、それは所詮一過性にすぎないわけです。そのためには今イベントでやっている商品販売をしたところで、それは買った人の口コミを期待しているだけの行動であって、販売拡大にはストレートに繋がっていかないのではないかと。やはり大量に販売する、販売先を拡大するということになると、大きい業者なり流通でも卸売りでも小売店でもあまり定期的に販売する先を見つける。そのためには飛び込みでもいいですし、いろんなつてを頼ってお願いに歩くということも必要ですけれども、そういうふうな形での役場職員の行動であればよかったです、それはなかなか難しいんだと

すれば、やはり販売会社というものからスタッフを出してその交渉に当たるというふうなことが、私は必要なんだと思います。

仮にそれが無理だとするのであれば、今役場で公募している地域おこし協力隊、この人材の活用があると思うわけです。今現在2名まだ募集中だと思っておりますが、地域おこし協力隊、そういうふうな販売の経験のあるプロを採用して、その任にあたらせるということも私は必要なのではないかと。そういうことによってその3年間そういうふうな活動をして、道筋がついたならば販売会社を立ち上げるというふうな手法だって考え方の中にあるのではないかとというふうに思いますが、その点は考え方を今一度お聞きいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

首都圏でやっているいろんなPRの直産販売員とかですね、それは一つのきっかけづくりということでもありますから、その中でまた繋がる要素もないわけではないので、出来ればやっぱり参加をしてほしいと思います。ただ議員が言っているのは大きい視点の話だと思いますので、町内のそういう作業団体がやっぱりいろんな角度で一緒にこのテーブルについて、そういう方向に向かって話し合う場づくりが一番最初に一番大事じゃないかなと思っています。例えば秋田銀行さんもここにおりますけれども、銀行さんも今、そういう地域の物産をいろいろ売り込んでいくためのノウハウを非常に持っています。そういうものやあるいはまた、西和賀から来たような専門的にも頑張っている方もおります。そういった人方のいろんな知見を聞きながら、この町としては何を中心にやっていくのかということ、話し合う場が必要ではないかなというふうにこう思います。そうでないと、ここにどの程度のそういう資源量があってどこにどういうふうな形で売り込んでいくか、そういうものをしっかりと整理をしながらやっていかないとこの事業はなかなか進んでいかないのではないかなと私は考えております。したがってそういう場づくり、もちろん町の方でもそういう場づくりもこれから考えていかなければならないわけですが、一緒にやっぱりそういう考えるということ、そういうものを作り上げていくということが、まず先ではないかなと私はそう思います。

○議長（芦崎達美君） 他に質問、10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 先日、大分なりましたが、町長も私も出席した商工会の会議の中で、少子化対策の話があったわけですが、あの時の意見の中でやはりこのオール

八峰で売るといふふうな考え方の話がありましたように、業界の方でもその考え方としては思っていると思うわけです。そういうふうな考え方が今あるうちに、町からでもいいし、商工会からでもいいけれども、声を上げてですね、積極的にそのために何をすればいいのか、どういうステップでそれに向かって行けばいいのかということをやっぱり話し合う場を持つのはやっぱり役場が先導になっていかざるを得ないのではないかと、それからはじめていただきたいと思えますけれども、新年度予算で総合戦略ということでもっと積極的に前向きに取り組んでいただける姿勢を今一度町長から聞きたいと思えます。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

お答えをいたします。うちの方でも産業振興会議まだ1回よりやっていません。これはいろんな漁業者、農業者、商工業者、更には金融機関、行政含めた話し合う場を持つことにしておりますけれども、その後やっていないという、これはうちの方でも反省はしておりますけれども、そういうものを実現しながら我々もまた、今おっしゃったようなことを検討してみると、それからまた商工会でも、この間私も一緒に話を聞いていましたので、そういう機運もありますので、出来れば皆様方の方からも積極的に商工会の方にも発言をしていただいて、一緒に行動できるようにやっていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（芦崎達美君） 他に質問ありませんか。2問目の再質問はありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 2問目の質問ですが、教育長に質問したという私の考えはですね、教育長の部分については、私は現況が保育園でない以上、教育委員会の所管を変更すべきだといふふうな主張なわけです。それについて教育長の答弁だったものですか、教育長の答弁としてはしょうがない答弁だなあと私は認識しておるわけですが、今保育園に限らず、町内にどのぐらい遊休施設があるのか把握はしておりませんが、少なくとも土地それから建物含めて結構あると思うわけです。ところがですね、これがもしかしたら使用目的、今後も使用しない見込みがあるにも拘らず、その使用の機会を民間にアピールしないとかいふふうなことが非常に損失ではないのかなと。例えば峰浜地区の庁舎、役場跡地が今現在空いております。旧八森役場も土地も空いております。もちろん岩館小学校のグラウンド、その辺も私の中ではそういうふうなものが空いている。もしこれを貸す、もしくは売る方法なり使い方を募集したら、いろんな企業からもしか

したら貸してくれという要望があったり、売ってくれというふうな要望があるのではないかと。いつまでこれをほったらかしにして、これを放置しておくのかというふうなことなわけですよ。あそこを維持管理しているだけで、年間草刈り経費やら建物であれば補修費、そういうふうなものが掛かっていくわけですね。そういうふうなことを考えますうち、遊休資産というものはやはりそれ相応の使い道がなかったら、貸す、売る、そういうふうなことを考えて、収入のアップを図るとか、経費を削減するという方法を考えていかなければならないのではないかとというふうに思うわけですが、その辺のことについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対して、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 私の方からお答えをいたしたいと思います。

確かに遊休の施設いろいろあります。さっき教育長の方から申し上げた、現在の旧八森地区の子ども園の関係と、今閉校になる小学校、中学校の関係についてはご理解をいただいたものと思います。この手順についてはさっき示しましたので。あとそれ以外のものについては、今例えば例を上げて旧岩館小学校のグラウンドとかと申し上げられましたけれども、そこら辺についてはこの後、そういう提言も受けながら我々もただ手をこまねているわけではありませんけれども、有効な活用の方法について、庁内で検討しながらいろいろ活用する方法について探っていきたいと思いますので、宜しく願います。

○議長（芦崎達美君） 他に。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 公募するという考えで考えているということなんですか。最初にやはり行政財産の管理の権限は町長にあるわけですから、例えば旧岩館小学校のグラウンドが誰の管理になっているか、これは教育委員会の管理になっているはずなんですが、あそこがもし、いろんな交付金の関係でもう解決済みだとすれば、教育財産でなくてもいいわけです。普通財産として処理手続を踏めば、直ちに貸すこともできるし売ることでもできる訳ですね。それは議会同意とかいろいろ必要な手続があると思いますが、そういうふうなことを速やかにやるべきではないかというところな訳ですよ。その辺はいかがでしょうか。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。先ほども申し上げましたけれども、有効活用についてこの後出来るだけ進むように頑張っていきたいと思います。

- 議長（芦崎達美君） 他に質問ありませんか。10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） それは公募も含めてという意味で理解していいですか。
- 議長（芦崎達美君） 加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。先ほど申し上げた子ども園については公募していきたくと、それ以外についてはまだ公募するという決定はいたしておりません。
- 町長（加藤和夫君） 他に質問ありませんか。10番山本優人君。
- 10番（山本優人君） 非常に残念ですが、いろいろの理由が手続的に大変だと言うことは理解できますが、やはり既に廃校や休園して、現実に使ってなくなってから大分時間が経っているし、それはこれから検討に入る間もまた時間経つわけですね。そうしている間にどんどん建物の使用価値がなくなっていく、そういうふうなことで非常に残念なわけです。今後も将来的には、まだ残されている峰浜地区の保育園の統合等の問題も抱えたりしているわけですが、やはりそういうふうに休園、廃止なるような施設というものは、将来的に方向性が決まった段階で公募に入るといぐらいの考え方でないと、建物そのものの価値というものは、1年使わなかっただけで非常に陳腐化してくるわけですね。家と同じなわけですが、1年人が住まなかっただけでその家が腐敗するというふうな状況になるわけで、やはり1年後、廃校や使わなくなるという施設というものが決まっているのであれば、同じ時期に公募を出して、1年後から使う人がいるのであれば応募してくださいというふうな考え方で進まないといけないのではないか、ということです。その辺のタイムロスが損失になるんじゃないかということだわけですが、その辺については町長の考えをもう一度お願いします。
- 議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- 町長（加藤和夫君） お答えをいたします。いろいろ考え方はありますけれども、例えば今回閉校する学校ではですね、今、現にまだ子どもたちがここで頑張っているのに、後どうするのとあまり先走ってやってほしくない、とそういうふうに言っている地域の方々もいっぱいございます。町では今おっしゃったようにバンバンとですね、来年4月からやるから、4月に向けてもう後の貸付こうするんだということをですね、やっぱりやってほしいという、そういう考えもありますけれども、一方ではそういう感情的なものもありますので、あまりあたふたと急がないで、じっくりと考えながら対処していかなければならないと思います。いずれにしても議員が言うように、有効に出来るだけ早期に活用していける方法を、我々もちゃんと定めながら頑張っていきたいとは思ってい

ます。

それから失礼ですけれども、峰浜地区の子ども園については、町の方で一切これは言及しておりませんので、あまり公式にやったかのような印象を与えると非常に困りますので、それは少し慎重に発言をしていただければありがたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 他に質問ありませんか。10番山本優人君。

○10番（山本優人君） 私は行政ロスというものが非常に困るなあと思うわけで、ある施設の有効利用というのは、行政ロスのタイムラグがない状況で進めていただきたいなというふうに思います。そういうことで質問終わります。

○議長（芦崎達美君） これで10番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。再開は10時55分より開会します。

午前10時49分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） おはようございます。傍聴の皆様、今日寒い中傍聴くださいます。ありがとうございます。議長の申告により、一般質問をさせていただきます。

1点目ですが、環太平洋連携協定のTPPの大筋合意した関税交渉の全容を公開し、農業関係者から不安の声が相次いでいる。その不安を払拭するためかTPP政府対策大綱要旨を決め、農業分野の経営の安定対策に手厚くし、農家の反発を鎮静化させることに主眼が置かれたその農林水産対策は、意欲ある農業漁業者に安心して経営に取り組めるよう、農政新時代を迎えるなか、農林水産の価値や魅力への理解を高めるなど体質強化策、金融支援や農地の大区画化で担い手を育成、産地パワーアップ事業を設け、地域営農戦略に基づき、農業者が高性能な機械や施設を導入するのを支援する。林業では高効率な加工施設の整備や間伐、路網の整備で、合板製材の国際協力を高める。水産はリース方式の漁船導入を通じ、水産業の持続可能な操業体制へ転換を図る。経営安定対策では政府の備蓄保有米の保管期間を5年から3年程度に短縮し、国別に輸入量に相当する国産米を、政府の備蓄米として買い入れるなどの対策をすることで大筋合意してから2か月足らずで急造された政策の効果は不透明である。わが町にどのような影響があるか不透明であるが、町の農林業の対策支援はどのように考えているのか。

2点目ですが、ICT教育推進事業についてですが、昨年峰浜中学校でICTの公開授業に参加したが、これからの時代にあった授業に思えた。2011年度から2013年度にタブレット端末を活用した文科省の実証校から約8割の教師が効果があったと回答し、9割の子どもが楽しく授業ができた。これから情報端末を、自宅に帰り家庭で活用することも予想される。長時間使用することもあり、視力などの健康上の問題が指摘する声がある。デジタル教科書の使いこなす教員の養成も課題である。ICTの強力なプレゼンテーションツールがあることで、生徒同士の共有ができることなどを上げている。また、教師は利用活用の利点としては、生徒の学習の進捗状況を容易に把握できること、課題提出や返却の時間が短縮できるなど平成23年度からNTTの支援を受けながら行ってきたが、平成27年度から文科省の事業で平成28年度までの2か年で終わるが、その後はどのようにしていくのかお伺いいたします。以上です。終わります。

○議長（芦崎達美君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 水木壽保議員のご質問にお答えをいたします。

TPPの発効に備えた政策大綱についてであります。昨日、柴田議員と皆川議員から同じTPP関連の質問があつて回答を申し上げましたので、かなり重複する部分があると思いますが、宜しくお願ひいたします。

国のTPP総合対策本部では、「総合的なTPP関連政策大綱」を本年11月25日に決定しました。この政策大綱は、TPPに対応する政策目標と基本方針がまとめられたものです。TPP発効後の経営安定対策として、重要5品目の米については、「国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる」ことが明記されています。国では政策大綱に示された政策目標を前進させるため、今年度補正予算や平成28年度予算での事業化が見込まれるほか、県においても国の政策を踏まえた施策の展開が見込まれています。町としては、国や県の状況を見極めながら施策を実施することとなりますが、場合によっては、町独自の支援策を実施することも考えております。いずれTPPが発効されれば、価格の安い輸入米が入ることで価格全体が下がる恐れなど、現在の米をめぐる情勢がさらに厳しい状況になることが懸念されます。したがって町としては、これまでも進めてきた複合型生産構造への支援策を主体にしながら、継続実施してまいりたいと

考えております。

また、林業関係では、合板や製材等について、輸入額が多いマレーシアの合板、カナダの製材等に対し、T P P 発効時に関税の50%が引き下げられ、さらに安い外材が輸入されます。このため、国内の原木供給を担う林業生産活動の停滞が心配されております。国では現在、木材の国内自給率50%を目指した施策を展開しておりますが、今後T P P に対応した強化策の実施が見込まれています。また県でも、国の政策を踏まえて対応策を講じる見込みであります。町としては、今後、国や県の状況を注視しながら対応策を検討していきたいと考えております。

2 問目については教育長の方から答弁をいたします。

○議長（芦崎達美君） ICT関係については千葉教育長より答弁、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 事前に配布させていただいた資料につきましては、先月の機関誌に載せさせていただいた私のつたない文章であります。今日の水木議員のご質問と関連しますので配付させていただきましたので、宜しくお願いします。

それでは、水木壽保議員のICT教育推進事業についてのご質問にお答えします。

ご質問でもありましたけれども、議員にご理解いただくには、どうしてもわが町のこれまでに至る経緯を話さねばならず、少々時間をいただきますが、宜しくお願いいたします。

わが町における「ICT教育」いわゆる学校教育における電子黒板、タブレットパソコン、及びデジタル教科書等を活用した授業の推進につきましては、平成23年度から平成25年度までの総務省や文部科学省の委託を受けたN T Tグループが、3年間の実証事業として全国10の自治体において行われてきたもので、東北ではわが町だけ選ばれ、八森・水沢・埴川小学校の5・6年生を対象に、授業におけるICTを活用した授業を実践してまいりました。

また、3年間の研究はもとより事業の終了後においても県内外にとどまらず、全国や遠く韓国からも、多くの学校、教育委員会、議会関係者が視察や研修に訪れております。また多くの研修会やフォーラム等においても、わが町の実践について発信してきたところでもあります。その一部をご紹介しますと、平成23年度には青森県で開催された東北町村教育長連絡協議会研修会で、平成24年度には東京で開催された「全国生涯学習ネットワークフォーラム2012」、平成25年度には町内3小学校を会場に県内の教職員を対象に「第1回八峰町ICTを活用した公開授業研究会」を開催しました。また、昨年平成26

年度には「第55回全国放送教育研究会東北大会秋田大会」が秋田市の広面小学校を主会場に開催されましたが、招かれて町の大型電子黒板を広面小学校の教室に持ち込み、八森小学校の6年生がICTを活用した理科の授業を公開したところであります。この模様は新聞・テレビ等でも報道されたことは、いまだに記憶に新しいところであります。さらに、八森・峰浜両中学校合同による「第2回公開授業研究会」を開催し、文部科学省の専門官や、わが国における情報教育のトップによる講演会も開催してまいりました。このような状況の中、平成26年度には八森小学校が文部科学省の委託事業である「ICTを活用した教育の推進に資する実証事業」に選ばれ、全国の公立小・中学校でモデル授業として使用する映像集の作成に協力するなど、文部科学省の指導やNTTグループの支援をいただきながら、授業におけるICT教育への取り組みを進めてきたところであります。

平成25年度に入り、この事業終了に伴う各種協議の中で、NTTの実証事業を始めるにあたって、町内の3小学校に導入された総額5,300万円もの校内LAN環境を含む関連設備や、5・6年生が利用している電子黒板やタブレットパソコン、デジタル教科書等を事業終了後には無償で譲渡していただけたとお話をいただきました。町としても譲渡された設備を基にして国や文部科学省の推進計画を先取りした形で、県内はもとより全国でも例のない、全小・中学校、全学年でのICT教育を推進することとして、平成25年度から町内の小・中学校の全ての普通教室及び特別教室に、電子黒板と関係機器や、デジタル教科書、さらにはタブレットパソコンを配備し、現在に至っているところであります。また、平成26年度には小学校に配置しているICT支援員に加えて中学校にも支援員を配置し、より効果的な授業を展開しているところであります。わが町のこれらの先進的な取り組みに、文部科学省のICT教育推進の責任者である情報教育課長をはじめとする様々な方々が視察に訪れ、文部科学省からは全国のモデルであると高くと評価されました。その際に、平成27年度から実施予定である2か年事業にノミネートするようにと強く勧められ、今年度からはじまりました、水木議員もお話になりました、全国20の自治体で実施している事業に希望した自治体130あまりの中から選ばれて、八峰町の小・中学校全てを対象とした「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」の委託を受けることとなり、現在取り組んでいるのが水木議員のご質問された事業であります。

この事業は、今後国や文部科学省が目指すICTを活用した授業の基礎となるもので、カリキュラムの作成や実施、更には進んだモデルカリキュラムを作成するのが主な目的

の事業であります。事業の実施にあたっては、文部科学省、受託会社であるNTT及び関連会社の指導のもとに、更には、実証対象校である小・中学校の教諭、秋田県教育委員会の指導主事、文部科学省から有識者として指名された秋田大学の教授や、町の教育委員会職員などをメンバーとした「八峰町ICT教育推進会議」を組織しております。現在、この会議が中心となり子どもの成長及び学力向上に有効な授業スタイルの確立をめざし、通常の授業に加えて電子黒板、タブレットパソコン、及びデジタル教科書を有効に活用した学習課程を組み入れ、各テーマに沿ったモデルカリキュラムを作成すること、さらには教科によっては、より挑戦的・先進的なモデルカリキュラムの作成についても取り組むこととして、秋田県教育委員会からも教員配置等の協力をいただきながら、現在小学校では理科、中学校では英語の教育に力を入れているところであります。

平成28年度でこの2年間の委託事業は終了するわけではありますが、今後この事業で作成したモデルカリキュラム、先進地視察等で得た様々な情報等を活用し、事業終了後もそして学校統合後も引き続き将来を担うわが町の子どもたちのためにICTを活用した授業に、そして授業改善に取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

- 議長（芦崎達美君） 3番議員、再質問はありますか。3番水木壽保君。
- 3番（水木壽保君） 再質問ですけれども、政府の対策大綱を基本に考える中で産業の成長ということで、力強い農林業の万全を尽くすと報じてはいますけれども、私、今考えれば、平成23年12月に国の予算で第4次農林水産関係の補正予算で1,630億円の予算が盛り込まれました。これは平成24年度の予算で前倒しで組まれたもので、その事業ですが、農業体質強化基盤整備推進という事業で出しましたが、考えてみますとTPPに向かったのアメと言いますか、国のそういうんじゃないかと思われる節があって、これは100%国で持つと。2種類の事業、同じタイプがありまして、国のやつと県も。2種類のありましたけれども、定額制と定率の事業でありますけれども、これ3年間やって、今年はないんですけれどもやってきたわけなんですけれども、八峰町の対象になる面積といいますか、それが極めて少ないわけであります。それで今また、これから今年ですけれども、おそらくまた補正まで、新聞紙上では1,000億円以上農業に予算を出すような新聞などでは報道されておりますが、今回はインフラとか水路とか農道とか規格拡大に主に重点を置いているみたいなんですけれども、これに対して町としてはどのようにして行

くか、ちょっと難しいと思います。先に平成23年度の12月にきて、平成24年の1月で募集というか、締め切りみたいな感じで来たので、今回もまたそのようになる可能性もありますので、町としての対応が大変、職員の皆さん苦勞していると思いますけれどもその対応をどうするか、ちょっとお聞きしたいなと思って。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対して当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。議員のおっしゃるように、平成23年打ち出した補正がT P Pを意識したものであるかどうか、そこら辺までは私もちょっと国のそういう状態まではちょっとわかりませんが、そういう節もあるかもしれません。しかし、事業としては3年間いろいろやられて、例えばもみ殻暗渠であるとか、そういうものがやられたという経過からするとまず現場では非常に喜ばれたのではないかなというふうに思っています。ただこの事業も3年で終わってしまいまして、今年度新年度からないわけでありまして、希望だけは取っておりますので、例えば今回の補正でそういうものが対象となるとすれば、再度またそういうものに手を上げて実施をしたいなというふうには考えています。それから全般的な国のT P P対策大綱は決まりましたけれども、具体的なT P P関連の事業はこれから新年度予算とかで出されてきますので、そういうものを見ながら町としても対応したいと思います。ただ新聞報道で今回の補正予算の関係を見る限りは、農林水産で3,871億円と、この中では基盤整備の予算であるとか、やっぱり様々上がっておりますので、活用できるものは最大限活用しながら、これはT P Pあるなしに関わらずそういう予算の状況を見ながら、町としても対応していきたいというふうに思っています。

○議長（芦崎達美君） 他に質問ありませんか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） 予算が来るとは思いますがそれ以外と言いますか、掛からないところも八峰町にありますけれども、是非とも県とおそらく県も出してくれると思いますけれども、町も頑張っていることを要望して終わりたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 2問目の再質問はありませんか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） 教育長の詳しい説明で、わが町のI T C教育が、他に先駆けた推進し全国のモデルになっていることを理解できました。先日ある校長先生から、学力の成果が上がっていると聞きました。これから時代を担う子どもたちは、社会に出れば必ずタブレットなど必要になりますので、今後も全国の模範となるように是非進めてほしいと思います。それで2点質問をします。

ずいぶん視察などが全国から来ていますが、今年は何校来たのか、それとまた町内に泊って行ったのか。

あと2点目ですけれども、小学校の子どもの保護者から子ども園に通わせている方からですけれども子どもを、幼稚園にもこの設備をしてほしいと思っているみたいです。私にも孫がいますけれども、スマホをいじくって歯磨きのあれを見て一生懸命やるんです。それから日曜日にやっているニンニンなんだかってあれを見て踊ったりしているんで、これは幼育の時期からでも子ども方のやつあれば子ども本当にもものすごく発展していくと思います。ですので教育長に聞きますけれども、保育園と言いますか、幼稚園と言いますか、にもやる計画はあるのか、2点お伺いします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 水木議員の再質問にお答えします。ご理解いただきましてありがとうございます。

まず1点目のですね、視察どこからきているか、その視察に来られている方は八峰町に泊っているかということでございます。一昨日の地元の新聞にも記事が載っておりますが、今年度は特に統合も控えておりますし、学校によっては校舎の改築も行っております。それから一番大切なのは学校で受け入れられるかどうか、先生方が労働過重にならないかどうか、そういうことも考えて学校主導で私共は受け入れております。そういうことで今年度は統合もあってですね、少しセーブをしております。申し込みはものすごく多いです。ただ八峰町にだけ来てお帰りになるのではなく、来たついでにあちこち回って視察旅行で帰るという見え見えのところはほとんどでありまして、八峰町に来て、私や学校の話聞き見て帰るところだけ受け入れております。記録報告しなければならぬものから、記録もありますのでお話しすると、6月から今月最終は24日でありましてけれども見られております。6月にはソウルの特別区の中浪区というところから、区長さんと議長さんと小学校にの校長先生たちが見えられております。7月には石川県の中能登町というところから教育長はじめ教育委員、校長先生方、8月には韓国の江原道と言いますけれどもソウルの隣の県になりますが、教育長と校長先生、教師ら26名、八峰町に泊って視察をされております。あとですね、2、3名来られるところはよろしければ一緒に受けたいというので、10月には松江市の教育委員会、愛媛県の西条市の教育長、教育委員の方々、鹿児島県の霧島市の教育委員会と島根県の飯南町から合わせて11名でありますけれども、まとめて視察を受け入れております。11月に入って沖縄県の

宮古島教育委員会の皆様方、また中学校の校長先生方、11月の末には滋賀県の草津市、札幌市の教育委員会、夕張郡の栗山町の教育委員会ということで見えられております。12月に入りまして、新聞にも載っていましたが新潟県の関川村の教育長、校長先生、先生方ということ、数えてみますと123名の方が八峰町に泊っております。このほかに、毎月のように来て指導していただいているN T Tの方、また文科省の皆さんということになりますと、また24日にはですね、秋田市から宿泊しておそらく忘年会も兼ねていると思いますけれども、八峰町の取り組みを私に聞きたいということで7名の方が来ます。合わせて130名は間違いなく八峰町の施設に泊っております。観光産業ではありませんけれども、そういう意味では非常に貢献はしているのかなと私は思っております。

2つ目のご質問であります。水木議員のおっしゃるとおり、兄弟が小学校に通っている保護者の皆さん、更にはP T Aであったり園の保護者会等でも、私にも校長先生を通じてそのような話をされる方が多くなりました。教育委員会としてもやはり学校教育、義務教育の基本は幼児教育であります。今後幼・小・中連携した取り組みを進めていく上では、また教育のまちを目指す八峰町としては、可能であれば幼児教育、特に年中・年長さんの園児もI C T教育を導入していきたいものだなと正直のところ今検討しているところであります。ただ、連携していくためには設備を含めた子ども園、小・中学校同士の互換性も必要であります。更には現在も平成23年度から平成25年度までの事業を継続してN T Tの皆さんにご指導、また有効な情報等いただいておりますが、それを子ども園にも延長して支援できないか、そういうことも今文部科学省の担当官を通じてN T T側の方をお願いをしているところでございます。幸い、来週のはじめに文科省の事業で東京の文科省に出張いたします。その折にN T Tの方に寄って、私もお願いしようと思ってアポお願いしましたら、今日朝早々でありましたけれども、N T Tの副社長である中川さんからアポを採れたということで連絡ありました。

それから、現在ボランティアで絵本等の読み聞かせを行っていただいております。それと合わせてやはり子ども子育てという観点から、残していかなければならないそして民話や童話、今、動画様々あります。例えば日本むかしばなしとか、そういうものを別の授業でキッズシアターということでこういうものを利用していければなあと思っております。せっかく子ども園の話出ましたので、今年町長部局から教育委員会の方へ所管替えしました。これまではとにかく新しい子ども園に生まれ変わろうと、今県内外の研修、また保育士個人面接を行ったりして一生懸命頑張っております。一気に変わるわけ

ではありませんけれども、少しずつ意識は変わってきております。保護者の皆さんからも明るくなった、挨拶もしてもらおう、そういう話も受けております。少子化対策も効果もありましてそういうこともあってですね、たぶんだと思いますが、当時20名も他の施設に八峰町以外の施設に通っていた子どもさんが、現在のところは8名まで減っております。来年度はもう少し頑張ってお八峰町の子ども園に入ってもらおうように、園と教育委員会一生懸命頑張っております。そのためにも是非この設備を導入したいものだなと思っ様々走り回っております。ちょっと長くなりましたけれども、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（芦崎達美君） 他に質問ありませんか。3番水木壽保君。

○3番（水木壽保君） 埴川小学校が俳句で2年連続日本一になったわけで、来年からは合併ということでICTを推進してどうせなら日本一の教育町としてなってみてはいかがかかとPRして、自然環境もいいし、教育環境も整備されているということで、今移住というか定住というか、それも結構この前テレビでやってるんですけどもテレワークというか、こっちにいながら仕事ができる、そういう人が環境のいいところで子どもを育てたいという人が出てきておりますので、それでこれをPRすれば定住移住人口減少の対策にもなるのかなと思いますので、頑張ってもらえればと思います。答弁はいりません。

○議長（芦崎達美君） これで3番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。

午前11時31分 休 憩

午前11時32分 再 開

○議長（芦崎達美君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に9番議員の一般質問を許します。9番議員菊地 薫君。

○9番（菊地 薫君） 昨日今日と同僚議員の重複したような質問もございました。また今日関連した事項もございまして、町長にすれば答えにくいだろうと思いますけれども、新たな傍聴者も来ておりますので、解答の方を宜しくお願いを申し上げます。

では通告に従いまして質問をいたします。

漁業振興と関連事項についてということで、何点か要旨を提出いたしました。第1次産業の取りまく環境はTPPの大筋合意により更に厳しさを増すものと、こう推測され

ます。その中で今回は漁業について取り上げてみました。折しも今ハタハタの漁期でありまして、今年はどうであったのか大変気になるところであります。ここ数年当町の基幹産業である漁業はマグロの規制問題やハタハタの不漁、魚価の低迷などに加え、漁獲量の減少が顕著であります。よって漁業者の経営実態は深刻であります。その点町長としてどのように認識されているのか、尋ねるものであります。

次に、放流事業についてお尋ねいたします。当町は毎年のように稚魚の放流を行ってまいりました。その効果のほど、どう検証しているのか伺います。海面養殖事業については内海を持たないわが町にとって、困難な事業と思われれます。旧八森町においては外海でのヒラメ中間育成など、いくつか取り組んできた経緯がありますが、よい結果を得ることはできませんでした。一連の育てる漁業、今後どう取り組むべきか尋ねるものであります。

次に栽培漁業協会のヒラメの中間育成についてお尋ねいたします。

この施設の利用はヒラメだけのようではありますが、大変もったいない施設であります。利用実績と今後の取り組みを伺います。

次に、最近C A Sという言葉が聞かれるようになりました、これはセルアライブシステムという冷凍技術の画期的な装置であります。セルアライブとは細胞が活着しているという意味であります。様々な食材が持つ素材本来の旨味や香りなどを長期間保つことができ、凍結した時の新鮮さをいつでも再現して味わうことができます。このシステムの活用でよく報道されるのが、島根県の海士町や佐賀県唐津市の呼子C A Sセンターがあります。従来の凍結技術では約半年、1年が消費期限で、解凍後の鮮度が低下していました。この方式では季節や漁獲量に左右されない安定した価格で在庫も管理されます。私はこの方式を数年前から興味を持って調べておりました。町の魚であるハタハタを通年提供できる体制を組めないのか、夢の広がる設備だと思えますが、町長の所見を尋ねるものであります。

次に、漁港の拡幅工事や港湾道路改良について伺います。

現在の八森岩館両港の全貌は、年々拡張され大規模な港となっております。高額な予算が投資され、同時に町負担も付いて回ります。港自体がフル利用されているのでしょうか。漁業者の高齢化、後継者不足、漁船の減少などマイナス要因の中でこれからまだまだ必要なかどうか、これは広く町民の声でもあります。地元企業の支援による雇用の確保については十二分に承知をしておりますが、また事業目的が高潮対策、耐震化対

策等々であり、また国県の事業としたならこれは否定も出来ないことであります。これからの港湾事業着手については、慎重に精査されたく思う次第であります。町長の考えを伺いたいと思います。

次に、仮称塩工場についてお尋ねいたします。

管理施設として、塩と塩もろみの製造販売を行っております。かなりの管理委託料を必要とすることから常に議論されてきました。来年以降どうなされるつもりなのか尋ねるものであります。

以上、町長の率直な答弁をお願いをいたします。

以上です。

○議長（芦崎達美君） ただいまの9番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 菊地 薫議員の漁業振興と関連事項についてのご質問にお答えいたします。

1点目の「漁業経営の実態は、年々厳しさを増しているが、どのように認識しているか」についてですが、議員ご指摘のとおり、漁業を取り巻く環境は年々厳しくなっております。漁船の燃料については、この1年で大分落ち着いたものの、漁場の変化により航行距離が長くなったことにより燃料費がかさむようになりました。また、社会環境の変化による魚価の低迷、消費者の魚離れ、就業者の高齢化・後継者不足など顕著に表れてきており、漁獲量、漁獲高ともに減少傾向にあります。平成25年の数字ではありますが、漁獲量は1,380 t、漁獲高が7億1,200万円と、10年前の平成15年に比較すると、漁獲量で655 tの減少、漁獲高で3億900万円の減少となっており、組合員数も296名と10年前に比べ122名減少しております。また、近年、マグロやハタハタの漁獲枠が大きく制限されるなど、漁業者の経営はますます圧迫されていると認識をしております。

2点目の「放流事業や養殖事業など、育てる漁業の取り組みをどう考えるか」についてですが、放流事業については、昨日、須藤議員の答弁でも申し上げましたが、現在、栽培漁業協会と県漁協でヒラメ、マダイなどと、試験放流のトラフグを合わせ7種類の放流事業を行っており、特にヒラメに関しては大きな成果を上げております。現在、北部支所管内ではヒラメ、マダイ、アワビの放流事業を行っておりますが、町としてもこれを支援しております。この他、平成24年度から能代港北防波堤内側で天然採苗により稚ナマコを安定的に生産・中間育成し、八森、岩館地先に放流する「ナマコ天然採苗試

験支援事業」に対し、補助金を交付してまいりましたが、年によってナマコ種苗の付着数の変動が大きく、今後、採苗方法を再検討して試験を行うこととして、平成26年度をもって試験を一時終了するとの連絡を受けております。放流事業については、今後もこれを継続しながら、それ以外の魚種についても県漁協並びに漁業者から要望があった場合は、県の関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

また、県内の養殖事業としては、秋田県水産振興センターにおいてヒラメ、クロソイを、男鹿地区で海草のワカメ、昆布を養殖しておりますが、当町では、議員もおっしゃったとおり、かつて旧八森町時代、外海で取り組んだヒラメの養殖事業がうまくいかなかったように、静穏域を持たない地勢的条件から外洋での養殖は厳しいものがあると思います。現在、アワビの陸上養殖会社が操業していますが、養殖するとすればこの方が有効な手段ではないかと思っております。今後、漁業者の所得安定を図るためには、安定した漁獲量確保が必要であり、これまでの獲るだけの漁業から、つくり育てる漁業への取り組みは必要と考えており、漁業者とともに知恵を絞ってまいりたいと思っております。

3点目の「県の栽培漁業協会施設の利用実態と今後の取り組み」についてですが、これについても、昨日須藤議員の答弁にもありましたが、平成8年から現在まで、秋田県栽培漁業協会で5月中旬から7月中旬まで、ヒラメの中間育成として使用しております。今後も放流を目的に、12万尾程度のヒラメを中間育成してまいりたいとのことでした。

4点目の「6次産業化を見据えた、セルアライブシステム、いわゆるC A S冷凍装置の導入は大きな戦力になるのでは」についてですが、農林漁業者、加工業者、販売者などの収益アップを図ることが、町の活性化に繋がることから、町の農林水産物を活用した、6次産業化を図ることは極めて重要な課題と考えております。6次産業化を見据えた場合、議員がご指摘のとおり、C A S冷凍装置は大きな戦力になることは確かだと考えます。

C A S冷凍は、急速冷凍により、冷凍機内部にあるパルス磁場環境に食品を置き、食材内部の細胞組織に7つの微弱エネルギーを均一に与えることにより、氷の膨張を抑え、細胞の破壊を抑えることが出来、食材を均一に冷却し、長時間本来の味の維持が可能で、解凍後も冷凍前の鮮度を保つことができるということで、海産物、畜産物、農産物、加工食品・調理食品を扱う事業所で取り入れられてきております。

例えば、農林産物等を新鮮なうちにC A S冷凍し、必要に応じて加工し、すぐに加工品をC A S冷凍し出荷する。この行程で出荷した場合は、消費者に新鮮で良い物を提供で

きるほか、従来よりも高値で販売することが可能になると考えられます。

このC A S冷凍装置は、小型から大型まで様々な種類があるようではありますが、どこにどのようなものを設備してどのような使い方をするのか幅広い検討が必要だと考えます。例えば現在、北部漁協では、大型冷凍施設が稼働しておりますが、漁協や漁業者がC A S冷凍装置に対してどの程度の認識を持っているのか、冷凍施設との関連をどうするのか、C A S冷凍装置を活用した事業展開をどう図るか、導入するとすれば資金的裏付けをどうするのか、導入後のランニングコスト等、導入までの条件整備が先になるのではと考えます。

いずれにしても、C A S冷凍装置の有効性は認めつつも、導入前に様々な角度から研究してまいりたいと思いますので、この後も、ご提言やご助言を宜しくお願いいたします。

5点目の「現在の漁港整備や港湾道路改良の意義をどう捉えるか」についてお答えします。

これらの事業は、県の水産漁港課が、市町村や漁協、漁業者からの意見と要望を取りまとめ計画書を作成し、計画書を再度漁協、漁業者が確認した後、国へ要望として提出し採択となった事業を県が事業主体となって行っており、工事の種類によって負担割合が決められており、今年度の町の負担金は3,655万円となっております。

これまでの工事内容を見ますと、①漁船や荷捌き場、漁港近くの民家を高波などから守るための堤防や防波堤、岸壁などの工事、②海に面した家屋や人命を高波や津波から守るための、堤防の嵩上げ工事、③海岸部の安全な通行や水叩きによる堤防からの越波をやわらげるための港湾道路工事、④水産資源の保護育成を図る魚礁などの増殖場造成工事といった、どれをとっても地域や漁業者の生活や産業基盤の向上に直結したものと認識しておりますので、今後も継続して行われる必要があると考えております。

6点目の「指定管理施設である農林水産加工場の運営主体は継続か」についてですが、現在、農林水産物処理加工施設の管理については、町が八峰白神自然食品株式会社に対し、指定管理料300万円で平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年の期間で基本協定を締結しております。

現在、加工施設には塩・塩もろみの製造に当たる常勤の正社員がそれぞれ1名ずつ、経理と販売担当がパート1名、合計3名の従業員が勤務しております。

6月定例議会の行政報告で述べましたが、平成26年度の経営状況を見ますと、必ずし

も良好でないことから、5月末に開催された同社の取締役会で今後の事業経営の対策について協議しましたが、平成28年度以降の施設の管理の方向の結論には至りませんでした。現在の経営状況については、経費を最小限に抑えており、売り上げも大口の注文があり、売上高は全体で伸びております。

しかし、大手の取引先と考えている企業との塩の取引がまだ交渉中とのことで、迅速に進めるよう話したところです。

なお、1月に、今後の営業継続について具体的に協議するため、取締役会を開催することとなっておりますので、今後の管理の在り方について方向性を見出していきたいと思っております。

いずれにしましても、会社関係者はもちろん、従業員の方も取引先の確保や生産量の増大に取り組み、経営改善に向け頑張っているところですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 9番議員、再質問はありますか。9番菊地 薫君。

○9番（菊地 薫君） 養殖事業、栽培事業等々の説明をいただきました。大変やはり稚魚の放流だけに留まっておるといのが実態であります。逆にこれからの完全の陸上養殖なるものも、やはりいろいろと検討していく時期ではないのかな、このように思います。トラフグの放流というもおこなわれた経緯もあるようでありますので、そういう方面ですね、是非研究をしていただきたい、検討していただきたいと私からお願いをしておきます。

それから先ほどのCASの設備に関しまして、町長からいろいろその設備の効果のほどは理解してもらっているようでございますが、それには様々なその段階の諸条件があるということでもございました。ですが今、民間にこれが非常に浸透しておるようでございます。例えば能代のある菓子屋さんがその商品をCASを使って冷凍して全国に空輸している、そういう状況が今出ております。まさにそれだけの付加価値を付けて価格を上げて販売できる戦略、それが非常に大きなものだろうとこう思っております。これはあらゆる産業に通じる訳でありますけれども、わが町のこの魚という点、特にハタハタ、そういうもののやはり向けた購入店導入というのはかなりのメリットがあるんじゃないのかな。この度、町長が県主催でハタハタのフェスティバル、東京でおこなわれました。鳥取と合同でやったようですが、確かににぎわいもあったということ、八峰町のしょっつる鍋が1位であったという、そういう大々的な報道もされました。終わればもうない

ですね、これで。今11月12月のこのハタハタの漁期終われば、あともう年が明ければそんなにハタハタの声も聞きません。加工食品もないわけではない、あるんですが、それをやはり全国に知らしめる町のハタハタとして、これを位置付けて行くためには、そういう方向はかなりの負担を強いても調査研究をして向かっていくべきだ、私はこのように思いますが、町長、今一度答弁をお願いいたします。

○議長（芦崎達美君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

1点目の養殖の関係では確かに八峰町の地勢的な条件からいくと、外洋での養殖とはほぼ不可能ではないかなというふうに考えていますので、陸上養殖は有効な手段だと思います。そういう面ではこのあとこれらについてはやっぱりいろいろ研究していきたいなと思っています。

それからCASについては、たまたま今漁業関係で質問されましたので漁業関係の話をしましたけれども、これは農産物、加工食品を含めて幅広く今有効性が言われておりますので、今後これを活用した形でのものが広がっていくというのは確かだと思います。そういう面では先ほども申し上げたように、いろんな種類もありますのでどこでどういうものを使えるのか、いろいろ研究をしながら、そしてまた町内のやっぱり団体とのいろんな話をしながら、そういうものについての普及、そして更にやるとすればまた、たぶん町の方での支援とかも出てくると思いますので、そこらへんも含めながらいろいろ検討してみたいなというふうに思っております。

○議長（芦崎達美君） 他に質問ありませんか。9番菊地 薫君。

○9番（菊地 薫君） 漁業の整備等々についてでありますけれども、先ほど町長がその建設に至るまでの経過なども述べられました。私もずっとこの議員活動長いわけですが、毎年のように予算化してくるのは、この漁業の漁港の関連予算であります。私は全て否定するわけでもなんでもございません。ただ、今国の借金が1,000兆円を超え、そして今社会保障と称して消費税のアップ、あるいはそれに伴う経済が停滞しては出来ないということで国は経済に手厚く予算まさに公共事業も、言葉は悪いですが、垂れ流しのように出てくる。そういう状況は、非常に私は如何なものかなと思うというのものもあるわけがあります。その中で漁港を見た場合に見た目ではもう立派な漁港だな、もう整備どこにあるんだろうかとかこう思いをいたしております。その中でそれぞれの立場で陳情を行っていく、そこには国会議員さんも同行して、省庁への陳情というのも行われているよう

であります。毎年のように行われております。それはそれでいいのですが、やはり内容的なものをいろいろ精査していくべきだろうと私はこのように思っております。今岩館の海岸の道路も建設されております。見た目で見ただけじゃいけないのかなと思っておりますが、これも来年になればまた何か出てくるのか分からない状況であります。あの道路にしても、テトラポットをその海岸に大量に新設をして今まで来たわけですが、それこそもっと早くできなかったものかな、やるのであればもっと早くにあれば手を掛けておくべきだった場所ではないのかなと、こういう思いもいたすわけでありまして、こういう質問をすれば、町長も大変困るでしょうけれども、あとやめれとそういうことは私は申しませんが、まず漁港管理の予算、今一度ですね、慎重にやはり繰り返して進めて行くべきだと思うのですが、いかがですかその点。今一度。

○議長（芦崎達美君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

まず海のある限り、漁業は続く訳でありますけれども、漁業者の一番貴重な財産であるのは生産手段である漁船だと思っております。それを守るための漁港というのは非常に大事な基盤であると思っております。今まで作ってきたものがかなり老朽化している、それをやっぱり改修していかなければならないという問題もあります。それからまた今の気象的な状況からいって、非常に急に高潮が押し寄せるという問題もあります。だから従来の基準ではなかなか防ぎきれない。滝の間の海岸道路もそうですけれども、越波したことによってようやくあそこが底上げされましたけれども、というふうなことから言うとその時々に応じた漁港の整備をするということは非常に大事な課題ではないかと思っております。やみくもにただ金を投資するという方向じゃなくて、事業をやる場合には今の中で何が必要なのか何を直していかなければならないか、そういうものを慎重に検討されてその上で計画が成り立ってきていると思っておりますので計画の段階で無駄なものがあれば、それはカットしていかなければならないと思っておりますけれども、いずれ漁業者からいろんな形での要望が出されておりますので、そういうものをしっかり受け止めながら漁業者の考え方と合わせながら、町としても意見を出せるところは出しながら進めて行きたいと思っております。ただ、今の段階ではほぼ計画は平成28年度までで、新しい計画に向けて動き出していると思っておりますけれども、いろんな機会があれば協議の場で我々も必要性についての議論はしていきたいなというふうに思っております。

○議長（芦崎達美君） 他に質問ありませんか。9番菊地 薫君。

○9番（菊地 薫君） 今、来年度からという話も出ましたので、こういう機会じゃないのかなとこう思いますので宜しくお願いいたします。それから漁業者の経営実態が芳しくないことは、私はやはり量が少なければ当然通常であれば値段が上がる、価格が上がるというのは通常だと思うのですが、なかなかそれが期待できないのが今の漁業であります。そこでは中間の業者が介在しているわけですし、かつてであれば流通手段を持たない漁業者はやはりそれに頼らざるを得なかった。しかしながら今は全く変わっております。1次産業のみならず我々3次産業にとっても卸業者淘汰されていっております。そういう状況の中で、やはり漁業者も大型船中型小型と当町にはありますが、特に大型船の場合は大変ここ2、3年厳しい状況も伺っております。これはあくまで個人的な考えですが、やはり漁業者同士が法人化あるいは協業化を図りながら加工していく、そしてまたCASのような6次産業化、そういうものを作り出していく方向性もこれから必要になってくるのかなとこう思います。あくまで漁業者、そして漁家という当事者の考え方によるわけではありますが、そういう考え方も私は持っております、特定管理施設が来年度それこそ契約の切れる年なわけです。今年度で終わるわけですが、塩と塩もろみというものだけを取り扱った結果なわけですね。まさしく利益の上がるものがないわけです。それは1、2年経過していれば分かるわけですよ。私はこれが今日明日で出来るものではないですがそういう施設にこのような運用的な状況を付加してやる、CASを含めたそういう利用体制を作るといったのも1つの手段でなかったかな、これから出来るんでないのかなとそういう思いも持っております。もちろん課題は山積しておりますがそういう考えも私はあるんですが、町長、その点いかがですか。答弁お願いします。

○議長（芦崎達美君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

漁業者同士の法人化を含めたそういう体制も必要ではないかという提言、今の流通の中で、確かに漁業は仲買を通しながら市場に流すというふうなシステムを取っているようでありますけれども、ただ全国的な漁協の中には直接漁業組合に上がってきたものを、もう消費者の直接スーパーに直接丸ごと売っているという、そういう地域もないわけではありません。そういう意味では漁協自体としても、自分方の獲った魚について、どういふふうな形で付加をつけながら収入を上げていくのかということ、これから工夫していかなければならない課題だと思います。それから今申し上げられました、加工施設

の関係なんですけれども、当初は塩あるいは塩もろみ、この塩もろみというのは非常に有効な調味液でありますので、これを使いながら町内で加工にあたってほしい、加工のためにこれを使ってほしいという狙いが込められていたのですけれども、そこら辺の売り込み、あるいはまたPRなども十分でなかったという反省は残っています。今年度で指定管理者の期限が切れますので、来年度以降どうするかについては、今会社の方で1月に開いて方向性を決めると。いずれ前にも私も話した経緯もございますけれども、これまでの状況からいくと町からの指定管理要素のものは前提にしないでくれという話をしておりますので、ない中で自分方がどういう経営をしていくのかということも前提にしながら議論されると思いますので、そういった形と合わせながら今菊地議員から提案された今後の在り方について。その提言も頭の中に入れていろいろ話し合いをしていってみたいと思います。

○議長（芦崎達美君） 他に質問ありませんか。9番菊地 薫君。

○9番（菊地 薫君） いろいろ端折って進めてまいりましたが、私はこの漁業の取り巻く環境ということで、大変今厳しい状況にあるということをですね、皆さんと共に共有したいがために今日はこれ1点に絞って取り上げてみました。

以上で質問を終わります。

○議長（芦崎達美君） これで9番議員の一般質問を終了します。お昼になりましたがもう少しだけ進めさせていただきます。

日程第3、陳情第13号、学校薬剤師の報酬改善についての陳情についてを議題とします。

本件については12月16日委員会付託となっていましたので教育産業建設常任委員長より審査の結果と経緯について報告を求めます。山本教育産業建設常任委員長。

○教育産業建設常任委員長（山本優人君） 教育産業建設常任委員会の山本です。

平成27年12月議会定例会に委員会に付託された陳情の取り扱いに関する教育産業建設常任委員長の報告として報告申し上げます。

この12月議会定例会本会議において、秋田県薬剤師会から提出され、教育産業建設常任委員会に付託されていた、陳情第13号、学校薬剤師の報酬改善についての陳情書の審査の経緯と結果についてご報告します。

本陳情に関し、本定例会の12月16日に委員会全員出席のもと、委員会を開催し、慎重に協議いたしました。

学校薬剤師は、学校保健法により各小・中学校に配置され、学校環境衛生の職務や健康相談・保健指導に従事することとなっていますが、その報酬については、これまで郡内でほぼ統一された額を支払ってきた経緯があります。今後、郡内各町の実情を把握しその額の適正を判断するためには、今しばらく時間を要するとのことで、陳情第13号については「継続審査」すべきものと決定しましたので、報告いたします。

以上です。

- 議長（芦崎達美君） ただいまの教育産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第13号を採決します。お諮りします。本案について継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第13号は継続審査することに決定いたしました。

日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第74条の規定により、次期議会の会期、日程など議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務の審査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（芦崎達美君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これをもって平成年27年12月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

また、傍聴者の方にも本当にありがとうございました。

午後 0時09分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 芦 崎 達 美

同 署名議員 3番 水 木 壽 保

同 署名議員 4番 須 藤 正 人

同 署名議員 5番 腰 山 良 悦